

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁事務局総務課

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
1 職員の人事に関する事項	(1)定数・定員に関すること	①職員の級別定数に関する文書	・ 通知書	人事	人事（定数・定員）	級別定数に関する通知及び資料	5 年	廃棄	
		②当該庁の配置定員に関する文書	・ 通知書			配置定員に関する通知及び資料			
		③当該庁の欠員状況を報告した文書	・ 報告書			欠員状況等報告書			
		④欠員補充手続に関する文書	・ 報告書			欠員補充手続	3 年		
		⑤部門間配置転換職員に係る受入手続に関する文書	・ 通知書			部門間配置転換職員の受入手続			
		⑥新たな府省間配置転換職員に係る受入手続に関する文書	・ 通知書			新たな府省間配置転換職員の受入手続			
		⑦職員の在職状況・休職状況・非常勤職員の在職数を計上した文書	・ 報告書			常勤職員在職状況・休職状況・非常勤職員在職状況統計報告表			
		⑧技能員・労務職員の採用状況を報告した文書	・ 技能員・労務職員の採用等報告書			技能・労務職員の採用状況等報告表			
	(2)任免に関すること	①人事院への協議結果に関する文書	・ 通知書	人事	人事（任免）	人事院協議結果	10 年	廃棄	
		②採用手続に関する文書	・ 採用候補者の選定 ・ 面接結果 ・ 採用者の決定 ・ 説明会の通知 ・ 任命結果通知書 ・ 採用候補者一覧表 ・ 一般職試験における採用面接の実施状況等連絡票			採用手続 任命結果通知書（大卒程度試験） 採用候補者一覧表（大卒程度試験） 任命結果通知書（高卒程度試験） 採用候補者一覧表（高卒程度試験） 一般職試験における採用面接の実施状況等連絡票	5 年 1 年		
		③検察官補職に関する文書	・ 上申書 ・ 通知書 ・ 検察官任免			発令上申書 発令通知書 係検事発令	5 年		
		④検査員指定簿	・ 指定簿			検査員指定簿			
		⑤人事異動の発令に関する文書	・ 上申書 ・ 異動発令手続			人事異動発令上申書 人事異動発令手続			
		⑥検察官事務取扱検察事務官の発令に関する文書	・ 上申書			検察官事務取扱発令上申書			
		⑦退職者の発令に関する文書及び定年前早期退職手続に関する文書	・ 上申書 ・ 退職発令手続 ・ 定年前早期退職手続			退職発令上申書 退職発令手続 定年前早期退職手続			
		⑧人事協議の経緯及び結果に関する文書	・ 協議・内議書 ・ 報告書 ・ 通知書			人事協議の経緯及び結果			
		⑨定年退職者等の再任用手続に関する文書	・ 希望調書 ・ 候補者一覧 ・ 通知書 ・ 報告書 ・ 暫定再任用に関する明示書の写し・同意書			再任用希望調書 再任用候補者一覧 選考結果通知 再任用の実施状況報告 暫定再任用に関する明示書の写し・同意書	暫定再任用の終了した日に係る特定日以後3年		
		⑩60歳以後の勤務に関する文書	・ 確認書			60歳以後の勤務の意思に関する確認書	6 年		
		⑪翌年度に定年に達する職員に対する定年退職日の通知に関する文書	・ 通知書			定年退職日の通知書	3 年		
		⑫職員への権限付与のための諸発令を記載した帳簿	・ 発令簿			発令簿			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		⑬法務省内組織間人事交流者の選定・調整・人事管理に関する文書	・推薦調書 ・自己申告書 ・勤務状況等調 ・人事交流記録			法務省内組織間人事交流手続			
		⑭人事異動に関する希望その他の自己申告に関する文書	・申告書			人事調査表（自己申告書）			
		⑮広域人事異動者の推薦・希望及びその結果に関する文書	・推薦調書 ・希望者調書 ・結果通知			広域人事異動調書			
		⑯各種任用状況の調査及び報告に関する文書	・任用状況調査票 ・障害者任免状況通報書 ・報告書			一般職の国家公務員の任用状況調査 障害者任免状況通報書 障害を有する職員の採用状況等の報告について			
	⑬検察官適格審査に関すること	検察官適格審査会からの調査依頼・報告、審査結果に関する文書	・調査依頼 ・報告 ・審査結果	人事	人事（服務）	検察官適格審査会に関する通知等	5年		
	⑭国家公務員倫理に関すること	①国家公務員倫理法等に基づく贈与等報告書	・贈与等報告書 ・提出件数調査票 ・提出者確認表（贈与等報告書） ・受理簿	人事	人事（服務）	贈与等報告書	5年		
		②国家公務員倫理法等に基づく株取引等報告書	・株取引等報告書 ・提出者確認表（株取引等報告書） ・受理簿			株取引等報告書			
		③国家公務員倫理法等に基づく所得等報告書	・所得等報告書 ・提出者確認表（所得等報告書） ・受理簿			所得等報告書			
		④不動産取引に関する報告書	・不動産取引報告書			不動産取引報告書			
	⑮職員の兼業の許可に関する重要な経緯	①職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書	・申請書 ・承認書	人事	人事（服務）	兼業の申請及び承認	兼業の終了した日に係る特定日以後3年		
		②その他職員の兼業の許可に関する文書	・移管書			兼業の申請及び承認移管書	1年		
	⑯職員の懲戒に関すること	職員の懲戒に関する文書	・懲戒に係る文書	人事	人事（服務）	懲戒	5年		
	⑰職員の人事評価に関すること	①職員の人事評価に関する文書	・人事評価記録書	人事	人事（服務）	人事評価記録書	実施権者による確認が実施された日に係る特定日以後5年		
		②人事評価の実施に関する文書	・人事評価の実施通知			人事評価の実施	5年		
	⑱検察官の人事評価に関すること	①検察官の人事評価の実施に関する文書	・調査表作成に係る文書	人事	人事（服務）	検察官調査表実施			
		②自己申告に関する文書	・自己申告シート			自己申告シート	実施権者による確認が実施された日の翌日から起算して5年		
	⑲苦情相談及びハラスメントに関すること	苦情相談及びハラスメントに関する文書	・通知書	人事	人事（服務）	通知書 相談員名簿	3年		
	⑳職員の退職管理に関すること	再就職に係る届出及び届出提出に関する文書	・届出 ・提出	人事	人事（服務）	職員の退職管理に関する通知及び届出			
	㉑人事記録に関すること	①個々の職員の勤務記録その他の人事関係の記録を記載した文書	・人事記録	人事	人事（記録）	人事記録	常用		
			・人事記録の記載事項等に関する内閣官房令第4条に規定する人事記録附属書類			人事記録及び附属書類（死亡者分）	死亡後一年を経過したことが判明した日に係る特定日以後5年		
		②その他人事記録に関する文書	・人事記録追加記入申立書 ・移管書 ・送付書			人事記録追加記入申立書 人事記録移管書 人事記録送付書	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
	02災害補償に関すること	災害補償の報告、認定、具体的補償に関する文書	・報告書 ・認定書 ・補償	人事	人事（災害補償）	公務・通勤災害報告・認定	完結した日に係る特定日以後5年		
	03身分証明に関すること	①検察官身分証明書の被交付者名等を記載した名簿	・検察官身分証明書交付名簿	人事	人事（その他）	検察官身分証明書交付名簿	5年		
		②検察事務官証票の発行、交付に関する文書	・交付簿 ・台帳			検察事務官証票交付簿 検察事務官証票台帳			
		③検察技官身分証明書の発行、交付に関する文書	・交付簿 ・台帳			検察技官証票交付簿 検察技官証票台帳			
		④検察官記章の交付及び管理に関する文書	・送付書 ・再貸与申請書 ・返還書			検察官記章送付書 検察官記章再貸与申請書 検察官記章返還書			
		⑤検察事務官記章の交付及び管理に関する文書	・交付簿 ・台帳			検察事務官記章交付簿 検察事務官記章台帳			
		⑥特別司法警察職員証票の発行及び管理に関する文書	・交付簿 ・名簿			特別司法警察職員証票交付簿 特別司法警察職員名簿			
		⑦国家公務員ＩＣカード身分証明書の発行及び管理に関する文書	・交付簿 ・管理台帳 ・発行台帳			国家公務員ＩＣカード身分証交付簿 ＩＣカード管理台帳 ＩＣカード発行台帳			
		⑧国家公務員身分証明書の発行及び管理に関する文書	・身分証明書発行申出書 ・身分証明書氏名変更申出書 ・身分証明書破損・紛失届			身分証明書管理	3年		
	04試験に関すること	①検察官特別考試に係る受験手続及び受験結果に関する文書	・受験手続書類 ・受験結果通知	人事	人事（その他）	検察官特別考試受験手続	3年		
		②副検事選考試験に係る受験手続及び受験結果に関する文書	・受験手続書類 ・受験結果通知			副検事選考試験手続			
		③その他試験に関する文書	・受験手続書類 ・受験結果通知			簡易裁判所判事への推薦手続	1年		
	05赴任出発に関すること	職員が転勤する場合の赴任出発届に関する文書	・赴任出発延期認可申請書 ・赴任途中滞留許可申請書	庶務	人事（その他）	赴任出発関係書類	3年		
	06人事データファイルに関すること	職員の人事情報データ	・人事データファイル	人事	人事（その他）	人事データファイル			
	07公益通報に関すること	①公益通報の事務処理に関する経緯に関する文書	・受理・処理簿 ・受理・不受理通知書 ・調査開始・不開始通知書 ・調査結果等通知書 ・情報受理通知書	人事	人事（その他）	公益通報に関する通報及び結果に関する受理処理	5年		
		②公益通報の統計に関する文書	・公益通報等運用実績統計表			公益通報等運用実績統計表	3年		
	08旧姓使用に関すること	①旧姓使用職員の一覧表	・旧姓使用職員一覧表	人事	人事（その他）	旧姓使用職員一覧表	1年		
		②旧姓使用の開始及び中止に関する文書	・旧姓使用申出書 ・旧姓使用通知書 ・旧姓使用中止申出書 ・旧姓使用中止通知書			旧姓使用関係書類	3年		
	09雇用保険・社会保険に関すること	①職員の雇用保険に関する文書	・被保険者資格取得（喪失）届 ・離職証明書 ・通知書	人事	人事（その他）	職員の雇用保険に関する書類	完結した日に係る特定日以後4年		
		②その他雇用保険に関する文書	・適用事業所設置届 ・事業主事業所各種変更届 ・通知書			その他雇用保険に関する書類	完結した日に係る特定日以後2年		
		③健康保険・厚生年金保険に関する文書	・被保険者資格取得（喪失）届 ・被扶養者（異動）届 ・新規適用届 ・事業所関係変更（訂正）届 ・通知書			健康保険・厚生年金保険に関する書類			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
	㉔その他の人事に関すること	①その他の人事に関する文書	・特別司法警察職員指名簿・協議書 ・特別司法警察職員証票返還書	人事	人事（その他）	特別司法警察職員指名簿・協議書 特別司法警察職員証票返還書 海外出張 海外渡航承認申請書 弁護士会等への委員等の推薦に関する通知 副検事名簿	1 年			
			・海外出張上申書 ・海外渡航承認申請 ・決定通知 ・弁護士会等への委員等の推薦に関する通知書・推薦書 ・副検事名簿			人事給与関係業務情報システムに係る第二次利用者の申請	完結した日に係る特定日以後 1 年			
			・申請書				1 年未満			
	㉕俸給に関すること	①採用時の初任給を決定した文書	・調書	人事	給与（俸給）	初任給決定調書	離職の日から 5 年			
			②給与関係法規の改正に伴い、改正後の俸給を決定した文書			・調書	俸給切替調書			1 0 年
			③給与関係法規の改正に伴い、改正後の経過措置として、在職者の俸給を継続的に複数回見直す必要がある場合の俸給を決定した文書			・調書	在職者調整調書			
			④俸給表を異にする異動をする職員の異動後の俸給を決定した文書			・再計算書	俸給表異動の際の再計算書			
			⑤昇給に関する文書			・名簿 ・申出書	昇給発令者等名簿 特別昇給申出書 検察官昇給申出書			
			⑥昇格に関する文書			・名簿 ・申出書	昇格申出書			
			⑦給与法関係法規の改正に伴う名簿			・名簿	平成 1 7 年改正法附則第 3 条関係発令名簿 平成 1 7 年改正法附則第 1 1 条関係発令名簿 給与法附則第 8 項適用者名簿			
			⑧復職する職員の復職後の俸給を決定した文書			・俸給決定	復職時調整調書			
			⑨当該庁における級別定数に応じた人員構成を調査した文書			・調査結果	級別定数現況調書			5 年
			⑩検察官の俸給等に関する法律附則第 5 条に関する文書			・検察官の俸給等に関する法律附則第 5 条に関する決裁文書	検察官の俸給等に関する法律附則第 5 条関係			
			⑪個々の職員の級号俸等を記載した文書			・調査結果	個人別級号俸等調査表			3 年
			⑫管理監督職勤務上限年齢調整額に関する文書			・調書	管理監督職勤務上限年齢調整額調書			1 0 年
	㉖退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	・調査結果	人事	給与（手当）	国家公務員退職手当実態調査票 退職予定者名簿 定年退職者調書 応募申請者名簿	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間			
	㉗その他手当に関すること	①個々の職員の扶養手当認定に係る届出書	・認定に係る届出	人事	給与（手当）	扶養親族届	届出に係る要件を具備しなくなった日に係る特定日以後 6 年			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		②個々の職員の通勤手当認定に係る届出書	・認定に係る届出			通勤届			
		③個々の職員の住居手当認定に係る届出書	・認定に係る届出			住居届			
		④個々の職員の単身赴任手当認定に係る届出書	・認定に係る届出			単身赴任届			
		⑤個々の職員の扶養手当の認定内容が記載された帳簿	・認定簿			扶養手当認定簿	支給要件を具備しなくなった日に係る特定日以後6年		
		⑥個々の職員の通勤手当の認定内容が記載された帳簿	・認定簿			通勤手当認定簿			
		⑦個々の職員の住居手当の認定内容が記載された帳簿	・認定簿			住居手当認定簿			
		⑧個々の職員の単身赴任手当の認定内容が記載された帳簿	・認定簿			単身赴任手当認定簿			
		⑨諸手当の認定継続の正否を確認した文書	・認定状況の確認			手当の事後確認書			
		⑩併任官職に基づき手当を支給することとなる職員の名簿及び同職員への通知文書	・勤務条件の通知			併任官職に基づく手当支給に係る通知者名簿	通知する日に係る特定日以後5年		
		⑪特地勤務手当の支給状況を調査した文書	・調査			特地勤務手当等支給調書	支給しなくなった日に係る特定日以後5年		
		⑫広域異動手当の支給状況を調査した文書	・調査			広域異動手当支給調書			
		⑬初任給調整手当の支給状況を調査した文書	・調査			初任給調整手当支給調書	支給しなくなった日に係る特定日以後10年		
		⑭期末手当全般に係る文書	・期末手当全般			期末手当の支給額の決定	5年		
		⑮個々の職員の勤勉手当の支給額の決定内容が記載された文書	・支給決定			勤勉手当の支給額の決定			
		⑯個々の職員の寒冷地手当の認定内容が記載された文書	・認定			寒冷地手当の認定等			
		⑰退職手当の支給額を記載した文書	・調査			退職手当支給調書			
		⑱諸手当の支給状況を調査した文書	・調査			併任に係る任用状況及び手当支給状況等報告書			
		⑲検察官に支給する初任給調整手当の支給状況が記載された文書	・調査結果			初任給調整手当支給状況報告書	3年		
		⑳当該官庁の勤続年数別年齢別の人員構成が記載された文書	・調査結果			勤続年数別年齢別職員構成調査表			
		㉑職員の俸給決定及び諸手当の認定状況の調査結果が記載された文書	・調査結果			人事院による給与の実態調査 財務省による給与の実態調査			
		㉒児童手当の認定及び支給に関する文書	・受給台帳 ・認定請求書 ・現況届			児童手当受給者台帳（児童手当認定請求書、児童手当現況届を含む）	支給要件を具備しなくなった日に係る特定日以後5年		
		㉓児童手当の支給状況等に関する文書	・支給状況報告			児童手当支給状況報告	5年		
	㉔その他給与に関すること	その他給与に関する文書	・説明会資料	人事	給与（手当）	説明会資料	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			その他給与に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付				1年未満		
2	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。
			②立案の検討に関する調査研究文書				例規（自庁）	10年	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書	
			③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案						
			④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡			通知・事務連絡（自庁）	3年		
			⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡 ・例規集			例規（上級庁） 例規集（自庁）	常用		
		(2)その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付 ・協力依頼	共通	例規		1年未満	廃棄	
3	予算及び決算に関する事項	(1)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①職員の給与に関する文書	・基準給与簿 ・職員別給与簿 ・給与の口座振込申出・変更申出書	人事	歳出	基準給与簿 職員別給与簿 給与の口座振込申出・変更申出書	10年 申出に係る口座振込みによらなくなる日に係る特定日以後1年	廃棄	
			②歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・旅程表 ・旅行命令簿 ・出張管理簿 ・出張計画書 ・一覧の表示帳票 ・旅行情報データ	庶務	庶務	外出管理簿 旅行情報（一覧的表示帳票）	5年		
			③源泉徴収に関する文書	・給与支払状況報告書関係文書 ・源泉徴収票 ・給与支給明細書等の電子交付に係る承諾書 ・保険料の控除に関する申告書 ・基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除に関する申告書 ・配偶者控除等に関する申告書 ・住宅借入金等特別控除に関する申告書 ・扶養親族の控除に関する申告書 ・退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書	事務 人事	歳出	調査実施関係資料 給与支払状況報告書関係書類 源泉徴収票 給与支給明細書等の電子交付に係る承諾書 保険料の控除に関する申告書 基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除に関する申告書 配偶者控除等に関する申告書 住宅借入金等特別控除に関する申告書 扶養親族の控除に関する申告書 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書	7年 給与を支給しなくなった日に係る特定日以後1年 提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年		
			④給与控除依頼に関する文書	・徴収依頼書			徴収依頼書	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑤特別徴収税額に関する文書	・特別徴収税額通知書	総務その他	保管金	特別徴収税額通知書	5 年		
		②保管金に関する こと	①保管金等に関する重要な文書	・徴収金保管簿 ・現金等出納簿			徴収金保管簿 現金出納簿(徴収金保管者)			
		②保管金等に関する文書	・徴収金還付・回送簿 ・徴収金領収書 ・徴収金保管依頼書 ・郵送金受払月報 ・郵送金受払日計表 ・徴収金(郵送金)未済処理通知書 ・徴収金収入内訳書 ・徴収金内訳表 ・徴収金回送書 ・徴収通知書 ・徴収金預り証受払簿 ・徴収金仮領収証受払簿	徴収金還付・回送簿 徴収金領収書 徴収金の保管について(依頼) 郵送金受払月報 郵送金受払日計表 徴収金(郵送金)未済処理通知書 徴収金収入内訳書 徴収金内訳表 徴収金回送書 徴収通知書 徴収金預り証受払簿 徴収金仮領収証受払簿			3 年			
		③その他保管金等に関する文書	・徴収金預り証 ・その他保管金等に関する文書	徴収金預り証 その他保管金等に関する文書			1 年			
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書 個人情報保護	行政文書ファイル管理簿 個人情報ファイル簿	常用	廃棄	
②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	文書接受簿 現金書留等受渡簿	5 年					
③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書受簿			文書発送簿 文書通付簿 文書使送簿 捜査・裁判執行関係事項照会書受簿	1 年 完結した日に係る特定日以後 1 年					
	④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿			・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第 2 2 条第 4 項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査	紛失等処理整理簿 移管・廃棄簿 廃棄の記録	3 0 年 2 0 年 5 年	廃棄 移管 廃棄		
⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		秘密文書管理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後 5 年	5 年				
				秘密文書等処理簿	3 0 年					
				秘密文書保管簿						
⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料			行政文書廃棄報告書	5 年					
				廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）						
				公文書の移管	完結した日に係る特定日以後 5 年					

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項		
					大分類	中分類	名称（小分類）					
				・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書管理規則第26条に基づく報告等					
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書			標準文書保存期間基準の制定・改正	10年				
				・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準	常用				
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書	企画調査		集中管理の実施	5年				
				・行政文書ファイル集中管理簿			行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書					
							行政文書ファイル集中管理簿	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年				
			⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告			行政文書の点検	3年				
				・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			文書管理担当者指定通知					
							組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告					
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			秘密文書の指定期間の延長・解除通知書	1年				
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理					
							関係府省からの通知等	5年				
							行政文書の管理状況調査	3年				
5	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	①監査・監察の企画・立案等に関する文書	・監査計画	監査	監査		5年	廃棄			
			②監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告 ・監査調査 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知			最高検察庁事務監査	完結した日に係る特定日以後5年				
							高等検察庁事務監査					
							自庁事務監査(行政文書監査を含む)	5年				
							人事院監査					
							事務監査情報	1年				
					監察		最高検察庁監察	5年				
							最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知					
							監察結果報告					
							監察結果一覧	1年				
		②会計検査に関する重要な経緯	その他会計検査に関する文書		会計その他	検査（会計）		1年				
		③その他事務検査に関する重要な経緯	事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書	監査	検査	徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書 郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書 ＩＣカード検査報告書					

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
6	公印に関する事項	(1)公印の制定・改廃等	公印の制定・改廃に関する文書	総務その他	公印	公印簿	常用	廃棄	
			・ 公印簿 ・ 廃止公印簿 ・ 廃止公印引継書 ・ 公印届出新調に係る決裁文書			廃止公印簿 廃止公印引継書 公印届出新調文書	3 0 年		
	(2)公印の管守等	公印管守・実地検査に関する文書	・ 公印管守者引継書 ・ 検査結果			公印管守者引継書 公印等実地検査関係・検査結果	3 年		
	(3)その他公印に関する事	その他公印に関する文書	・ 公印損傷等報告書			公印損傷等報告書	1 年		
7	会議・会同に関する事項	(1)各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する重要な経緯	①協議に関する文書	共通	会議・会同	検察長官会同	3 年	廃棄	
			・ 開催通知			検察庁事務局長会同			
		②会議の決定内容又は了解内容が記録された文書	・ 決定・了解文書			管内検事正会議 管内事務局長協議会			
	(2)各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する事	各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する事				管内総務課長等協議会	1 年		
						管内人事事務担当者協議会	1 年		
	(3)その他各検察庁間との会議及び自庁における会議に関する事	各検察庁間との会議及び自庁における会議に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・ 通知 ・ 事務連絡 ・ 参考送付				1 年未満		
8	勤務時間に関する事項	(1)超過勤務等に関する事	①超過勤務命令に関する文書	庶務	勤務時間	超過勤務命令に関する文書	6 年	廃棄	
			・ 超過勤務等命令簿 ・ 超過勤務等記録簿 ・ 他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書			他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日に係る特定日以後 3 年		
			・ 特例超過勤務通知書 ・ 特例超勤に係る分析票 ・ 異動者の超過勤務状況連絡票			特例超過勤務に関する文書 異動者の超過勤務状況連絡票	3 年		
		②管理職員特別勤務手当に関する文書	・ 管理職員特別勤務実績簿 ・ 管理職員特別勤務手当整理簿 ・ 管理職員特別勤務報告書			管理職員特別勤務実績簿・管理職員特別勤務手当整理簿・管理職員特別勤務報告書	6 年		
		③特殊勤務等に関する文書	・ 特殊勤務実績簿 ・ 犯則取締等手当実績整理簿 ・ 特殊勤務報告書 ・ 死体処理手当実績整理簿			特殊勤務実績簿 犯則取締等手当実績整理簿 特殊勤務報告書 死体処理手当実績整理簿			
		④勤務時間報告に関する文書	・ 勤務時間報告書			勤務時間報告書			
	(2)出勤簿に関する事	出勤簿	・ 出勤簿	庶務	勤務時間	出勤簿	5 年		
	(3)休暇等に関する事	休暇等に関する文書	・ 休暇簿	庶務	勤務時間	休暇簿	完結した日に係る特定日以後 3 年		
			・ 休暇簿（介護休暇用）			休暇簿（介護休暇用）	指定期間の末日の翌日から 3 年		
			・ 休暇簿（介護時間用）			休暇簿（介護時間用）	介護時間を取得した日から連続する 3 年の期間の末日の翌日から 3 年		
			・ 病休者等報告書 ・ 計画表			病休者等報告書 年次（夏季）休暇計画表	3 年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
	(4)勤務時間の割り振りに関すること	勤務時間の指定に関する文書	・A班B班指定簿 ・申告・割振り簿（フレックスタイム） ・状況届 ・状況変更届	庶務	勤務時間	申告・割振り簿（フレックスタイム）			
	(5)テレワーク・在宅勤務に関するこ	テレワーク・在宅勤務に関する文書	テレワーク・在宅勤務管理表			テレワーク・在宅勤務	テレワーク・在宅勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年		
	(6)育児休業等に関すること	育児休業等に関する文書	・育児休業承認請求書			育児休業承認請求書	育児休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
			・育児短時間勤務承認請求書			育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
			・育児時間承認請求書			育児時間承認請求書	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
			・育児時間簿			育児時間簿	3年		
	(7)配偶者同行休業に関すること	配偶者同行休業に関する文書	・配偶者同行休業請求書	庶務	勤務時間	配偶者同行休業請求書	配偶者同行休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
	(8)自己啓発等休業に関すること	自己啓発等休業に関する文書	・自己啓発等休業承認請求書	庶務	勤務時間	自己啓発等休業承認請求書	自己啓発等休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
	(9)代休日・週休日に関すること	①代休日の指定に関する文書	・代休日指定簿	庶務	勤務時間	代休日指定簿	完結した日に係る特定日以後3年		
			・代休日の指定願 ・代休日の指定整理簿			代休日の指定願 代休日の指定整理簿			
		②週休日の振替、4時間の勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替願			週休日の振替願			
			・週休日の振替通知書 ・振替等通知簿 ・4時間の勤務時間の割振変更願 ・4時間の勤務時間の割振通知書			週休日の振替通知書 振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書			
			③休日勤務に関する文書			休日勤務簿	3年		
		④超勤代休時間の指定に関する文書	・超勤代休時間指定簿			超勤代休時間指定簿			
		⑤その他代休日・週休日に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・週休日等勤務届 ・振替日等勤務届				1年未満		
	(10)早出遅出勤務に関すること	①早出遅出勤務の管理に関する文書	・早出遅出勤務管理簿	庶務	勤務時間	早出遅出勤務管理簿	早出遅出勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年		
		②早出遅出勤務の請求に関する文書	・早出遅出勤務等請求書			早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年		
	(11)休憩時間変更に関すること	休憩時間変更に関する文書	・休憩時間変更事由申出書	庶務	勤務時間	休憩時間変更事由申出書	3年		
	(12)その他勤務時間に関すること	その他勤務時間に関する文書	・宿直勤務日誌	庶務	勤務時間	宿直勤務日誌	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項		
					大分類	中分類	名称（小分類）					
				・在宅当番日誌 ・休日等勤務日誌			在宅当番日誌 休日勤務日誌					
9	表彰・栄典に関する事項	(1)栄典に関すること	①春秋叙勲候補者の推薦手続に関する文書	・照会書 ・回答書 ・通知書	人事	人事（表彰・栄典）	生存者叙勲手続	10年	廃棄			
			②叙位・叙勲の詮議手続に関する文書	・上申書 ・通知書			叙位叙勲上申手続					
		(2)表彰に関すること	①各種表彰状の授与手続に関する文書	・内申書 ・表彰決裁	人事	人事（表彰・栄典）	永年勤続表彰 研修・一斉考試表彰	5年				
			②各種感謝状の贈呈手続に関する文書	・申出書 ・交付決定			感謝状					
10	厚生に関する事項	(1)健康管理に関すること	①健康診断の事後措置に関する文書	・健康診断事後措置記録票	庶務	厚生	健康診断事後措置記録票	離職した日に係る特定日以後5年	廃棄			
			②健康管理医、健康管理者、健康管理担当者の発令等に関する文書	・健康管理医委嘱 ・健康管理者指名・解除 ・健康管理担当者指名・解除			健康管理医委嘱 健康管理者指名・解除 健康管理担当者指名・解除	指名又は委嘱が解除された日に係る特定日以後1年				
			③放射線業務に関する文書	・放射線業務記録			放射線業務記録	5年				
			④健康診断に関する文書	・定期健康診断実施・結果 ・特別健康診断実施・結果			定期健康診断（特別健康診断を含む）	3年				
			⑤心理的な負担の程度を把握するための検査に関する文書	・心理的な負担の程度を把握するための検査に係る実施要領等の内規に関する文書 ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果に基づく集団ごとの集計分析結果に関する文書			心理的な負担の程度を把握するための検査に係る実施要領 心理的な負担の程度を把握するための検査結果に基づく集団ごとの集計分析結果	5年				
			⑥健康相談に関する文書	・相談申込票 ・相談概要連絡票 ・職場復帰意見書 ・個別相談記録 ・職場復帰に関する整理票 ・職場復帰後状況連絡票			こころの健康にかかわる職場復帰相談室	職場復帰後状況連絡票の提出日又は離職の日に係る特定日以後3年				
		(2)安全管理に関すること	安全管理者、安全管理担当者の発令等に関する文書	・安全管理者指名・解除 ・安全管理担当者指名・解除	庶務	厚生	安全管理者指名・解除 安全管理担当者指名・解除	指名が解除された日に係る特定日以後1年				
				(3)その他厚生に関すること			その他厚生に関する文書	・定期健康診断等報告書 ・国家公務員健康増進等基本計画取組状況報告書 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の接種体制に関する覚書				
		11	防災・警備に関する事項		(1)防災・防火に関すること	①防災対策等防災業務の計画等に関する文書		・防災業務計画 ・防災会議 ・防災訓練・教育				
				②自衛消防訓練に関する文書		・自衛消防訓練に係る文書						
				③防火管理者、火元責任者等の選任・指名に関する文書		・防火管理者選任に係る文書	防火管理者選任	選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年				

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・統括管理者選任に係る文書 ・防災管理者選任に係る文書	用度		統括管理者選任 防災管理者選任	3 年		
			④消防用設備及び防災管理対象物点検に関する文書 ・消防用設備点検に係る文書 ・防災管理対象物点検に係る文書			消防用設備点検 防災管理対象物点検			
			⑤消防立入検査に関する文書 ・消防立入検査に係る文書			消防立入検査関係			
			⑥自衛消防隊編成に関する文書 ・自衛消防隊編成表 ⑦その他防災・防火に関する文書 ・法務省緊急連絡網体制網通信訓練 ・災害発生、被災状況報告			自衛消防隊編成表 法務省緊急連絡網体制網通信訓練 災害発生、被災状況報告 その他防災・防火に関する文書			
	②警備に関すること	①警備に関する文書 ・庁舎使用簿 ・庁舎使用に関する通知、事務連絡 ・警備員勤務配置簿 ・守衛勤務日誌 ・守衛勤務表 ・識別票、入庁票の管理 ・逃走防止訓練 ②その他警備に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書 ・警備に関する報告書	・庁舎使用簿 ・庁舎使用に関する通知、事務連絡 ・警備員勤務配置簿 ・守衛勤務日誌 ・守衛勤務表 ・識別票、入庁票の管理 ・逃走防止訓練 ・警備に関する報告書	総務	総務	庁舎使用簿 庁舎使用に関する通知、事務連絡	3 年		
						警備員勤務配置簿 守衛勤務日誌 守衛勤務表 識別票の管理 逃走防止訓練			
12	庶務に関する事項	庶務手続に関すること	①安全運転管理者等の届に関する文書 ・安全運転管理者等に関する届出書	庶務	庶務	安全運転管理者等に関する届出書	解任した日に係る特定日以後 1 年 協定が終了する日に係る特定日以後 1 年 1 年 1 年 1 年	廃棄	
			②検察車両の協定に関する文書 ・協定書			協定書			
			③その他庶務に関する文書 ・自動車運転付加業務命令 ・自動車運行日誌 ・公務従事車両証明書発行状況一覧表 ・公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 ・国家公務員採用試験監督派遣に関する文書			自動車運転付加業務命令 自動車運行日誌 公務従事車両証明書発行状況一覧表 公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 国家公務員採用試験監督派遣			
13	検察庁内における委員会等に関する事項	(1)検察庁内における委員会等の決定又は了解に関する重要な経緯	①協議に関する文書 ・開催通知	企画調査	企画調査	検察事務官等待遇改善委員会	3 年	廃棄	
			②委員会の決定内容又は了解内容が記録された文書 ・決定・了解文書			組織運営検討監視委員会			
						事務改善委員会 男女共同参画推進委員会 非違行為等防止対策委員会 検察事務官キャリアパス委員会			
		②その他検察庁内における委員会等に関すること	①その他検察庁内における委員会等に関する文書 ・参与会報告	共通	企画調査	参与会報告	1 年 1 年未満		
			②その他検察庁内における委員会等に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書 ・通知 ・報告書類 ・参考送付						
14	検察庁の組織に関する事項	(1)検察庁の組織に関すること	①検察庁の組織に関する文書 ・法人番号指定通知書 ・事務取扱変更等の内議・報告	企画調査	組織	法人番号指定通知書 検察庁組織	常用 5 年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			②検察庁の組織に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・職員配置表 ・幹部職員一覧表 ・事務分担表	人事			1年未満		
		②検察庁の組織運営に関すること	検察庁の組織運営に関する文書	・組織運営の検討に関する文書	事務、総務その他	組織	組織運営の検討に関する文書	3年		
15	情報公開事務及び個人情報保護事務に関する事項	①個人情報保護事務に関すること	①個人情報等保護事務全般に関する文書	・業務委託に係る保有個人情報等の検査結果	共通	個人情報保護	業務委託に係る保有個人情報等に関する検査	業務委託が終了した日に係る特定日以後3年	廃棄	
			②特定個人情報等保護事務に関する文書	・特定個人情報ファイル取扱状況把握票 ・通知			特定個人情報ファイル取扱状況把握票	特定個人情報が完結した日に係る特定日以後1年		
			③その他個人情報保護事務に関する文書				特定個人情報等保護事務文書 特定個人情報等取扱区域の指定 特定個人情報等事務取扱担当者の指定	3年		
							個人番号及び特定個人情報取得票 個人番号提供拒否報告書	常用（ただし、当該外部有識者等に対して継続的な謝金の支給等が見込まれなくなった場合は1年未満）		
							個人番号取得・削除整理簿 個人番号確認書類整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・廃棄整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・送付整理簿 個人番号利用整理簿 個人番号提供整理簿	1年		
16	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	・届出書（管理者用ID利用者届） ・許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） ・情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 ・情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 ・外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 ・クラウドサービス利用申請書 ・クラウドサービス利用状況一覧 ・例外措置申請書 ・例外措置台帳 ・機密性3情報の提供等許可申請書 ・登記情報連携システム利用者ID管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ID管理簿	3年	廃棄	
			②外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	・外部電磁的記録媒体管理簿 ・モバイルPC管理簿 ・スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿	完結した日に係る特定日以後3年		
							モバイルPC管理簿	3年		※利用者等の把握にとどまる文書

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
17	行政の情報化に関する事項	その他システムにより処理すべきこと	端末持ち出しに関する文書	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿	5年	廃棄	
18	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿 ・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿	30年	廃棄	
						重要経済安保情報取扱者名簿	当該帳簿に記載された重要経済安		
						重要経済安保情報等受領書	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年		
						重要経済安保情報文書等保管管理簿	5年		
						重要経済安保情報文書等閲覧簿	5年		
						重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	5年		
						通知書・周知書	5年		
						協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		
						取決めにに関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		
						返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年		
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書						
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め						
		(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類 ・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類						

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁事務局会計課

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
1	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性のある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。
			②立案の検討に関する調査研究文書				例規（自庁）	10年		
			③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案			通知・事務連絡（自庁）	3年		
			④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡			例規（上級庁）	常用		
			⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡 ・例規集			例規集（自庁）			
			(2)その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	共通	例規		1年未満	廃棄	
2	予算及び決算に関する事項	(1)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①歳入の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・現金出納簿 ・収入金現金出納計算書 ・歳入決算報告書 ・歳入決算純計額報告書 ・歳入決算見込純計額報告書 ・徴収簿 ・歳入金調定原簿 ・不納欠損整理簿 ・徴収整理簿 ・歳入徴収額計算書 ・歳入徴収額計算書証拠書類 ・徴収額集計表 ・歳入調査決定決議書 ・歳入決算見込額報告書	主計	歳入	現金出納簿（収入官吏） 現金出納簿（分任収入官吏） 現金出納簿（収入官吏所属出納員） 現金出納簿（分任収入官吏所属出納員） 収入金現金出納計算書 歳入決算報告書 歳入決算純計額報告書 歳入決算見込純計額報告書	5年	廃棄	
			②歳入に関する文書	・すえ置き整理報告書 ・収納未済繰越整理簿 ・収納未済歳入額繰越計算書 ・領収済額集計表			徴収簿 歳入金調定原簿 不納欠損整理簿 徴収整理簿 歳入徴収額計算書 歳入徴収額計算書証拠書類 徴収額集計表 歳入調査決定決議書 歳入決算見込額報告書 すえ置き整理報告書 収納未済繰越整理簿 収納未済歳入額繰越計算書 領収済額集計表（原符・領収済報告書を含む）	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日） 3年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・原符・領収済報告書 ・歳入決算額調			歳入決算額調 日本銀行領収済通知書 収入金等受渡簿 領収証書等用紙受払簿	3年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
			・収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書 ・振替済通知書			収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書 振替済通知書	3年		
			・入力取消決議書			入力取消決議書	3年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
			・過誤納額整理簿 ・徴収済額報告書 ・領収済通知書集計表 ・領収済通知書 ・領収済通知書受理内訳表 ・現金払込仕訳書 ・歳入金日計表			過誤納額整理簿 徴収済額報告書 領収済通知書集計表（領収済通知書を含む） 領収済通知書受理内訳表 現金払込仕訳書 歳入金日計表			
			・交付した適格請求書等（インボイス）の写し			適格請求書等（インボイス）写し	適格請求書等を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年		
		③その他歳入に関する文書	・訂正決議書			訂正決議書	1年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
			・取消決議書			取消決議書			
		④歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・債務負担額計算書 ・国の債務に関する計算書 ・現金出納簿 ・歳出決算純計額報告書 ・歳出決算見込純計額報告書 ・タクシー乗車券受払簿 ・タクシー乗車券利用簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出決定簿 ・支出負担行為計画示達表 ・支払計画表	主計	歳出	債務負担額計算書 国の債務に関する計算書 現金出納簿（資金前渡官吏） 現金出納簿（資金前渡官吏所属出納員） 歳出決算純計額報告書 歳出決算見込純計額報告書 タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿	5年		
				用度		タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿			
				主計		支出負担行為差引簿 支出決定簿 支出負担行為計画示達表 支払計画表	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・前渡資金科目整理簿 ・支出計算書（官署分） ・支出計算書（官署分）証拠書類 ・前渡資金出納計算書及び同証拠書類 ・歳出決算見込額報告書			前渡資金科目整理簿 支出計算書（官署分） 支出計算書（官署分）証拠書類 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 歳出決算見込額報告書			
		⑤④に掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（歳出）	・小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） ・小切手帳原符 ・国庫金振替書原符 ・予算増（減）額上申書 ・予算科目更正申請書 ・科目更正決議書 ・繰越計算書 ・繰越承認通知書 ・繰越額確定計算書 ・繰越済通知書 ・国庫金振込請求書			小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 予算増（減）額上申書 予算科目更正申請書 科目更正決議書 予算繰越関係書類	5年		
		⑥歳出に関する文書	・予算執行計画表 ・支出済額報告書 ・現金支給簿・印鑑簿 ・国庫金送金請求書・明細票 ・国庫金振込請求書・明細票 ・預託金払出決議書 ・過年度支出上申書 ・過年度支出承認通知書 ・前渡資金交付整理簿 ・前金払整理簿 ・概算払整理簿 ・歳出予算流用（一時立替流用）承認申請書 ・歳出過誤払等戻入関係文書 ・振替済通知書	用度		国庫金振込請求書 予算執行計画表 支出済額報告書 現金支給簿・印鑑簿 国庫金送金請求書・明細票 国庫金振込請求書・明細票 預託金払出決議書 過年度支出上申書 過年度支出承認通知書 前渡資金交付整理簿 前金払整理簿 概算払整理簿 歳出予算流用（一時立替流用）承認申請書 歳出過誤払等戻入関係書類 振替済通知書	3年		
		⑦源泉徴収に関する文書	・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書			源泉徴収請求書 源泉徴収調書	5年		
		⑧給与控除依頼に関する文書	・徴収依頼書			徴収依頼書	3年		
		⑨特別徴収税額に関する文書	・特別徴収税額通知書			特別徴収税額通知書			
		⑩その他歳出に関する文書	・タクシー乗車券関係文書 ・予算増（減）額通知 ・支出決定通知確認決議書 ・訂正決議書 ・取消決議書 ・訂正請求依頼決議書	用度		タクシー乗車券関係書類 予算増（減）額通知	1年		
				主計		支出決定通知確認決議書 訂正決議書 取消決議書 訂正請求依頼決議書	1年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
	(2)債権の管理等に関すること	①債権の管理等に関する重要な文書	・債権管理簿	主計	債権	債権管理簿	当該年度分の終了した日に係る特定日以後5年		
			・履行延期申請書			債権履行延期の特約			
			・債権みなし消滅整理報告書			債権みなし消滅整理報告書	5年		
			・批難事項等債権現況調査書 ・債権管理計算書			批難事項等債権現況調査書 債権管理計算書			
		②債権の管理等に関する文書	・債権現在額通知書			債権現在額通知書	3年		
			・債権調査確認書			債権調査確認書			
		③その他債権管理に関する文書					1年		
	(3)保管金に関すること	①保管金等に関する重要な文書	・保管有価証券受払簿	主計	保管金	保管有価証券受払簿	5年		
			・歳入歳出外現金出納計算書 ・現金出納簿			歳入歳出外現金出納計算書 現金出納簿（歳入歳出外現金出納官吏） 保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 振替済通知書			
		②保管金等に関する文書	・保管有価証券提出書 ・小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） ・小切手帳原符 ・国庫金振替書原符			保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符			
		②保管金等に関する文書	・保管金保管替通知書	主計		保管金保管替通知書	3年		
			・歳入歳出外現金月計表 ・保管金払込書 ・保管金払渡（払出）決議書 ・保管票			保管金振替済書 保管金領収証書 歳入歳出外現金月計表 保管金払込書 保管金払渡（払出）決議書 保管票			
			・保管金提出・受入通知書			保管金提出・受入通知書	当該年度分の終了した日に係る特定日以後3年		
3	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書等処理簿	共通	文書	秘密文書等処理簿	30年	廃棄
4	国有財産に関する事項	国有財産の管理及び処分等に関すること	①国有財産台帳	・国有財産台帳	国有財産	国有財産	国有財産台帳	用途廃止の日に係る特定日以後5年	廃棄
			・国有財産台帳付属図面 ・境界確定協議書				境界確定協議書		
			・国有財産台帳決議書				国有財産台帳決議書	5年	
			・価格改定評価調査書				価格改定評価調査書	10年	
		②公務員宿舎の現況に関する文書	・宿舎現況記録				宿舎現況記録	常用	
							宿舎現況記録（廃止分）	5年	
		③保全台帳	・保全台帳				保全台帳	用途廃止の日に係る特定日以後5年	
		④設計原図等に関する文書	・設計原図				設計原図	当該建物等が存在しなくなった日の特定日以後1年	
			・完成原図 ・構造計算書 ・敷地調査報告書 ・官公署届出書 ・工事完成時受領書類 ・マイクロフィルム				完成原図 構造計算書 敷地調査報告書 官公署届出書 工事完成時受領書類 マイクロフィルム	30年	
		⑤設計に係る耐震診断に関する文書	・耐震診断報告書				耐震診断報告書	当該建物が存在しなくなった日の特定日以後1年	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		⑥公務員宿舍設置等に関する文書	・公務員宿舍設置要求書 ・宿舍廃止に関する調書			公務員宿舍設置要求書 宿舍廃止に関する調書	10年		
		⑦営繕予算に関する文書				営繕予算	5年		
		⑧国有財産増減及び現在額に関する文書	・国有財産増減及び現在額計算書 ・国有財産増減及び現在額報告書			国有財産増減及び現在額計算書 国有財産増減及び現在額報告書			
		⑨国有財産の使用許可等に関する文書	・貸付（使用）料通知 ・財務協議書 ・国有財産使用承認書 ・国有財産使用許可書 ・財産協議書（長期期間にわたる使用許可） ・国有財産貸付契約書 ・交付した適格請求書等（インボイス）の写し ・庁舎等管理簿 ・ビル管理法に係る書類			貸付（使用）料通知 財務協議書 国有財産使用承認書 国有財産使用許可書 ・財産協議書（長期期間にわたる使用許可） 国有財産貸付契約書 適格請求書等（インボイス）写し 庁舎等管理簿 ビル管理法に係る書類	当該使用許可期間終了日の特定日以後5年 契約が終了した日に係る特定日以後5年 適格請求書等を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年		
		⑩公務員宿舍の入退去に関する文書	宿舍貸与申請書・承認書 ・自動車保管場所貸与申請書・承認書 ・貸与申請変更届出書・申請書・承認書 ・宿舍退去届			宿舍貸与申請書・承認書 自動車保管場所貸与申請書・承認書 貸与申請変更届出書・申請書・承認書 宿舍退去届	当該申請に係る承認又は退去手続が完了した日に係る特定日以後5年		
		⑪国有財産無償貸付状況に関する文書	・国有財産無償貸付状況報告書 ・国有財産無償貸付状況一覧表			国有財産無償貸付状況報告書 国有財産無償貸付状況一覧表	5年		
		⑫公務員宿舍管理に関する文書	・明渡猶予申請書・承認書 ・宿舍損害賠償金軽減申請書・承認書 ・宿舍使用料徴収簿 ・宿舍料金明細表 ・公務員宿舍事務 ・新任検事宿舍 ・国家公務員有料宿舍使用料金額表 ・宿舍使用料債権金額通知書 ・納入告知書発行依頼及び還付請求書 ・住宅事情調査 ・国有財産（宿舍）調査 ・宿舍現況調査 ・省庁別宿舍現況調査 ・貸与状況調査 ・所属職員の入居状況一覧表			明渡猶予申請書・承認書 宿舍損害賠償金軽減申請書・承認書 宿舍使用料徴収簿 宿舍料金明細表 公務員宿舍事務 新任検事宿舍 国家公務員有料宿舍使用料金額表 宿舍使用料債権金額通知書 納入告知書発行依頼及び還付請求書 住宅事情調査 国有財産（宿舍）調査 宿舍現況調査 省庁別宿舍現況調査 貸与状況調査 所属職員の入居状況一覧表	3年		
		⑬営繕工事にに関する文書	・（高検計画）補修工事関係			（高検計画）補修工事関係			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・営繕工事関係 ・修理申請書 ・工事目的物引渡通知書			営繕工事関係 修理申請書 工事目的物引渡通知書			
			⑭その他国有財産に関する文書	・国有財産に関する定期報告文書 ・用途廃止・所管換等 ・市区町村交付金 ・電気設備点検記録 ・庁舎等使用現況及び見込に関する文書			国有財産に関する定期報告文書 用途廃止・所管換等 市区町村交付金 電気設備点検記録 庁舎等使用現況及び見込に関する文書			
				・アスベスト調査結果報告書			アスベスト調査結果報告書	40年		
				・第一種特定製品の点検及び整備に係る記録簿			第一種特定製品の点検及び整備に係る記録簿	当該製品の廃棄等を行い、冷媒の引渡しを完了した日に係る特定日以後3年		
				・フロン排出抑制法に基づく充填・回収証明書			フロン排出抑制法に基づく充填・回収証明書	5年		
			⑮その他公務員宿舎に関する文書	・転任等通報表簿			転任等通報表簿	1年		
				・職員宿舎現況表			職員宿舎現況表			
			⑯その他営繕に関する文書	・各所新営・各所修繕工事計画表 ・工事申請書 ・庁舎新営等予算要求説明資料			各所新営・各所修繕工事計画表 工事申請書 庁舎新営等予算要求説明資料			
5	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に關すること	監査・監察に關する文書		監査	監査（会計）	法務省会計監査	5年	廃棄	
							法務省国有財産監査			
		(2)会計検査に關する重要な経緯	①会計検査の報告に關する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書 出納官吏定時・交替時・廃止時・随時検査書			
			②会計検査の企画・立案等に關する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書	会計その他		出納官吏等検査員発令簿	3年		
			③会計検査の実施、結果に關する	・検査結果報告書			行政財産等実地監査			
				・内部監査実施状況調査	監査		出納官吏の帳簿及び金庫に關する検査報告書			
			④その他会計検査に關する文書		会計その他		内部監査実施状況調査	1年		
6	会議・会同に關する事項	(1)各檢察庁間、關係機關との會議・會同に關する重要	①協議に關する文書	・開催通知	共通	會議・會同	檢察庁會計課長會同	3年	廃棄	
			②會議の決定内容又は了解内容が記録された文書	・決定・了解文書			關係機關會議・會同			
							管内會議			
		(2)各檢察庁間、關係機關との會議・會同に關すること	各檢察庁間、關係機關との會議・會同に關すること				他の行政機關との會議	1年		
		(3)その他各檢察庁間との會議及び自庁における會議に關すること	各檢察庁間との會議及び自庁における會議に關する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付			管内事務担当者協議會	1年未満		
7	防災・警備に關する事項	防災・防火に關すること	消防用設備及び防災管理対象物点検に關する文書	・消防用設備点検に係る文書 ・防災管理対象物点検に係る文書	用度	防災警備	消防用設備点検	3年	廃棄	
							防災管理対象物点検			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
8 財産形成貯蓄に関する事項	財産形成貯蓄に関すること	①財産形成貯蓄等の記録	・財産形成貯蓄等記録簿 ・財産形成貯蓄等貯蓄天引積立依頼書	主計	財形貯蓄	財産形成貯蓄等記録簿	当該貯蓄者に係るすべての財形貯蓄の解約の申込書等を受領した日又は退職等に関する通知書を金融機関等に提出した日の翌年の1月1日から5年	廃棄	
		②財産形成貯蓄等実施状況調査	・財産形成貯蓄等実施状況調査			財産形成貯蓄等実施状況調査	1年		
		③金融機関等と締結した財形貯蓄の取扱いに関する覚書	・覚書			覚書	当該覚書の効力が失効した日から5年		
		④取扱金融機関の変更等に関する文書	・取扱金融機関の変更についての通知			取扱金融機関の変更	3年		
		⑤控除額の確認に関する文書	・控除額明細書			控除証明書			
		⑥その他財産形成貯蓄に関する文書	・金融機関等に対する勧誘活動に関する通知			金融機関等に対する通知	1年		
9 個人型確定拠出年金に関する事項	個人型確定拠出年金に関すること	①個人型確定拠出年金に関する文書	・事業主証明書の写し ・同意書 ・加入者掛金納付方法変更届の写し 掛金額等の加入情報の変更に係る届出書の写し 掛金通知書	主計	個人型確定拠出年金	事業主証明書	常用（ただし、当該加入者が当該事業者における加入要件を具備しなくなった日以後は1年未満）	廃棄	
		②個人型確定拠出年金に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・加入者の資格確認に関する照会書 ・事業所登録通知書			同意書 加入者掛金納付方法変更届 掛金額等の加入情報の変更に係る届出書 掛金通知書	3年		
							1年未満		
10 契約に関する事項	(1)契約に関する重要な経緯等	①契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・契約に関する文書 ・仕様書案 ・協議・調整経緯 ・契約書案 ・入札公告に関する文書 ・交付した適格請求書等（インボイス）の写し	用度、国有財産	契約	契約に関する文書（契約に関する重要な経緯等）	契約が終了する日に係る特定日以後5年	以下について移管・行政機関における決算に関する重要な経緯が記録された文書	
		②施設整備として実施する事業の契約締結に関する重要な経緯	・工事請負契約書 ・業務等契約書 ・業務締結に関する文書 ・重要事項説明書			適格請求書等（インボイス）の写し	適格請求書等を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年		
						工事請負契約書（国有財産）	工事完成の日に係る特定日又は業務完了の日に係る特定日以後10年		
	(3)契約に関すること	①家用電気工作物保安に関する文書	・家用電気工作物保安	用度	契約	家用電気工作物保安	30年	廃棄	
		②契約に関する文書	・環境衛生維持管理簿 ・契約書 ・請書 ・予定価格調書 ・見積書 ・納品書 ・支出負担行為決議書 ・契約に関する文書			環境衛生維持管理簿 契約書 請書 予定価格調書 見積書 納品書 支出負担行為決議書 契約に関する文書	5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑬物品の払出、受入及び受領に関する文書 ⑭物品の返納に関する文書 ⑮物品の修繕又は改造に関する文書 ⑯物品の不用決定に関する文書 ⑰物品の売却又は貸付に関する文書 ⑱物品の供用に関する文書 ㉑その他物品の管理に関する文書	・物品払出命令書 ・物品受領命令書 ・物品受入命令書 ・物品返納報告書 ・物品返納命令書 ・物品修繕・改造措置請求書 ・物品修繕・改造措置通知書 ・物品不用決定承認申請書 ・物品不用決定承認書 ・物品不用申請書 ・物品廃棄措置請求書 ・物品売却・貸付措置請求書 ・物品売却・貸付措置通知書 ・物品寄託決議書 ・物品供用換申請書 ・物品供用状況管理票 ・物品全品突合検査 ・不用物品受払簿 ・自動車用燃料受払票 ・その他物品の管理に関する文書			物品払出命令書 物品受領命令書 物品受入命令書 物品返納報告書・物品返納命令書 物品修繕・改造措置請求書・物品修繕・改造措置通知書 物品不用決定承認申請書 物品不用決定承認書 物品不用申請書 物品廃棄措置請求書 物品売却・貸付措置請求書 物品売却・貸付措置通知書 物品寄託決議書 物品供用換申請書 物品供用状況管理票 物品全品突合検査 不用物品受払簿 自動車用燃料受払票 その他物品の管理に関する文書			
12	会計機関に関する事項	会計機関に関する事	①会計機関の発令に関する文書 ②会計機関の引継等に関する文書 ③取引関係通知に関する文書	・会計機関発令簿 ・支出官引継書 ・会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書 会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書 ・取引関係通知書	会計その他	会計機関	会計機関発令簿 会計機関引継書 取引関係通知書	10年 3年	廃棄	
13	報告（会計）に関する事項	報告（会計）に関する事	報告（会計）に関する文書	・現金亡失等報告書 ・物品亡失、損傷等報告書 ・予算執行職員に関する報告 ・会計事例報告 ・支払遅延報告書 ・経理事故発生報告書	会計その他	報告（会計）	現金亡失等報告書 物品亡失、損傷等報告書 予算執行職員に関する報告 会計事例報告 支払遅延報告書 経理事故発生報告書	5年	廃棄	
14	情報公開事務及び個人情報保護事務に関する事項	(1)個人情報保護事務に関する事	①個人情報等保護事務全般に関する文書 ②特定個人情報等保護事務に関する文書 ③その他個人情報保護事務に関する文書	・業務委託に係る保有個人情報等の検査結果 ・特定個人情報ファイル取扱状況把握票 ・通知	共通	個人情報保護	業務委託に係る保有個人情報等に関する検査 特定個人情報ファイル取扱状況把握票 特定個人情報等保護事務文書 特定個人情報等取扱区域の指定 特定個人情報等事務取扱担当者の指定 個人番号及び特定個人情報取得票 個人番号提供拒否報告書	業務委託が終了した日に係る特定日以後3年 特定個人情報ファイルが完結した日に係る特定日以後1年 3年 常用（ただし、当該外部有識者等に対して継続的な謝金の支給等が見込まれなくなった場合は1年未満）	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。
 ※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
							個人番号取得・削除整理簿 個人番号確認書類整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・廃棄整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・送付整理簿 個人番号利用整理簿 個人番号提供整理簿	1年		
15	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	- 届出書（管理者用ID利用者届） - 許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） - 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 - 情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 - 外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 - クラウドサービス利用申請書 - クラウドサービス利用状況一覧 - 例外措置申請書 - 例外措置台帳 - 機密性3情報の提供等許可申請書 - 登記情報連携システム利用者ID管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ID管理簿	3年	廃棄	
			②自己点検に関する文書	- 自己点検の実施に係る通知 - 自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	- 外部電磁的記録媒体管理簿 - モバイルPC管理簿 - スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイルPC管理簿	完了した日に係る特定日以後3年 3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む
16	行政の情報化に関する事項	その他システムに関すること	端末持ち出しに関する文書	- 端末持出等許可申請書 - 端末持出等許可に係る終了報告 - モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿	5年	廃棄	※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
17	重要経済安保情報の管理に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	重要経済安保情報文書等管理簿	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿	30年	廃棄	

※1 完了した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
					大分類	中分類	名称（小分類）				
				・重要経済安保情報取扱者名簿			重要経済安保情報取扱者名簿	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年			
				・職員の範囲を記載した書面			重要経済安保情報等受領書	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年			
				・重要経済安保情報等受領書			重要経済安保情報文書等保管管理簿	5年			
				・重要経済安保情報文書等保管管理簿			重要経済安保情報文書等閲覧簿	5年			
				・重要経済安保情報文書等閲覧簿			重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	5年			
				・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ			通知書・周知書	5年			
				(2)重要経済安保情報の指定等			重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書		協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年
				(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等			他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め		取決めにに関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後1年
				(4)重要経済安保情報文書等の交付			返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類		返却に関する書類	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和８年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁事務局（総務課及び会計課の範囲を除く）

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
1	予算及び決算に関する事項	(1)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	主計	歳出	調査実施関係資料	5年	廃棄	
2	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
			・個人情報ファイル簿		個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	庶務	文書	文書接受簿	5年		
			・現金書留等受渡簿			現金書留等受渡簿			
			③発送した文書を把握するための帳簿			文書発送簿 文書通付簿 文書使送簿	1年		
			・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	完結した日に係る特定日以後1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	企画調査		紛失等処理整理簿	30年		
			・移管・廃棄簿			移管・廃棄簿	20年	移管	
			・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録			廃棄の記録	5年	廃棄	
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	共通		秘密文書管理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
			・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿			秘密文書等処理簿 秘密文書保管簿	30年		
			⑥文書の廃棄等に関する文書			行政文書廃棄報告書 廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄） 公文書の移管 行政文書管理規則第26条に基づく報告等	5年 完結した日に係る特定日以後5年		
			・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料 ・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡	企画調査		標準文書保存期間基準の制定・改正	10年		
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書			標準文書保存期間基準	常用		
			・標準文書保存期間基準 ・標準文書保存期間基準			集中管理の実施	5年		
			⑧行政文書の集中管理に関する文書			行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書			
			・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・行政文書ファイル集中管理簿			行政文書ファイル集中管理簿	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年		
			⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検 文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	3年 5年 3年		
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5年		
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3年		
3	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	①監査・監察の企画・立案等に関する文書	・監査計画	監査	監査		5年	廃棄	
			②監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告 ・監査調書 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知			最高検察庁事務監査 高等検察庁事務監査 自庁事務監査(行政文書監査を含む) 人事院監査 事務監査情報	完結した日に係る特定日以後5年 5年 1年		
			②監査・監察に關すること	監査・監察に関する文書	監査	監察	最高検察庁監察 最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知 監察結果報告 監察結果一覧	5年 1年		
		③会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	法務省会計監査 法務省国有財産監査 保管有価証券検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書	5年		
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書	会計その他		出納官吏等検査員発令簿	3年		
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書 ・内部監査実施状況調書	監査		行政財産等実地監査 出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書 内部監査実施状況調書			
			④その他会計検査に関する文書		会計その他			1年		
		(4)その他事務検査に関する重要な経緯	①事務検査の企画・立案等に関する文書	・事務監査の実施・検査員の指名に係る文書	監査	検査	検査員指定簿			
			②事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書			徴収金に関する検査報告書 証拠品に関する検査報告書 通信傍受記録等に関する検査報告書 徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書	完結した日に係る特定日以後1年 1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
							郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書			
4	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	- 重要経済安保情報文書等管理簿 - 重要経済安保情報取扱者名簿 - 職員の範囲を記載した書面 - 重要経済安保情報等受領書 - 重要経済安保情報文書等保管管理簿 - 重要経済安保情報文書等閲覧簿 - 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年 当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 5年 5年 5年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書			通知書・周知書	5年		
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	- 他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 - 他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 - 他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			協議書等 取決めにに関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		
		(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類			返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁企画調査課（監査室及び検察広報を含む）

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
1	他の行政機関（地方公共団体）に対して示す基準の設定及びその経緯	(1)司法警察職員に対する一般的指示の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	企画調査	例規	訓令・通達等資料互し（司法警察職員に対する一般的指示）	常用	廃棄	
			②立案基礎文書			司法警察職員に対する一般的指示	10年	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・自庁において独自に作成・発出された文書	
			③立案の検討に関する審議会等文書						
			④立案の検討に関する調査研究文書						
			⑤基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書						
			⑥基準を他の行政機関に通知した文書						
		②その他司法警察職員に対する一般的指示に関すること	司法警察職員に対する一般的指示に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書				1年未満	廃棄	
2	個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	(1)情報公開審査基準に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書	企画調査	例規	審査基準（情報公開）	10年	移管（最高検のみ）	
			②立案の検討に関する調査研究文書						
			③意見公募手続文書						
			④情報公開審査基準を定めるための決裁文書			・審査基準案			
		(2)個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準に関する立案の検討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書	企画調査	例規	審査基準（個人情報）	10年		
			②立案の検討に関する調査研究文書						
			③意見公募手続文書						
			④個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準を定めるための決裁文書			・審査基準案			
		(3)行政文書の開示請求に係る開示決定等に関する重要な経緯	開示決定等をするための決裁文書その他開示決定等に至る過程が記録された文書	企画調査	情報公開	開示請求に基づく開示・不開示決定	開示決定等の日に係る特定日以後5年		
			・行政文書開示決定等に係る決裁文書						
			・開示決定等の期限の延長に係る決裁文書						
			・行政文書開示請求書 ・行政文書の開示の実施方法等申出書 ・開示決定等協議書						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・開示実施手数料減額等協議書						
	(4)行政文書の開示請求に係る開示決定等に関すること	①開示請求の事案管理に関する帳簿	・事案管理簿	企画調査	情報公開	行政文書開示請求事案管理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後3年		
		②行政文書開示請求に係る報告文書	・行政機関情報公開法の施行状況調査			行政機関情報公開法の施行状況調査	3年		
	(5)保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る決定等に関する重要な経緯	開示・訂正・利用停止決定等をするための決裁文書その他開示・訂正・利用停止決定等に至る過程が記録された文書	・開示決定等に係る決裁文書 ・開示決定期限の延長等に係る決裁文書 ・保有個人情報開示請求書 ・保有個人情報の開示の実施方法等申出書	企画調査	個人情報保護	開示請求に基づく開示・不開示決定 訂正請求に基づく訂正決定 利用停止請求に基づく利用停止決定等	開示決定等の日に係る特定日以後5年		
	(6)保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求に係る開示決定等に関すること	①保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求手続の管理に関する帳簿	・事案管理簿	企画調査	個人情報保護	保有個人情報開示請求等事案管理簿 保有個人情報訂正請求等事案管理簿 保有個人情報利用停止請求等事案管理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後3年		
		②保有個人情報開示請求に係る報告文書	・個人情報保護法の施行状況調査			個人情報保護法の施行状況調査	3年		
	(7)国家賠償等に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	企画調査	補償・賠償	国家賠償請求事件記録	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管・法令の解釈やその後の制作立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証						
		③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書						
	(8)国家賠償等の把握に関すること	国家賠償等を把握するための帳簿	・事件簿、整理簿	企画調査	補償・賠償	国家賠償請求事件簿 民事事件等整理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後3年	廃棄	
	(9)その他国家賠償等に関すること	その他国家賠償等に関する文書		企画調査	補償・賠償		1年		
	(10)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	・審査請求書、審査申立書 ・録取書	企画調査	請願・請求・申立	行政不服審査法に基づく審査請求	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの	
		②審議会等文書	・諮問 ・答申	事件管理		犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づく審査申立			

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	・ 弁論書 ・ 反論書 ・ 意見書	企画調査		性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）に基づく審査申立	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの	
		④裁決書又は決定書	・ 裁決・決定書						
		⑪①請願等・請求・申立に関すること	請願等・請求・申立に関する文書	企画調査	請願・請求・申立	整理簿、処理簿	1年	廃棄	
			・ 請願書			請願			
			・ 審査請求書副本			行政不服審査法に基づく審査請求（処分庁等）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後1年		
			・ 議決書謄本						
		⑪②その他行政訴訟事件等に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	企画調査	取消訴訟・その他訴訟	行政訴訟事件記録	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・ 法令の解釈やその後の制作立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
			・ 訴状 ・ 期日呼出状						
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証						
		③判決書又は和解調書	・ 判決書 ・ 和解調書						
		⑪③行政文書の開示請求に係る開示決定等に対する国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	企画調査	取消訴訟・その他訴訟	不開示決定取消等訴訟（行政文書）			
			・ 訴状 ・ 期日呼出状						
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証						
		③判決書又は和解調書	・ 判決書 ・ 和解調書						
		⑪④保有個人情報の開示請求に係る開示決定等に対する国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	企画調査	取消訴訟・その他訴訟	不開示決定取消等訴訟（保有個人情報）			
			・ 訴状 ・ 期日呼出状						
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証						
		③判決書又は和解調書	・ 判決書 ・ 和解調書						
		⑪⑤下級庁等を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	企画調査	訴訟（下級庁分）	国家賠償請求事件（下級庁分）	訴訟が終結する日に係る特定日以後3年	廃棄	
			・ 訴状 ・ 期日呼出状			行政訴訟事件（下級庁分）			
		②訴訟における主張又は立証に関する文書	・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証			不開示決定取消等訴訟（下級庁分）			
		③判決書又は和解調書	・ 判決書 ・ 和解調書						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
		06性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	消去等決定等をするための決裁文書その他当該決定等に至る過程が記録された文書	・聴聞通知書 ・対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写の申出書 ・消去等決定等関係事項照会書に対する回答書 ・聴聞調書 ・報告書 ・消去等決定書 ・消去命令書	企画調査	消去等措置手続	消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
3	職員の人事に関する事項	(1)研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	①計画の立案に関する調査研究文書	・調査資料	企画調査	研修	検事研修・研究	完結した日に係る特定日以後3年		
			②計画を制定又は改廃するための決裁文書	・計画案			副検事研修			
			③研修の実施状況が記録された文書	・実施要領 ・講師選定 ・実施報告	情報システム管理		検察官研修(自庁) 検察事務官研修(中央) 検察事務官研修(地方) 検察事務官研修(自庁) 検察事務官研修(人事院) 検察事務官研修(他省庁) 検察事務官研修(本省等) 研修実施計画 一斉考試 講師等派遣 司法修習生検察実務修習 司法警察職員に対する教養訓練 新任保護観察官検察庁実務研修 被害者支援担当者中央研修 保護観察所における検察庁職員の研修 矯正施設における検察庁職員の研修 研修用映像資料 公文書管理研修 情報セキュリティ研修	3年		
		(2)その他研修等に関すること	その他研修等に関する文書				研修に関する文書	1年		
			その他研修に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付				1年未満		
4	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	
			②立案の検討に関する調査研究文書				例規（自庁）	10年	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。
			③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案						

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡			通知・事務連絡（自庁）	3年		
			⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡			例規（上級庁）	常用		
				・例規集			例規集（自庁）			
		②その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付 ・協力依頼	共通	例規		1年未満	廃棄	
5	予算及び決算に関する事項	保管金に関すること	その他保管金等に関する文書	・換価代金処理表	情報システム管理	保管金	換価代金処理表	1年		
6	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
				・個人情報ファイル簿		個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿	庶務	文書	文書接受簿	5年		
				・現金書留等受渡簿			現金書留等受渡簿			
			③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿			文書発送簿	1年		
				・文書通付簿			文書通付簿			
				・文書使送簿			文書使送簿			
				・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	完結した日に係る特定日以後1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿	企画調査		紛失等処理整理簿	30年		
				・移管・廃棄簿			移管・廃棄簿	20年		
				・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録			廃棄の記録	5年		
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿	共通		秘密文書管理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
				・秘密文書等処理簿			秘密文書等処理簿	30年		
				・秘密文書保管簿			秘密文書保管簿			
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録			行政文書廃棄報告書	5年		
				・廃棄報告書			廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）			
				・移管に係る決裁文書及びその資料			公文書の移管	完結した日に係る特定日以後5年		
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書管理規則第26条に基づく報告等			
				・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書			標準文書保存期間基準の制定・改正	10年		
				・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準	常用		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	- 行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 - 集中管理に関する協議書 - 集中管理に関する通知書 - 行政文書ファイル等受領書 - 行政文書ファイル等持出申請書 - 行政文書ファイル等返還請求書 - 行政文書ファイル集中管理簿	企画調査		集中管理の実施 行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書 行政文書ファイル集中管理簿	5 年		
			⑨その他文書の管理等に関する文書	- 行政文書点検の実施通知、結果報告等 - 文書管理担当者指定通知 - 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 - 文書管理者の異動に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する文書 - 秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検 文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 文書管理者の異動に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する文書 秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	3 年		
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5 年		
			⑪文書の管理に関する報告文書	行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3 年		
7	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	①監査・監察の企画・立案等に関する文書	監査計画	監査	監査		5 年	廃棄	
			②監査・監察の実施、結果に関する文書	- 監査結果報告 - 監査調書 - 監査に関する出張報告書 - 監査のフォローアップ - 監査実施通知 - 監査実施結果通知			最高検察庁事務監査 高等検察庁事務監査 自庁事務監査(行政文書監査を含む) 人事院監査 事務監査情報	完結した日に係る特定日以後 5 年 5 年 1 年		
						監察	最高検察庁監察 最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知 監察結果報告 監察結果一覧	5 年 1 年		
		(2)監査・監察に関すること	監査・監察に関する文書		監査	監査（会計）	法務省会計監査 法務省国有財産監査	5 年		
		(3)会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	- 会計実地検査報告書 - 検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書			

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項			
					大分類	中分類	名称（小分類）						
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書	会計その他		出納官吏等検査員発令簿	3 年					
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書			行政財産等実地監査						
							出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書						
			④その他会計検査に関する文書	・内部監査実施状況調書	会計その他		内部監査実施状況調書	1 年					
		(4)その他事務検査に関する重要な経緯	①事務検査の企画・立案等に関する文書	・事務監査の実施・検査員の指名に係る文書	監査	検査	検査員指定簿						
			②事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書			徴収金に関する検査報告書						
							証拠品に関する検査報告書						
							通信傍受記録等に関する検査報告書	完結した日に係る特定日以後 1 年					
							徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書	1 年					
							郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書						
8	報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関すること	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告	・報告書 ・整理簿	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策	報告（事件）	事件報告	完結した日に係る特定日以後 5 年	廃棄				
②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	情報システム管理	報告（統計）	刑事統計報告表第 1 表		完結した日に係る特定日以後 1 年							
			③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書		事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理		統計報告	1 年	1 年未満				
							④刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事務報告	・報告書		共通	報告（事務）	事務報告(事務細則) 事務報告(訓令、通達等) 事務報告(第一審強化方策協議会) 事務報告(罰則の定めのある条例) 事務報告(職務事例)	1 年
9	会議・会同に関する事項	(1)各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する重要な経緯	①協議に関する文書	・開催通知	共通	会議・会同	全国次席検事会同 管内次席検事会議 管内支部長会議 管内三席検事等会議 管内首席捜査官協議会	3 年	廃棄				
			②会議の決定内容又は了解内容が記録された文書	・決定・了解文書			会議（自庁）						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		②各検察庁間、関係機関との会議・会同に関すること	各検察庁間、関係機関との会議・会同に関すること			司法修習生指導担当者協議会 事務担当者協議会 管内企画調査事務担当者協議会 管内検察広報官意見交換会 茨城県交通対策協議会	1年		
		③その他各検察庁間との会議及び自庁における会議に関すること	各検察庁間との会議及び自庁における会議に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書				1年未満		
10	検察庁内における委員会等に関する事項	(1)検察庁内における委員会等の決定又は了解に関する重要な経緯	①協議に関する文書 ②委員会の決定内容又は了解内容が記録された文書	・開催通知 ・決定・了解文書	企画調査 総務 企画調査 検務その他	検察事務官等待遇改善委員会 組織運営検討監理委員会 事務改善委員会 図書委員会 男女共同参画推進委員会 非違行為等防止対策委員会 検察事務官キャリアパス委員会 職員適正配置問題検討委員会 検察情報システム開発促進委員会 検務事務の合理化に関する検討会	3年	廃棄	
		②その他検察庁内における委員会等に関すること	①その他検察庁内における委員会等に関する文書 ②その他検察庁内における委員会等に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・参与会報告 ・通知 ・報告書類 ・参考送付	共通 企画調査	参与会報告	1年 1年未満		
11	検察庁の組織に関する事項	(1)検察庁の組織に関すること	①検察庁の組織に関する文書 ②検察庁の組織に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・法人番号指定通知書 ・事務取扱変更等の内議・報告 ・組織目標 ・職員配置表 ・幹部職員一覧表 ・事務分担表	企画調査 企画調査 人事	法人番号指定通知書 検察庁組織	常用 5年	廃棄	
		(2)検察庁の組織運営に関すること	検察庁の組織運営に関する文書	・組織運営の検討に関する文書	総務その他	組織運営の検討に関する文書	3年		
12	広報活動に関する事項	(1)記者会見の実施に関すること	①記者会見の実施に関する文書 ②事前登録に関する文書	・通知書 ・申請書	企画調査	記者会見等	3年	廃棄	
		(2)広報活動に関すること	広報用映像資料 ②法の日週間など、各種イベントに関する文書	・案内文書 ・通知文書 ・依頼文書		広報用映像資料 法の日週間 憲法週間 学生法律討論会 社会を明るくする運動	5年 1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		③ホームページに関する文書	・ ホームページ作成に係る決裁文書 ・ ホームページに掲載した情報	情報システム管理		ホームページ関係資料 検察庁ホームページ	常用		
		④SNSに関する文書	・ SNSページ作成に係る決裁文書 ・ SNSページ掲載記事			SNSページ関係資料 SNSページ掲載記事	1 年 常用		
		⑤その他広報に関する文書	・ 広報活動に係る決裁文書 ・ 通知書		企画調査	広報活動 検察庁パンフレット			
13	情報公開事務及び個人情報保護事務に関する事項	(1)情報公開事務に関すること	①情報公開事務に関する文書 ②その他情報公開事務に関する文書	・ 検察庁情報公開事務取扱要領 ・ 通知	企画調査	情報公開 検察庁情報公開事務取扱要領 情報公開事務文書 情報公開に関する文書	3 年 1 年	廃棄	
		(2)個人情報ファイルの掲載等に関すること	①個人情報ファイルの保有に至る過程が記録された決裁文書 ②個人情報ファイルの修正に至る過程が記録された文書	・ 事前通知に係る決裁文書 ・ 修正に係る決裁文書	企画調査	個人情報保護 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知	5 年		
		(3)個人情報保護事務に関すること	①個人情報等保護事務全般に関する文書 ②特定個人情報等保護事務に関する文書 ③その他個人情報保護事務に関する文書	・ 検察庁保有個人情報開示請求等事務処理の手引 ・ 保有個人情報等の点検の実施通知、結果報告等 ・ 個人情報保護担当者指定通知 ・ 通知 ・ 報告書 ・ 業務委託に係る保有個人情報等の検査結果 ・ 特定個人情報ファイル取扱状況把握票 ・ 通知	企画調査 共通	個人情報保護 検察庁保有個人情報開示請求等事務処理の手引 保有個人情報等の点検 個人情報保護担当者指定通知 個人情報保護事務文書 保有個人情報等保護管理規程に基づく報告等 業務委託に係る保有個人情報等に関する検査 特定個人情報ファイル取扱状況把握票 特定個人情報等保護事務文書 特定個人情報等取扱区域の指定 特定個人情報等事務取扱担当者の指定 個人番号及び特定個人情報取得票 個人番号提供拒否報告書 個人番号取得・削除整理簿 個人番号確認書類整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・廃棄整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・送付整理簿 個人番号利用整理簿 個人番号提供整理簿	3 年 5 年 業務委託が終了した日に係る特定日以後 3 年 特定個人情報ファイルが完結した日に係る特定日以後 1 年 3 年 常用（ただし、当該外部有識者等に対して継続的な謝金の支給等が見込まれなくなった場合は 1 年未満） 1 年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項		
				大分類	中分類	名称（小分類）					
14	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書	3 年	廃棄			
			・届出書（管理者用 I D 利用者届） ・許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） ・情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 ・情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 ・外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 ・クラウドサービス利用申請書 ・クラウドサービス利用状況一覧 ・例外措置申請書 ・例外措置台帳 ・機密性 3 情報の提供等許可申請書 ・登記情報連携システム利用者 I D 管理簿			情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者 I D 管理簿					
			②自己点検に関する文書			・自己点検の実施に係る通知 ・自己点検票	情報セキュリティ対策に関する自己点検			完結した日に係る特定日以後 3 年	
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿			・外部電磁的記録媒体管理簿 ・官用 U S B メモリ等管理台帳 ・官用 U S B メモリ等管理簿 ・官用 B D - R 等管理簿 ・保管外部媒体管理簿 ・モバイル P C 管理簿 ・スマートフォン端末等管理簿	外部電磁的記録媒体管理簿 モバイル P C 管理簿				3 年
			④検閲に関する文書			・検閲実施記録 ・検閲結果通知	検閲実施記録				
⑤検閲に関する文書	・検閲実施記録 ・検閲結果通知	検閲実施記録									
15	検察審査会に関する事項	(1)検察審査会による建議、勧告その他の重要な経緯	①検察審査会による建議、勧告に関する文書	企画調査	検察審査会	検察審査会勧告書等	5 年	廃棄			
			②建議・勧告に対する回答をするための決裁文書								
			③検察審査会の議決及び再捜査の経緯を把握するための帳簿			・整理簿、事件簿 ・検審事件票 ・検察審査会議決報告書	検審事件整理表				
		(2)その他検察審査会に関すること	①検察審査員の選定に関する文書	企画調査	検察審査会	検察審査員選定に係る照会・回答書	1 年				
			②その他検察審査会に関する文書			検察審査会に関する文書					
16	被疑者補償に関する事項	(1)被疑者補償に関する重要な経緯	被疑者補償に関する文書	企画調査	補償・賠償	被疑者補償事件記録	3 年	廃棄			
		②被疑者補償の把握に関すること	被疑者補償を把握するための帳簿			・被疑者補償事件簿 ・整理簿				被疑者補償事件簿	
17	刑事補償、費用補償に関する事項	刑事補償、費用補償の把握に関すること	刑事補償、費用補償を把握するための帳簿	企画調査	補償・賠償	刑事補償・費用補償事件整理簿	3 年	廃棄			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
18	罰則の定めのある 条例に関する事項	(1)条例の協議に関する重要な経緯	条例の協議に関する文書	企画調査	条例	協議回答文書	5 年	廃棄	
		(2)条例の把握に 関すること	条例を把握するための帳簿			条例等整理簿			
19	図書・資料の管理 に関する事項	図書・資料の管理 に関すること	①検察月報	企画調査	図書・資料	検察月報	5 年	廃棄	
			②検察研究特別資料			検察研究特別資料	10 年		
			・検察研究特別資料 ・検察研究資料 ・検察研究叢書 ・法務研究報告書 ・検察研究調査報告書			検察研究資料 検察研究叢書 法務研究報告書 検察研究調査報告書			
			③執務に関する図書・資料			検察資料	5 年		
			・検察資料 ・研修教材 ・公安教養資料			研修教材			
			④図書・資料データファイル			図書台帳	常用		
			・図書・資料データファイル ・職務事例データファイル						
			⑤執務参考図書・資料			研修資料	3 年		
20	行政の情報化に関する事項	(1)検察総合情報管理システムに関する文書	①検察総合情報管理システムに関する文書	情報システム管理	システム開発・管理	基本計画書	常用	廃棄	
			・基本計画書 ・基本設計書 ・プログラム設計書 ・サブシステムデータファイル			基本設計書 プログラム設計書 共通サブシステムデータファイル 送致サブシステムデータファイル 事件サブシステムデータファイル 令状サブシステムデータファイル 捜査サブシステムデータファイル 公判サブシステムデータファイル 執行サブシステムデータファイル 徴収サブシステムデータファイル 犯歴サブシステムデータファイル 記録サブシステムデータファイル 統計サブシステムデータファイル			
			②端末の持ち出し及びインターネット接続に関する文書			端末の持ち出し等許可及びインターネット接続許可に関する文書	5 年		
			・端末持出等許可兼インターネット接続許可申請書 ・端末持出等許可兼インターネット接続許可に係る終了報告						
			③アクセス記録に関する文書			・アクセス記録 ・証跡管理ソフトウェア	3 年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・プログラム設計書			プログラム設計書 システム開発関係文書 機器設置関係文書 システムデータファイル			
			②アクセス記録に関する文書	・アクセス記録 ・証跡管理ソフトウェアファイル ・サーバ室等入退出記録			サーバ室等入退出記録	3年		
			③その他システムの運用管理に関する文書	・ソフトウェア・ライセンス管理台帳 ・完結ソフトウェア・ライセンス管理台帳 ・インターネット接続仮想環境利用者情報設定等申請書 ・インターネット個人メール利用者情報設定等申請書 ・インターネット共用メール利用者情報設定等申請書 ・メールボックス改廃申請書 ・ダウンロード申請書 ・Microsoft365アカウント発行等申請書 ・Microsoft365共有アカウント発行等申請書 ・個別システム端末構成変更届			管理台帳 完結管理台帳 インターネット接続仮想環境利用者情報設定等申請書 インターネット個人メール利用者情報設定等申請書 共有メールアドレスの利用状況変更申請書 ダウンロード申請書 Microsoft365アカウント発行等申請書 Microsoft365共有アカウント発行等申請書 個別システム端末構成変更届 運用管理関係文書（その他のシステム）	常用 1年		
			④端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿			端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿	5年		※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
			⑤その他システムに関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・事務連絡 ・参考送付 ・調査依頼 ・調査報告 ・意見照会 ・意見回答 ・作業依頼 ・作業報告				1年未満		
21	検務に関する事項	(1)事件事務に関すること	審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿	・審判請求処理簿 ・不服申立事件簿	事件管理 企画調査	事件	審判請求処理簿 不服申立事件簿	10年	廃棄	
		(2)証拠品事務に関すること	その他証拠品に関する文書	・証拠品事務月表 ・立会封金処理表	情報システム管理	証拠品	証拠品事務月表 立会封金処理表	当該年分が完結した日に係る特定		
		(3)執行事務に関すること	その他執行に関する文書	・執行事務年表 ・執行事務月表	情報システム管理		執行事務年表 執行事務月表	1年 当該年分が完結した日に係る特定		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・自由刑未執行状況等調査表			自由刑未執行状況等調査表			
		(4)徴収事務に関する事	①罰金、科料、追徴、過料、没収、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する文書	・印紙納付書	監査	徴収	印紙納付書	10年		
			②その他徴収に関する文書	・徴収年表 ・徴収月表	情報システム管理		徴収年表 徴収月表	1年 当該年度分が完結した日に係る特		
				・印紙納付調査書	監査		印紙納付調査書			
		(5)報告(検務)	その他検務事務についての報告に関する文書	・通知 ・検証・検討結果報告 ・傍受令状の請求等に関する報告書	共通 企画調査	報告(検務)	検証・検討結果報告 傍受令状の請求等に関する報告書	5年 3年		
22	捜査・公判に関する事項	(1)捜査・公判資料の収集整備に関する事	①捜査・公判に関する統計	・統計調査資料	情報システム管理	捜査・公判(統計)	被疑事件の受理及び処理 検察官別事件受理処理月表	1年		
			②刑事施設等の巡視に関する文書	・計画書 ・結果報告書	企画調査	公判(資料)	刑事施設等の巡視結果報告書	1年		
23	特定秘密の管理等に関する事項	(1)特定秘密の管理	特定秘密の保管等の状況が記録された帳簿	・特定秘密文書等管理簿	共通	特定秘密	特定秘密文書等管理簿	完結した日に係る特定日以後30年	廃棄	
		(2)特定秘密に関する教育	特定秘密に係る保全教育用資料及び同教育の企画、立案並びに実施結果報告に関する文書	・特定秘密保全教育資料 ・保全教育の企画・立案に係る決裁文書 ・保全教育実施結果の報告書類	企画調査		教育の企画・立案等	3年		
		(3)特定秘密の指定等	特定秘密の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・特定秘密の指定等に係る通知又は周知文書	共通		通知書・周知書	5年		
		(4)特定秘密保護の状況に関する検査	検査の企画、立案及び検査結果等に関する書類	・検査の企画・立案に係る決裁文書 ・検査結果の報告書類	監査		検査結果	3年		
24	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年 当該帳簿に記載された重要経済安 当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 5年 5年 5年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報に関する教育	重要経済安保情報に係る保全教育用資料及び同教育の企	・重要経済安保情報保全教育資料	企画調査		教育の企画・立案等	3年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			画、立案並びに実施結果報告に関する文書 ・保全教育の企画・立案に係る決裁文書 ・保全教育実施結果の報告書類						
	(3)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書	共通		通知書・周知書	5年		
	(4)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る 特定日以後		
	(5)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類			取決めにに関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る 特定日以後		
	(6)重要経済安保情報保護の状況に関する検査	検査の企画、立案及び検査結果等に関する書類	・検査の企画・立案に係る決裁文書 ・検査結果の報告書類	監査		返却に関する書類	返却日に係る 特定日以後1年		
	(7)重要経済安保情報の管理状況等に関する内閣府独立公文書管理監等への報告	重要経済安保情報の管理状況等に関する内閣府独立公文書管理監等への報告に係る文書	・重要経済安保情報文書等の紛失・誤廃棄及び緊急廃棄に係る報告書 ・重要経済安保情報文書等の紛失・誤廃棄の再発防止に係る報告書 ・運用基準第6章第2節4及び同章第4節1に規定する報告文書	企画調査		検査結果	3年		
	(8)重要経済安保情報の指定等が法等に従っていない場合の通報の受理及び処理	重要経済安保情報の指定等が法等に従っていない場合の通報の受理及び処理に関する文書	・通報内容に関する書類 ・通報の処理方針に係る決裁文書 ・通報内容に係る調査に関する文書 ・通報処理結果の通知に関する文書 ・通報処理についての内閣府独立公文書管理監に対する報告に関する書類			報告	10年		
	(9)適性評価の実施	①適性評価の実施に関する事項のうち、適性評価実施責任者が作成又は取得した文書	・評価対象者名簿 ・適性評価実施承認通知書 ・同意書 ・不同意書 ・同意取下書			通報の受理及び処理	5年		
						認定・結果通知等	適性評価の結果を通知した日又は適性評価の 手続を中止する旨通知した日に係る 特定日以後10年(ただし、不同意書又は同意取下書の提出があった場合は、当該書面が提出された日に係る 特定日		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政 文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満 了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・質問票 ・調査票 ・適性評価のための 照会書 ・適性評価実施結果 等通知書 ・誓約書						
			②適性評価の実施 に関する事項のう ち、重要経済安保情 報管理者が作成又 は取得した文書	・候補者名簿 ・適性評価実施承認 通知書 ・適性評価実施結果 等通知書（重要経済 安保情報を漏らすお それがないと認めら れた旨の通知に係る 文書等に限る。） ・名簿不登載通知			適性評価実施結果 等通知	5年		
		(10)適性評価に関す る苦情処理	適性評価についての 苦情の申出及びその 処理に係る文書	・苦情処理結果通知 書			苦情処理結果	苦情処理の 結果を通知 した日に係る 特定日以後 3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。
 ※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和８年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁検務部門

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
1	個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	対象領置物件関係 ・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの訴え等の提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合等に適用
						対象領置物件領置票	対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年		
						消去等事案管理簿	完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年		
						対象領置物件領置票整理簿			
2	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。
			②立案の検討に関する調査研究文書			例規（自庁）	10年		
			③制定又は改廃のための決裁文書			通知・事務連絡（自庁）	3年		
			④その他決裁文書			例規（上級庁）	常用		
			⑤上級庁発出に係る訓令・通達等			例規集（自庁）	1年未満		
			②その他訓令及び通達に関する文書						
			②その他訓令及び通達に関する文書						
2	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
			・個人情報ファイル簿		個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	庶務	文書	文書接受簿	5年		
			・現金書留等受渡簿			現金書留等受渡簿			
			③発送した文書を把握するための帳簿			文書発送簿 文書通付簿 文書使送簿	1年		
			・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	完結した日に係る特定日以後1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	企画調査		廃棄の記録	5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		秘密文書管理簿	当該年度分が完了した日に係る特定日以後5年		
							秘密文書等処理簿	30年		
							秘密文書保管簿			
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料			行政文書廃棄報告書	5年		
				・移管に係る決裁文書及びその資料			公文書の移管	完了した日に係る特定日以後5年		
				・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書管理規則第26条に基づく報告等			
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・標準文書保存期間基準	企画調査		標準文書保存期間基準の制定・改正	10年		
							標準文書保存期間基準	常用		
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿			行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書	5年		
							行政文書ファイル集中管理簿	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年		
			⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検 文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告	3年		
							秘密文書の指定期間の延長・解除通知書	1年		
							行政文書の管理			
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5年		
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3年		
3	会議・会同に関する事項	(1)各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する重要な経緯	①協議に関する文書	・開催通知	共通	会議・会同	検務実務家会同	3年	廃棄	
			②会議の決定内容又は了解内容が記録された文書	・決定・了解文書			他の行政機関との会議			
		(2)各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する事項	各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する事項				管内検務監理官等協議会	1年		
							三庁協議会	1年		
		(3)その他各検察庁間との会議及び自庁における会議に関する事項	各検察庁間との会議及び自庁における会議に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付	情報システム管理	情報セキュリティ		1年未満	廃棄	
4	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関する事項	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	・届出書（管理者用ID利用者届） ・許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書）			情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書	3年		

※1 完了した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 ・情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 ・外部電磁的記録媒体等登録・削除 ・クラウドサービス利用申請書 ・クラウドサービス利用状況一覧 ・例外措置申請書 ・例外措置台帳 ・機密性3情報の提供等許可申請書 ・登記情報連携システム利用者ID管理簿			情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ID管理簿			
			②自己点検に関する文書	・自己点検の実施に係る通知 ・自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	・外部電磁的記録媒体管理簿 ・モバイルPC管理簿 ・スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイルPC管理簿	完結した日に係る特定日以後3年 3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む
5	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書 ②死刑執行に関する通知を実施するための文書 ③被害者支援を実施するための文書 ④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	・加害者処遇状況等通知整理簿 ・加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） ・加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し ・加害者釈放通知希望申出書 ・受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 ・受刑者釈放通報要請書の写し	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し 加害者釈放通知希望申出書 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 受刑者釈放通報要請書の写し	10年	廃棄	
				・整理簿 ・申出書 ・届出書 ・連絡書 ・引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後3年		
				・通知書	事件管理		被害者支援制度	3年		
				・被害者支援業務日誌 ・受刑者釈放予定通報書（検） ・受刑者釈放通報書 ・加害者の処遇状況等に関する通知書 ・加害者の拘留刑に関する通知書		執行	被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書 受刑者釈放予定通報書（検） 受刑者釈放通報書 加害者の処遇状況等に関する通知書 加害者の拘留刑に関する通知書	1年		
6	行政の情報化に関する事項	その他システムにすること	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿	5年	廃棄	モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
7 検務に関する事項	(1)事件事務に関すること	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿	・審判請求処理簿	事件管理	事件	審判請求処理簿	10年	廃棄	
		②訴訟費用負担請求を把握するための帳簿	・訴訟費用負担請求処理簿	事件		訴訟費用負担請求処理簿	5年		
		③事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・事件記録・証拠品送致票 ・起訴状通付票 ・略式命令請求通付票 ・交通事件即決裁判通付票 ・少年事件送致通付票 ・通告欠如事件記録送付簿 ・不服申立事件記録保存簿			事件記録・証拠品送致票(甲) 事件記録・証拠品送致票(乙) 起訴状通付票 略式命令請求通付票 交通事件即決裁判通付票 少年事件送致通付票 通告欠如事件記録送付簿 不服申立事件記録保存簿 保存期間延長不服申立事件記録保存簿	3年		
			・出国確認留保該当者通知等整理簿	執行	執行	出国確認留保該当者通知等整理簿			
			・三即事件処分簿	事件	事件	三即事件処分簿			
			・没収保全カード	証拠品		没収保全カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		※1
			・追徴保全カード			追徴保全カード			
			・薬物犯罪通報・要請カード	事件管理		薬物犯罪通報・要請カード			
		④その他事件に関する文書	・通知書 ・送付書 ・整理簿 ・索引簿 ・通付簿 ・統計 ・不起訴処分等告知書 ・依頼書 ・回答書 ・少年事件審判結果通知書	事件			1年		
				特別刑事		少年事件審判結果通知書			
	(2)令状事務に関すること	①傍受の原記録聴取等請求を把握するための帳簿	・傍受の原記録聴取等請求処理簿	事件	令状	傍受の原記録聴取等請求処理簿	5年		
		②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての令状事務を遂行するための文書	・令状請求処理簿 ・勾留等請求通付票 ・勾留期間延長請求通付票 ・接見禁止等請求通付票 ・鑑定留置請求通付票 ・勾引状交付簿 ・傍受令状請求処理簿 ・傍受通知等処理簿 ・傍受期間延長請求処理簿 ・通知期間延長請求処理簿 ・傍受通知対象者把握簿			令状請求処理簿 勾留等請求通付票 勾留期間延長請求通付票 接見禁止等請求通付票 鑑定留置請求通付票 勾引状交付簿 傍受令状請求処理簿 傍受通知等処理簿 傍受期間延長請求処理簿 通知期間延長請求処理簿 傍受通知対象者把握簿	3年		
		③その他令状に関する文書	・整理簿 ・通付簿 ・嘱託書 ・回答書				1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
	(3)証拠品事務に関すること	①刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・領置票 ・傍受記録等管理簿 ・捜査書類管理簿 ・領置票整理簿 ・没収裁判処理簿 ・没収裁判処理簿	証拠品	証拠品	領置票（没収・庁外保管領置票を含む）	完結した日の翌年度4月1日から10年		※1
						領置票整理簿	10年		
						傍受記録等管理簿 捜査書類管理簿	完結した日の翌年度4月1日から10年		※1
						記録媒体封印・提出等処理簿	5年		※1
						特殊証拠品保管簿	3年		
						傍受記録の聴取等申出処理簿			
						裁判執行領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年		
						裁判執行庁外保管領置票			
						領置票整理簿	10年		
						令状請求処理簿	3年		
		②刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・記録媒体封印・提出等処理簿	情報システム管理		証拠品事務月表	当該年分が完結した日に係る特定日以後1年		
		③刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な補助文書	・特殊証拠品保管簿 ・傍受記録の聴取等申出処理簿			立会封金処理表			
		④裁判の執行に関して押収された物の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・裁判執行領置票 ・領置票整理簿			立会封金処理表			
		⑤没収の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			立会封金処理表			
		⑥その他証拠品に関する文書	・整理簿 ・通付簿 ・引継書 ・嘱託書 ・回答書 ・統計 ・証拠品仮出票 ・押収物還付・交付・複写・公告 ・既済関係書類 ・再審請求事件に関する通知書 ・再審事件確定通知書			立会封金処理表			
			・証拠品事務月表			立会封金処理表			
			・立会封金処理表			立会封金処理表			
						立会封金処理表			
						立会封金処理表			
						立会封金処理表			
	(4)執行事務に関すること	①裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する文書	・平成10年6月18日付け次長検事依命通達による選定協議・回答 ・処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し ・特別遵守事項通知書 ・執行事務規程第14条に基づく報告	執行	執行	無期事件被告人の選定協議書・回答	完結した日に係る特定日以後5年		
						無期事件処理票 死刑確定者の再審請求について			
						無期事件整理簿	5年		
						処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し	完結した日の翌年度4月1日から5年		
						特別遵守事項通知書 死刑執行に関する通知・報告書等	5年		
		②死刑及び自由刑の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項					
				大分類	中分類	名称（小分類）								
		③自由刑の執行のための出国制限に関する文書	・出国の制限に関して作成され、又は取得された文書			出国の制限に関して作成され、又は取得された文書								
		④その他執行に関する文書	・刑執行猶予言渡し取消通知書 ・刑執行不能決定書 ・収容関係書類 ・再犯通知処理簿 ・自由刑執行指揮 ・照会状況一覧 ・執行猶予取消決定謄本 ・送達報告書 ・自由刑未執行関係書類			刑執行猶予言渡し取消事由通知書 刑執行不能決定書 刑執行状況等通知書 刑の執行猶予取消関係	1 年							
			・執行事務年表 ・執行事務月表 ・自由刑未執行状況等調査表			自由刑未執行関係書類（既済分）	完結した日に係る特定日以後 1 年							
						執行事務年表	1 年							
						執行事務月表	当該年分が完結した日に係る特定日以後 1 年							
						自由刑未執行状況等調査表								
		(5)徴収事務に関すること	①罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 17 条第 1 項の費用又は民事訴訟法第 303 条第 1 項の納付金の裁判の執行に関する重要な文書			・印紙納付書 ・徴収金指揮印票 ・徴収金指揮印票（仮納付）	監査			徴収	印紙納付書	10 年		
							徴収				徴収金指揮印票 徴収金指揮印票（仮納付）			
	②訴訟費用予納金の管理を行うための帳簿		・訴訟費用予納金保管整理簿		訴訟費用予納金保管整理簿	5 年								
	③罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 17 条第 1 項の費用又は民事訴訟法第 303 条第 1 項の納付金の裁判の執行に関する補助文書		・徴収・収納済通知書等用紙等受払簿		徴収・収納済通知書等用紙等受払簿	3 年								
	④徴収金の裁判の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書		・令状請求処理簿		令状請求処理簿	3 年								
	⑤徴収金の裁判の執行のために行う令状請求に係る文書		・拘置請求逓付票 ・勾引状交付簿		拘置請求逓付票 勾引状交付簿									
	⑥徴収金の裁判の執行のための出国制限に関する文書		・出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書		出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書									
	⑦その他徴収に関する文書		・納付済証（原符） ・印紙納付済証 ・徴収・収納済通知書 ・徴収不能決定書 ・労役場留置執行終了報告書		印紙納付済証 徴収・収納済通知書（日計表含む） 徴収不能決定書 労役場留置執行終了報告書	1 年								

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・訴訟費用執行免除申立 ・過料事件 ・不処罰決定 ・日計（集計）表 ・照会状況一覧 ・既済関係書類 ・未済関係書類 ・徴収年表 ・徴収月表 ・印紙納付調査書			訴訟費用執行免除申立関係書類 過料事件 不処罰決定 既済関係書類（徴収） 徴収年表 徴収月表 印紙納付調査書	完了した日に係る特定日以後1年 1年 当該年度分が完了した日に係る特定日以後1年		
		(6)犯歴事務に関すること	犯歴の把握等に関する文書 ・犯歴票 ・犯歴事項通知書 ・既決犯罪通知書 ・擬奪申牒関係 ・通知書 ・整理簿 ・送付書 ・欠格事由に関する照会に係る文書	犯歴	犯歴	犯歴票 犯歴事項通知書 既決犯罪通知書（送付不要分） 戸籍身分事項異動通知書 既決犯罪通知書等受領書 公職選挙法違反事件既決犯罪通知書受領書 欠格事由に関する照会に係る文書	死亡の翌年度4月1日から1年 1年		※2
		(7)手配事務に関すること	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書 ②その他手配に関する文書 ・手配登録簿 ・手配登録整理簿 ・通知書 ・整理簿 ・処理簿	共通	手配	手配登録簿 手配登録整理簿 収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	3年 1年		
		(8)探証事務に関すること	①人の異同識別のため作成すべき指紋の分類に関する ②理化学探証に関する文書 ③その他探証に関する文書 ・指紋原紙	犯歴	探証	指紋原紙	10年 5年 1年		
		(9)恩赦事務に関すること	恩赦に関する文書 ・上申書 ・通知書 ・送付書 ・カード ・名簿	犯歴	恩赦	恩赦関係書類	1年		
		(10)保護事務に関すること	保護に関する文書 ・保護観察者再犯通知簿 ・仮釈放者再犯通知簿 ・処理簿	執行	保護	保護観察者再犯通知処理簿 仮釈放者再犯通知処理簿			
		(11)記録事務に関すること	①刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する重要な文書 ②刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する文書 ・閲覧に関する決定書 ・裁判書謄本・抄本交付請求書 ・保管期間延長記録目録 ・再審保存記録目録 ・再審保存期間延長記録目録 ・廃棄目録	記録	記録	閲覧に関する決定書（閲覧請求・謄写申出書を含む） 裁判書謄本・抄本交付請求書 保管期間延長記録目録 再審保存記録目録 再審保存期間延長記録目録 廃棄目録（保管記録等廃棄完了報告書含む）	5年 3年		

※1 完了した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・特別処分記録目録 ・保存期間延長不起訴記録目録			特別処分記録目録			
			③刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する補助文書	・競合記録に関する照会書			競合記録に関する照会書	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年		
			④刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定等に関する文書	・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書 ・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書 ・刑事参考記録等指定上申書（経過する庁の登載は不要） ・刑事参考記録等に関する指定の通知（経過する庁の登載は不要）				5年		
			⑤その他記録に関する文書	・弁護士法23条の2に基づく照会書 ・保管・保存記録貸出簿 ・閲覧請求・謄写申出書 ・送付書 ・受領書 ・保管・保存期間延長決定 ・廃棄関係書類 ・再審請求事件に関する通知書			弁護士法23条の2に基づく照会 保管・保存記録貸出票（貸出関係書類含む） 行政上の共助関係綴	1年		
		⑫共助事務に関すること	①検務事務についての共助に関する重要な文書	・国際捜査共助事件処理票	検務その他	共助	国際捜査共助事件処理票	10年		
			②検務事務についての共助に関する補助文書	・共助事件簿			共助事件簿	3年		
				・証拠品共助事件簿 ・没収の執行に関する調査共助事件簿 ・国際共助事件処理カード			証拠品共助事件簿 没収の執行に関する調査共助事件簿 国際共助事件処理カード	3年		
			③その他共助に関する文書	・執行指揮嘱託書 ・通知書			執行指揮嘱託書	1年		※1
		⑬報告（検務）	①検務事務についての報告に関する文書		検務その他	報告（検務）		5年		
			②その他検務事務についての報告に関する文書	・通知 ・検証・検討結果報告 ・傍受令状の請求等に関する報告書	共通		検証・検討結果報告			
					企画調査		傍受令状の請求等に関する報告書	3年		
8	医療観察に関する事項	医療観察に関すること	①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する重要な文書	・処遇事件処理票	検務その他	医療観察	処遇事件処理票	5年	廃棄	
			②心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する事件審判記録等	・処遇事件審判記録 ・医療観察に係る裁判書謄本			処遇事件審判記録 医療観察に係る裁判書謄本	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			③その他心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する文書	・抗告・再抗告申立通知書 ・抗告・再抗告決定通知書 ・抗告審決定謄本 ・求意見書 ・送付書 ・囑託書			その他処遇事件に関する文書	1年 1年		
9	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書			通知書・周知書	5年		
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		
		(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類			返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和８年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁捜査・公判部門

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項						
					大分類	中分類	名称（小分類）									
1	個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	(1)被害回復給付金の支給に関する重要な経緯	①被害回復給付金を支給するための決裁文書	・裁定書 ・裁定表 ・報酬決定書 ・申請書及び添付資料 ・資格裁定確定者についての一般承継届出書及び添付資料	事件管理・刑事政策	被害回復給付金	裁定書 裁定表 報酬決定書 被害回復給付金支給申請書及び添付資料 資格裁定確定者についての一般承継届出書及び添付資料	手続終了の日に係る特定日以後５年	廃棄							
			②被害回復給付金支給に関する帳簿等	・整理簿 ・管理簿			被害回復給付金事件整理簿 被害者等管理簿									
		(2)被害回復給付金の支給に関すること	被害回復給付金の支給に関する文書	被害回復給付金支給手続関係			手続終了の日に係る特定日以後１年									
2	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。						
			②立案の検討に関する調査研究文書				例規（自庁）	１０年	以下について移管・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書							
			③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案			通知・事務連絡（自庁）	３年								
			④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡			例規（上級庁）	常用								
			⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡			例規集（自庁）									
				・例規集												
		(2)その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付 ・協力依頼	共通	例規		１年未満	廃棄							
		3	文書の管理等に関する事項	文書の管理簿	①発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	庶務	文書	文書発送簿 文書通付簿 捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	１年						
					②秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿			共通	秘密文書管理簿 秘密文書等処理簿 秘密文書保管簿			当該年度分が完結した日に係る特定日以後５年 ３０年			
					4	監査・監察に関する事項	監査・監察に関する重要な経緯		監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査実施結果通知			監査	監査	自庁事務監査(行政文書監査を含む)	５年

※１ 完結した日に係る特定日（１月１日）以後〇〇年とすることができる。

※２ 死亡した日に係る特定日（１月１日）以後１年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
5 報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関する こと	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告	・報告書	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策	報告（事件）	事件報告	完結した日に係る特定日以後5年	廃棄	
			・整理簿			整理簿	5年		
		②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理	報告（統計）	統計報告	1年		
							1年未満		
		③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書							
6 会議・会同に関する事項	(1)各検察庁間、関係機関との会議・会同に関する重要な経緯	①協議に関する文書	・開催通知	共通	会議・会同	財政経済係検事会 同 組織犯罪担当検事会 同 公判担当検事会 同 副検事会 同 性犯罪及び児童虐待等事件への対処に係る検事会 同 管内検事会議 管内副検事会議 検察官・国税査察官合同地方協議会 第一審強化方策水戸地方協議会 関東信越地区麻薬少年関係機関との連絡協議会 児童三機関連携協議会 茨城県被害者支援連絡協議会 DV対策ネットワーク会議 犯罪被害者支援団体連絡会 茨城県要保護児童対策地域協議会代表者会議 茨城県再犯防止推進協議会 再犯防止等関係事務担当者打合せ会 茨城県死因究明等推進協議会	3年	廃棄	
		②会議の決定内容又は了解内容が記録された文書	・決定・了解文書						
		②各検察庁間、関係機関との会議・会同に関すること	各検察庁間、関係機関との会議・会同に関すること			管内捜査・公判事務担当者協議会 心身喪失者等医療観察法関係研究協議会 茨城県薬物乱用対策推進本部会議 茨城県医療観察制度運営連絡協議会 内水面漁業に係る漁業秩序維持会議 研究授業・処遇対策検討会	1年		
		③その他各検察庁間との会議及び自庁における会議に関すること	各検察庁間との会議及び自庁における会議に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書				1年未満		
7 情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	・外部電磁的記録媒体管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	外部電磁的記録媒体管理簿	完結した日に係る特定日以後3年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・モバイルＰＣ管理簿				3年		※利用者等の把握にとどまる文書
8	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	・被害者支援業務日誌	事件管理・刑事政策	被害者支援	被害者支援業務日誌	1年	廃棄	
9	行政の情報化に関する事項	その他システムに関すること	①その他システムの運用管理に関する文書	・解析用システム構成変更届	情報システム管理	システム開発・管理	解析用システム構成変更届	1年	廃棄	
			②端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告			端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿 解析用システム持出許可申請書（兼管理簿）	5年		
10	検務に関する事項	(1)事件事務に関すること	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿	・審判請求処理簿	事件管理	事件	審判請求処理簿	10年	廃棄	
			②その他事件に関する文書	・少年事件審判結果通知書	特別刑事		少年事件審判結果通知書	1年		
		(2)手配事務に関すること	自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書	・手配登録整理簿	共通	手配	手配登録整理簿	3年		
11	捜査・公判に関する事項	(1)事件の端緒に関すること	①未検挙重要事件の発生状況等を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	捜査（その他）	整理簿	1年	廃棄	
			②投書、告訴・告発の事務処理の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	特別刑事	投書、告訴・告発	整理簿、事件簿	3年		
			③その他投書等に関する文書					1年		
		(2)事件の請訓、協議に関すること	事件の請訓・協議・審議の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理	事件請訓・協議整理簿	整理簿、事件簿	5年		
		(3)捜査・公判に関する報告	①捜査機関からの協議状況を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	協議報告整理簿	事件協議	5年		
			②捜査・公判の報告（終結事件）に関する重要な文書	・整理簿、事件簿 ・報告書	事件管理・特別刑事	終結事件報告（捜査・公判）	事件報告整理簿	5年		
			③捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書			整理簿 事件簿 主要事件報告	3年		
			④その他捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書 ・整理簿、事件簿			指定事件報告 事件報告整理簿、事件簿 事件報告	1年		
		(4)捜査・公判資料の収集整備に関すること	①事件の検証に関する資料	・検証結果報告 ・検察制度改革 ・捜査・公判事務改善	事件管理	捜査（資料）	検証結果	30年	移管（発出庁のみ） （発出庁以外は廃棄）	
			②捜査に関する資料	・捜査関係資料 ・協議資料 ・刑事資料 ・特別刑事資料	事件管理・特別刑事		捜査関係資料	5年	廃棄	
				・公安執務資料 ・刑執行状況調査 ・刑事執務資料 ・特別刑事執務資料			公安執務資料 刑執行状況調査 刑事執務資料 特別刑事執務資料	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			③金融情報に関する文書	・金融情報データファイル	特別刑事		刑事政策資料		常用	
			④通訳人情報に関する文書	・通訳人データファイル	事件管理		通訳人データファイル（最高検のみ登録）			
				・通訳人登録に係る資料等			登録通訳人資料			
							登録通訳人資料（削除分）	当該通訳人情報を削除した日に係る特定日以後1年		
				・通訳人セミナー参加者推薦依頼等			通訳人セミナー	3年		
			⑤捜査・公判に関する統計	・統計調査資料	情報システム管理	捜査・公判（統計）	被疑事件の受理及び処理 検察官別事件受理処理月表	1年		
			⑥公判に関する資料	・執務参考資料	事件管理	公判（資料）	高等裁判所刑事裁判速報	5年		
			⑦刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度に関する文書	・照会書 ・回答書			刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度	3年		
			⑧無罪等確定事件に関する文書	・報告書			無罪等確定事件報告票			
			⑩その他捜査・公判資料の収集整備に関する文書	・無罪事件調 ・公訴取消状況調	事件管理		無罪事件調 公訴取消状況調	1年		
		(5)捜査・公判遂行に関すること	①裁判結果に関する文書	・裁判結果票	事件管理	公判（遂行）	裁判結果票	5年		
			②再審請求の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			
			③検察官上訴の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			
			④非常上告の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			
			⑤証人等の被害についての給付に関する文書	・証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿			証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿	3年		
			⑥退去強制手続に関する文書	・整理簿 ・報告書		捜査（その他）	退去強制容疑者通報 退去強制整理簿			
			⑦その他捜査・公判遂行に関する文書	・結果通知 ・管理簿		公判（遂行） 捜査（その他）	検察官控訴事件結果通知 代表者聴取管理簿	1年		
		(6)事件の調査・照会に関すること	①事件の調査・照会に関する文書		事件管理	事件調査・照会		5年		
			②その他事件の調査・照会に関する文書					3年		
			・照会状況一覧					1年		
		(7)民事事件に関すること	①人事訴訟に関する文書		事件管理	公判（遂行）	人事訴訟事件	完結に係る日に係る特定日以後1年		
			②非訟事件に関する文書				非訟事件	1年		
			③破産関係事件に関する文書				破産関係事件			
12	検察庁内における委員会等に関する事項	検察庁内における委員会等の決定又は了解に関する重要な経緯	委員会の決定内容又は了解内容が記録された文書	・決定・了解文書	共通	企画調査	検察事務官キャリアパス委員会	3年	廃棄	
13	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報の文書等管理簿	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿	30年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
				・重要経済安保情報取扱者名簿			重要経済安保情報取扱者名簿	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年						
				・職員の範囲を記載した書面										
				・重要経済安保情報等受領書							重要経済安保情報等受領書	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年		
				・重要経済安保情報文書等保管管理簿							重要経済安保情報文書等保管管理簿	5年		
				・重要経済安保情報文書等閲覧簿							重要経済安保情報文書等閲覧簿	5年		
				・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ							重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	5年		
				(2)重要経済安保情報の指定等							重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	通知書・周知書	5年	
				(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等							他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書	協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年
												・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答		
												・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め		
(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類	返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年										

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁土浦支部総務課

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
1	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	
			②立案の検討に関する調査研究文書			例規（自庁）	10年		
			③制定又は改廃のための決裁文書						
			④その他決裁文書			通知・事務連絡（自庁）	3年		
			⑤上級庁発出に係る訓令・通達等			例規（上級庁）	常用		
						例規集（自庁）			
		(2)その他訓令及び通達に関する事	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	共通	例規		1年未満	廃棄	
2	予算及び決算に関する事項	(1)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①歳入の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	主計	歳入	現金出納簿（収入官吏） 現金出納簿（分任収入官吏） 現金出納簿（収入官吏所属出納員） 現金出納簿（分任収入官吏所属出納員） 現金出納簿（収入金現金出納計算書） 歳入決算報告書 歳入決算純計額報告書 歳入決算見込純計額報告書	5年	廃棄	
			②歳入に関する文書			徴収簿 歳入金調定原簿 不納欠損整理簿 徴収整理簿 歳入徴収額計算書 歳入徴収額計算書証拠書類 徴収額集計表 歳入調査決定決議書 歳入決算見込額報告書 すえ置き整理報告書 収納未済繰越整理簿 収納未済歳入額繰越計算書 領収済額集計表 原符・領収済報告書	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日） 3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			歳入決算額調			歳入決算額調 日本銀行領収済通知書 収入金等受渡簿 領収証書等用紙受払簿	3年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
			- 収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書 - 振替済通知書			収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書 振替済通知書	3年		
			入力取消決議書			入力取消決議書	3年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
			- 過誤納額整理簿 - 徴収済額報告書 - 領収済通知書集計表 - 領収済通知書 - 領収済通知書受理内訳表 - 現金払込仕訳書 - 歳入金日計表			過誤納額整理簿 徴収済額報告書 領収済通知書集計表（領収済通知書を含む） 領収済通知書受理内訳表 現金払込仕訳書 歳入金日計表			
			交付した適格請求書等（インボイス）の写し			適格請求書等（インボイス）写し	適格請求書等を交付した日又は提供した日の属する課税期間（会計年度）の末日の翌日から2月を経過した日に係る特定日以後7年		
		③歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	- 旅程表 - 旅行命令簿 - 出張管理簿 - 出張計画書 - 一覧的表示帳票 - 旅行情報データ	庶務	庶務	外出管理簿 出張計画書（旅程表を含む） 旅行情報（一覧的表示帳票）	5年		
			- 債務負担額計算書 - 国の債務に関する計算書 - 現金出納簿	主計	歳出	債務負担額計算書 国の債務に関する計算書 現金出納簿（資金前渡官吏） 現金出納簿（資金前渡官吏所属出納員） 歳出決算純計額報告書 歳出決算見込純計額報告書			
			- タクシー乗車券受払簿 - タクシー乗車券利用簿	事務		調査実施関係資料 タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿			
			支出負担行為差引簿	主計		支出負担行為差引簿	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
			- 支出決定簿 - 支出負担行為計画示達表 - 支払計画表 - 前渡資金科目整理簿			支出決定簿 支出負担行為計画示達表 支払計画表 前渡資金科目整理簿			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・支出計算書（官署分） ・支出計算書（官署分）証拠書類 ・前渡資金出納計算書及び同証拠書類 ・歳出決算見込額報告書			支出計算書（官署分） 支出計算書（官署分）証拠書類 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 歳出決算見込額報告書			
			④③に掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（歳出）	・小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） ・小切手帳原符 ・国庫金振替書原符 ・予算増（減）額上申書 ・予算科目更正申請書 ・科目更正決議書 ・繰越計算書 ・繰越承認通知書 ・繰越額確定計算書 ・繰越済通知書 ・国庫金振込請求書			小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 予算増（減）額上申書 予算科目更正申請書 科目更正決議書 予算繰越関係書類	5年		
				・国庫金振込請求書			国庫金振込請求書	3年		
		③保管金に関する事	①保管金等に関する重要な文書	・保管有価証券受払簿 ・歳入歳出外現金出納計算書 ・現金出納簿 ・徴収金保管簿 ・現金等出納簿 ・保管有価証券提出書 ・小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） ・小切手帳原符 ・国庫金振替書原符	主計	保管金	保管有価証券受払簿 歳入歳出外現金出納計算書 現金出納簿（歳入歳出外現金出納官吏） 徴収金保管簿 現金出納簿（徴収金保管者） 保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 振替済通知書	5年		
			②保管金等に関する文書	・徴収金還付・回送簿 ・徴収金領収書 ・徴収金保管依頼書 ・郵送金受払月報 ・郵送金受払日計表 ・徴収金（郵送金）未済処理通知書 ・徴収金収入内訳書 ・徴収金内訳表 ・徴収金回送書 ・徴収通知書 ・徴収金仮領収証受払簿 ・徴収金預り証受払簿 ・保管金保管替通知書	総務その他		徴収金還付・回送簿 徴収金領収書 徴収金の保管について（依頼） 郵送金受払月報 郵送金受払日計表 徴収金（郵送金）未済処理通知書 徴収金収入内訳書 徴収金内訳表 徴収金回送書 徴収通知書 徴収金仮領収証受払簿 徴収金預り証受払簿 保管金保管替通知書 保管金振替済書 保管金領収証書	3年		
				・保管金保管替通知書	主計		保管金保管替通知書 保管金振替済書 保管金領収証書	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・歳入歳出外現金月計表 ・保管金払込書 ・保管金払渡（払出）決議書 ・保管票 ・保管金提出・受入通知書			歳入歳出外現金月計表 保管金払込書 保管金払渡（払出）決議書 保管票 保管金提出・受入通知書	当該年度分の終了した日に係る特定日以後3年		
			③その他保管金等に関する文書	・換価代金処理表 ・徴収金預り証 ・その他保管金等に関する文書	情報システム管理		換価代金処理表	1年		
					総務その他		徴収金預り証	1年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
							その他保管金等に関する文書			
3	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
					企画調査	個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	文書接受簿	5年		
							現金書留等受渡簿			
			③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			文書発送簿	1年		
							文書通付簿			
							文書使送簿			
							捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	完結した日に係る特定日以後1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査		紛失等処理整理簿	30年		
							移管・廃棄簿	20年	移管	
							廃棄の記録	5年	廃棄	
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		秘密文書管理簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
							秘密文書等処理簿	30年		
							秘密文書保管簿			
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料 ・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書廃棄報告書	5年		
							廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）			
							公文書の移管	完結した日に係る特定日以後5年		
							行政文書管理規則第26条に基づく報告等			
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書			標準文書保存期間基準の制定・改正	10年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準	常用		
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿	企画調査		集中管理の実施 行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書	5年		
			⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検 文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	3年 1年		
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5年		
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3年		
4	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告 ・監査調査書 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知	監査	監査	最高検察庁事務監査 高等検察庁事務監査 自庁事務監査(行政文書監査を含む) 人事院監査 事務監査情報	完結した日に係る特定日以後5年 5年 1年	廃棄	
		(2)監査・監察に關すること	監査・監察に関する文書		監査	監察	最高検察庁監察 最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知 監察結果報告 監察結果一覧	5年 1年		
		(3)会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 出納官吏定時・交替時・廃止時・随時検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書	3年		
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書			出納官吏等検査員発令簿			
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書	監査		行政財産等実地監査 出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書			

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・内部監査実施状況調査	会計その他		内部監査実施状況調査			
			④その他会計検査に関する文書					1 年		
		(4)その他事務検査に関する重要な経緯	事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書	監査	検査	徴収金に関する検査報告書 証拠品に関する検査報告書 通信傍受記録等に関する検査報告書 徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書 郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書 I C カード検査報告書	1 年 完結した日に係る特定日以後 1 年 1 年	廃棄	
5	公印に関する事項	(1)公印の制定・改廃等	公印の制定・改廃に関する文書	・公印簿 ・廃止公印簿 ・廃止公印引継書 ・公印届出新調に係る決裁文書	総務その他	公印	公印簿 廃止公印簿 廃止公印引継書 公印届出新調文書	常用 3 0 年	廃棄	
		(2)公印の管守等	公印管守・実地検査に関する文書	・公印管守者引継書 ・検査結果			公印管守者引継書 公印等実地検査関係・検査結果	3 年		
		(3)その他公印に関すること	その他公印に関する文書	・公印損傷等報告書			公印損傷等報告書	1 年		
6	勤務時間に関する事項	(1)超過勤務等に関すること	①超過勤務命令に関する文書 ②管理職員特別勤務手当に関する文書 ③特殊勤務等に関する文書 ④勤務時間報告に関する文書	・超過勤務等命令簿 ・超過勤務等記録 ・他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書 ・特例超過勤務通知書 ・特例超過勤務に係る分析票 ・異動者超過勤務状況連絡票 ・管理職員特別勤務実績簿 ・管理職員特別勤務手当整理簿 ・管理職員特別勤務報告書 ・特殊勤務実績簿 ・犯則取締等手当実績整理簿 ・特殊勤務報告書 ・死体処理手当実績整理簿 ・勤務時間報告書	庶務	勤務時間	超過勤務命令に関する文書 他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書 特例超過勤務に関する文書 異動者超過勤務状況連絡票 管理職員特別勤務実績簿・管理職員特別勤務手当整理簿・管理職員特別勤務報告書 特殊勤務実績簿 犯則取締等手当実績整理簿 特殊勤務報告書 死体処理手当実績整理簿 勤務時間報告書	6 年 周知に係る部署が他律的部署でなくなった日に係る特定日以後 3 年 3 年 6 年	廃棄	
		(2)出勤簿に関すること	出勤簿	・出勤簿			出勤簿	5 年		
		(3)休暇等に関すること	休暇等に関する文書	・休暇簿 ・休暇簿（介護休暇用） ・休暇簿（介護時間用） ・病休者等報告書			休暇簿 休暇簿（介護休暇用） 休暇簿（介護時間用） 病休者等報告書	完結した日に係る特定日以後 3 年 指定期間の末日の翌日から 3 年 介護時間を取得した日から連続する 3 年の期間の末日の翌日から 3 年 3 年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・計画表			年次（夏季）休暇計画表			
	(4)勤務時間の割り振りに関すること	勤務時間の指定に関する文書	・A班B班指定簿 ・申告・割振り簿（フレックスタイム） ・状況届 ・状況変更届	庶務	勤務時間	申告・割振り簿（フレックスタイム）			
	(5)テレワーク・在宅勤務に関すること	テレワーク・在宅勤務に関する文書	テレワーク・在宅勤務管理表			テレワーク・在宅勤務	テレワーク・在宅勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年		
	(6)育児休業等に関すること	育児休業等に関する文書	・育児休業承認請求書			育児休業承認請求書	育児休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
			・育児短時間勤務承認請求書			育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
			・育児時間承認請求書			育児時間承認請求書	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
			・育児時間簿			育児時間簿	3年		
	(7)配偶者同行休業に関すること	配偶者同行休業に関する文書	・配偶者同行休業請求書	庶務	勤務時間	配偶者同行休業請求書	配偶者同行休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
	(8)自己啓発等休業に関すること	自己啓発等休業に関する文書	・自己啓発等休業承認請求書	庶務	勤務時間	自己啓発等休業承認請求書	自己啓発等休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
	(9)代休日・週休日に関すること	①代休日の指定に関する文書	・代休日指定簿	庶務	勤務時間	代休日指定簿	完結した日に係る特定日以後3年		
			・代休日の指定願 ・代休日の指定整理簿			代休日の指定願 代休日の指定整理簿			
		②週休日の振替、4時間の勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替願 ・週休日の振替通知書 ・振替等通知簿 ・4時間の勤務時間の割振変更願 ・4時間の勤務時間の割振通知書			週休日の振替願 週休日の振替通知書 振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書			
			・休日勤務簿			休日勤務簿	3年		
		④超勤代休時間の指定に関する文書	・超勤代休時間指定簿			超勤代休時間指定簿			
		⑤その他代休日・週休日に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・週休日等勤務届 ・振替日等勤務届				1年未満		
	(10)早出遅出勤務に関すること	①早出遅出勤務の管理に関する文書	・早出遅出勤務管理簿	庶務	勤務時間	早出遅出勤務管理簿	早出遅出勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年		
		②早出遅出勤務の請求に関する文書	・早出遅出勤務等請求書			早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項			
					大分類	中分類	名称（小分類）						
			③その他物品管理に関する重要な文書	・物品管理計画表 ・業務命令による外出管理簿兼 I C 乗車券使用簿 ・物品価格・品目等改定決議書			物品管理計画表	5 年					
			④物品の寄付に関する文書	・寄付受納認可書 ・物品寄付決議書			業務命令による外出管理簿兼 I C 乗車券使用簿 物品価格・品目等改定決議書 寄付受納認可書 物品寄付決議書						
			⑤物品の調達に関する文書	・物品取得措置請求書 ・物品取得通知書 ・物品払出請求書			物品取得措置請求書 物品取得通知書 物品払出請求書	3 年					
			⑥物品の保管に関する文書	・物品保管措置請求書 ・物品保管措置通知書 ・保管物品引渡通知書 ・保管物品引渡証明書 ・供用不適格品等報告書	物品保管措置請求書 物品保管措置通知書 保管物品引渡通知書 保管物品引渡証明書 供用不適格品等報告書								
			⑦物品の出納に関する文書	・郵便書留簿 ・副生物等書留簿	庶務	郵便書留簿 副生物等書留簿							
				・物品受払簿 ・物品の国有財産編入決議書	用度	物品受払簿 物品の国有財産編入決議書							
			⑧物品の無償貸付等に関する文書	・物品貸付決議書 ・物品譲与決議書	物品貸付決議書 物品譲与決議書								
			⑨没収物品等の処分に関する文書	・没収物品等処分簿	没収物品等処分簿								
			⑩物品の借受・返還に関する文書	・物品借受決議書 ・物品返還決議書	物品借受決議書 物品返還決議書								
				⑪物品の分類換に関する文書	・物品分類換命令書 ・物品分類換承認申請書 ・物品分類換通知書 ・物品分類換承認書	物品分類換命令書 物品分類換承認申請書 物品分類換通知書 物品分類換承認書						1 年	
			⑫物品の管理換に関する文書	・物品管理換命令書 ・物品管理換協議書 ・物品管理換承認申請書 ・管理換物品引渡通知書 ・物品管理換承認書 ・物品管理換承認通知書	物品管理換命令書 物品管理換協議書 物品管理換承認申請書 管理換物品引渡通知書 物品管理換承認書 物品管理換承認通知書								
			⑬物品の払出、受入及び受領に関する文書	・物品払出命令書 ・物品受領命令書 ・物品受入命令書	物品払出命令書 物品受領命令書 物品受入命令書								
				⑭物品の返納に関する文書	・物品返納報告書 ・物品返納命令書	物品返納報告書 物品返納命令書							
			⑮物品の修繕又は改造に関する文書	・物品修繕・改造措置請求書 ・物品修繕・改造措置通知書	物品修繕・改造措置請求書 物品修繕・改造措置通知書								
				⑯物品の不用決定に関する文書	・物品不用決定承認申請書 ・物品不用決定承認書 ・物品不用申請書 ・物品廃棄措置請求書	物品不用決定承認申請書 物品不用決定承認書 物品不用申請書 物品廃棄措置請求書							
			⑰物品の売払又は貸付に関する文書		・物品売払・貸付措置請求書 ・物品売払・貸付措置通知書	物品売払・貸付措置請求書 物品売払・貸付措置通知書							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・物品寄託決議書 ⑯物品の供用に関する文書 ・物品供用換申請書 ・物品供用状況管理票 ・物品全品突合検査 ⑰その他物品の管理に関する文書 ・不用物品受払簿 ・自動車用燃料受払票			物品寄託決議書 物品供用換申請書 物品供用状況管理票 物品全品突合検査 不用物品受払簿 自動車用燃料受払票			
10	会計機関に関する事項	会計機関に関すること	①会計機関の発令に関する文書 ②会計機関の引継等に関する文書 ③取引関係通知に関する文書	・会計機関発令簿 ・支出官引継書 ・会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書 ・取引関係通知書	会計その他	会計機関	会計機関発令簿 会計機関引継書 取引関係通知書	10年 3年	廃棄	
11	報告（会計）に関する事項	報告（会計）に関すること	報告（会計）に関する文書	・現金亡失等報告書 ・物品亡失、損傷等報告書 ・予算執行職員に関する報告 ・会計事例報告 ・支払遅延報告書 ・経理事故発生報告書	会計その他	報告（会計）	現金亡失等報告書 物品亡失、損傷等報告書 予算執行職員に関する報告 会計事例報告 支払遅延報告書 経理事故発生報告書	5年	廃棄	
12	情報公開事務及び個人情報保護事務に関する事項	(1)個人情報保護事務に関すること	①個人情報等保護事務全般に関する文書 ②特定個人情報等保護事務に関する文書 ③その他個人情報保護事務に関する文書	・報告書 ・業務委託に係る保有個人情報等の検査結果 ・特定個人情報等ファイル取扱状況把握票 ・通知 ・報告書	企画調査 共通	個人情報保護	保有個人情報等保護管理規程に基づく報告等 業務委託に係る保有個人情報等に関する検査 特定個人情報ファイル取扱状況把握票 特定個人情報等保護事務文書 特定個人情報等取扱区域の指定 特定個人情報等事務取扱担当者の指定 保有個人情報等保護管理規程に基づく報告等 個人番号及び特定個人情報取得票 個人番号提供拒否報告書 個人番号取得・削除整理簿 個人番号確認書類整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・廃棄整理簿 個人番号及び特定個人情報取得・送付整理簿 個人番号利用整理簿 個人番号提供整理簿	5年 業務委託が終了した日に係る特定日以後3年 特定個人情報ファイルが完結した日に係る特定日以後1年 3年 5年 常用（ただし、当該外部有識者等に対して継続的な謝金の支給等が見込まれなくなった場合は1年未満） 1年	廃棄	
13	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	・届出書（管理者用ID利用者届） ・許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書）	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書	3年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 ・情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 ・外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 ・クラウドサービス利用申請書 ・クラウドサービス利用状況一覧 ・例外措置申請書 ・例外措置台帳 ・機密性3情報の提供等許可申請書 ・登記情報連携システム利用者ID管理簿			情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ID管理簿			
			②自己点検に関する文書	・自己点検の実施に係る通知 ・自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	・外部電磁的記録媒体管理簿 ・モバイルPC管理簿 ・スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイルPC管理簿	完結した日に係る特定日以後3年 3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む
14	図書・資料の管理に関する事項	図書・資料の管理に関すること	①検察月報	・検察月報	企画調査	図書・資料	検察月報	5年	廃棄	
			②検察研究特別資料	・検察研究特別資料 ・検察研究資料 ・検察研究叢書 ・法務研究報告書 ・検察研究調査報告書			検察研究特別資料 検察研究資料 検察研究叢書 法務研究報告書 検察研究調査報告書	10年		
			③執務に関する図書・資料	・検察資料 ・研修教材 ・公安教養資料			検察資料 研修教材	5年		
			④図書・資料データファイル	図書台帳 ・図書・資料データファイル ・職務事例データファイル			図書台帳	常用		
			⑤執務参考図書・資料	・研修資料			研修資料	3年		
			⑥その他図書・資料	・図書貸出簿 ・図書類廃棄申請書			図書類貸出簿 図書類廃棄申請書	1年		
			⑦図書の購入希望に関する資料	・庁用図書類購入申出書			・庁用図書類購入申出書	1年末満		
15	行政の情報化に関する事項	その他システムに関すること	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿	5年	廃棄	※モバイル端末には、スマートフォン端末、タブレット端末を含む
16	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿	30年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ			重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 5年 5年 5年		
	(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書			通知書・周知書	5年		
	(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			協議書等 取決めに関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後 当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		
	(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類			返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁土浦支部検務部門

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項			
				大分類	中分類	名称（小分類）						
1 個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	(2)性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	①対象領置物件関係	・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合に適用			
				対象領置物件領置票		対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年						
				消去等事案管理簿		完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年						
				対象領置物件領置票整理簿								
	②消去等決定等をするための決裁文書その他当該決定等に至る過程が記録された文書	・聴聞通知書 ・対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写の申出書 ・消去等決定等関係事項照会書に対する回答書 ・聴聞調査書 ・報告書 ・消去等決定書 ・消去命令書	企画調査		消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年						
2 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。			
			②立案の検討に関する調査研究文書				例規（自庁）			10年		
						③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案					
							④その他決裁文書			・通知 ・事務連絡	通知・事務連絡（自庁）	3年
										⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡 ・例規集	例規（上級庁）
		②その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付 ・協力依頼	共通	例規		1年未満	廃棄			
				3 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄			
											・個人情報ファイル簿	個人情報保護
						②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿	庶務	文書		文書接受簿	5年
							・現金書留等受渡簿				現金書留等受渡簿	
③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿			文書発送簿	1年							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。
※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		に座するものの帳簿	・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			文書通付簿 文書使送簿			
		④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査		捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿 紛失等処理整理簿	完結した日に係る特定日以後1年 30年		
		⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		移管・廃棄簿 廃棄の記録	20年 5年	移管 廃棄	
		⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料 ・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			秘密文書管理簿 秘密文書等処理簿 秘密文書保管簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年 30年		
		⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・標準文書保存期間基準			行政文書廃棄報告書 廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄） 公文書の移管	5年		
		⑧行政文書の集中管理に関する文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿	企画調査		公文書の移管 行政文書管理規則第26条に基づく報告等	完結した日に係る特定日以後5年		
		⑨其他文書の管理等に関する文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準の制定・改正 標準文書保存期間基準	10年 常用		
		⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿	企画調査		集中管理の実施	5年		
		⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書 行政文書ファイル集中管理簿	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年		
		⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検 文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	3年 1年		
		⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3年		
4	監査・監察に関する事項	監査・監察に関する重要な経緯	①監査・監察の企画・立案等に関する文書	・監査計画	監査	監査		5年	廃棄	
			②監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告			最高検察庁事務監査	完結した日に係る特定日以後5年		
				・監査調査			高等検察庁事務監査			
				・監査に関する出張報告書			自庁事務監査(行政文書監査を含む)	5年		
				・監査のフォローアップ			人事院監査			
				・監査実施通知			事務監査情報	1年		
				・監査実施結果通知						
						監察	最高検察庁監察	5年		
							最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知			
							監察結果報告			
							監察結果一覧	1年		
5	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	・届出書（管理者用ＩＤ利用者届）	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書	3年	廃棄	
				・許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書）						
			②自己点検に関する文書	・情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書			情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等			
				・情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票						
				・外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書			登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿			
				・クラウドサービス利用申請書						
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	・クラウドサービス利用状況一覧						
				・例外措置申請書			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
				・例外措置台帳			外部電磁的記録媒体管理簿	完結した日に係る特定日以後3年		
				・機密性3情報の提供等許可申請書			モバイルPC管理簿	3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む
				・登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿						
6	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書	・加害者処遇状況等通知整理簿	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿	10年	廃棄	
				・加害者処遇状況等通知希望申出書（甲）			加害者処遇状況等通知希望申出書（甲）			
				・加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し			加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し			
				・加害者釈放通知希望申出書			加害者釈放通知希望申出書			
				・受刑者釈放予定通知希望の申出引継書			受刑者釈放予定通知希望の申出引継書			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・受刑者釈放通報要請書の写し			受刑者釈放通報要請書の写し			
			②死刑執行に関する通知を実施するための文書	・整理簿 ・申出書 ・届出書 ・連絡書 ・引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後3年		
			③被害者支援を実施するための文書	・通知書	事件管理		被害者支援制度	3年		
			④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	・被害者支援業務日誌 ・受刑者釈放予定通報書（検） ・受刑者釈放通報書 ・加害者の処遇状況等に関する通知書 ・加害者の拘留刑に関する通知書			被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書 受刑者釈放予定通報書（検） 受刑者釈放通報書 加害者の処遇状況等に関する通知書 加害者の拘留刑に関する通知書	1年		
7	検察審査会に関する事項	(1)検察審査会による建議、勧告その他の重要な経緯	①検察審査会による建議、勧告に関する文書	・建議、勧告	企画調査	検察審査会	検察審査会勧告書等	5年	廃棄	
			②建議、勧告に対する回答をするための決裁文書	・措置結果通知						
			③検察審査会の議決及び再捜査の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿 ・検審事件票 ・検察審査会議決報告書			検審事件整理表			
		(2)その他検察審査会に関する事項	①検察審査員の選定に関する文書	・照会書 ・回答書	企画調査	検察審査会	検察審査員選定に係る照会・回答書	1年		②は不起訴処分が存在しない場合の議決書謄本等が該当
			②その他検察審査会に関する文書				検察審査会に関する文書			
8	行政の情報化に関する事項	その他システムに関する事項	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿	5年	廃棄	※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
9	検務に関する事項	(1)事件事務に関する事項	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿	・審判請求処理簿	事件管理	事件	審判請求処理簿	10年	廃棄	
			②訴訟費用負担請求を把握するための帳簿	・訴訟費用負担請求処理簿	事件		訴訟費用負担請求処理簿	5年		
			③事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・事件記録・証拠品送致票 ・起訴状通付票 ・略式命令請求通付票 ・交通事件即決裁判通付票 ・少年事件送致通付票 ・通告欠如事件記録送付簿 ・不服申立事件記録保存簿 ・出国確認留保該当者通知等整理簿			事件記録・証拠品送致票（甲） 事件記録・証拠品送致票（乙） 起訴状通付票 略式命令請求通付票 交通事件即決裁判通付票 少年事件送致通付票 通告欠如事件記録送付簿 不服申立事件記録保存簿 保存期間延長不服申立事件記録保存簿 出国確認留保該当者通知等整理簿	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項		
					大分類	中分類	名称（小分類）					
				・三即事件処分簿			三即事件処分簿			※ 1		
				・没収保全カード	証拠品		没収保全カード	完結した日の翌年度 4 月 1 日から 3 年				
				・追徴保全カード	事件管理		追徴保全カード					
				・薬物犯罪通報・要請カード			薬物犯罪通報・要請カード					
			④その他事件に関する文書	・通知書	事件			1 年				
				・送付書								
				・整理簿								
				・索引簿								
				・通付簿								
				・統計								
				・不起訴処分等告知書								
				・依頼書								
				・回答書								
		・少年事件審判結果通知書	特別刑事									
		②令状事務に関すること	①傍受の原記録聴取等請求を把握するための帳簿	・傍受の原記録聴取等請求処理簿	事件	令状	傍受の原記録聴取等請求処理簿	5 年				
				②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての令状事務を遂行するための文書			・令状請求処理簿	令状請求処理簿			3 年	
			・勾留等請求通付票				勾留等請求通付票					
			・勾留期間延長請求通付票				勾留期間延長請求通付票					
			・接見禁止等請求通付票				接見禁止等請求通付票					
			・鑑定留置請求通付票				鑑定留置請求通付票					
			・勾引状交付簿				勾引状交付簿					
			・傍受令状請求処理簿				傍受令状請求処理簿					
			・傍受通知等処理簿				傍受通知等処理簿					
			・傍受期間延長請求処理簿	傍受期間延長請求処理簿								
		・通知期間延長請求処理簿	通知期間延長請求処理簿									
		・傍受通知対象者把握簿	傍受通知対象者把握簿									
		③その他令状に関する文書	・整理簿				1 年					
・通付簿 ・嘱託書 ・回答書												
③証拠品事務に関すること	①刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・領置票	証拠品	証拠品	領置票（没収・庁外保管領置票を含む）	完結した日の翌年度 4 月 1 日から 1 0 年		※ 1				
		・傍受記録等管理簿										
		・捜査書類管理簿										
		・領置票整理簿										
		・没収裁判処理簿										
		・没収裁判処理簿										
		・傍受記録等管理簿										
		・捜査書類管理簿										
		②刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書				・記録媒体封印・提出等処理簿			記録媒体封印・提出等処理簿	5 年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		③刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る補助文書	・特殊証拠品保管簿 ・傍受記録の聴取等申出処理簿			特殊証拠品保管簿 傍受記録の聴取等申出処理簿	3 年		※ 1
		④裁判の執行に関して押収された物の受入れから処分に至るまでに係る重要な文書	・裁判執行領置票 ・領置票整理簿			裁判執行領置票 裁判執行庁外保管領置票 領置票整理簿	完結した日の翌年度 4 月 1 日から 1 0 年 1 0 年		
		⑤没収の裁判に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3 年		
		⑥その他証拠品に関する文書	・整理簿 ・連付簿 ・引継書 ・嘱託書 ・回答書 ・統計 ・証拠品仮出票 ・押収物還付・交付・複写・公告 ・既済関係書類 ・再審請求事件に関する通知書 ・再審事件確定通知書 ・証拠品事務月表 ・立会封金処理表	証拠品		証拠品仮出票 押収物還付・交付・複写・公告 既済関係書類	1 年		
				情報システム管理		証拠品事務月表 立会封金処理表	当該年分が完結した日に係る特定日以後 1 年		
	(4)執行事務に関すること	①裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する文書	・平成 1 0 年 6 月 1 8 日付け次長検事依命通達による選定協議・回答 ・処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し ・特別遵守事項通知書 ・執行事務規程第 1 4 条に基づく報告	執行	執行	無期事件被告人の選定協議書・回答 無期事件処理票 死刑確定者の再審請求について 無期事件整理簿	完結した日に係る特定日以後 5 年 5 年		
		②死刑及び自由刑の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3 年		
		③自由刑の執行のための出国制限に関する文書	・出国の制限に関して作成され、又は取得された文書			出国の制限に関して作成され、又は取得された文書			
		④その他執行に関する文書	・刑執行猶予言渡し取消通知書 ・刑執行不能決定書 ・収容関係書類 ・再犯通知処理簿 ・自由刑執行指揮 ・照会状況一覧 ・執行猶予取消決定謄本			刑執行猶予言渡し取消事由通知書 刑執行不能決定書 刑執行状況等通知書 刑の執行猶予取消関係	1 年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項					
					大分類	中分類	名称（小分類）								
			・送達報告書 ・自由刑未執行関係書類 ・執行事務年表 ・執行事務月表 ・自由刑未執行状況等調査表	情報システム管理		自由刑未執行関係書類（既済分）	完結した日に係る特定日以後1年								
						執行事務年表	1年								
						執行事務月表	当該年分が完結した日に係る特定日以後1年								
						自由刑未執行状況等調査表									
		(5)徴収事務に関すること	①罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する重要な文書 ②訴訟費用予納金の管理を行うための帳簿 ③罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する補助文書 ④徴収金の裁判の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書 ⑤徴収金の裁判の執行のために行う令状請求に係る文書 ⑥徴収金の裁判の執行のための出国制限に関する文書 ⑦その他徴収に関する文書	・印紙納付書 ・徴収金指揮印票 ・徴収金指揮印票（仮納付）	監査	徴収	印紙納付書	10年							
					徴収		徴収金指揮印票 徴収金指揮印票（仮納付）								
				・訴訟費用予納金保管整理簿		訴訟費用予納金保管整理簿	5年								
				・徴収・収納済通知書等用紙等受払簿		徴収・収納済通知書等用紙等受払簿		令状請求処理簿	3年						
												令状請求処理簿	拘置請求通付票 勾引状交付簿		
														出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書	1年
				・納付済証（原符） ・印紙納付済証 ・徴収・収納済通知書 ・徴収不能決定書 ・労役場留置執行終了報告書 ・訴訟費用執行免除申立 ・過料事件 ・不処罰決定 ・日計（集計）表 ・照会状況一覧 ・既済関係書類 ・未済関係書類 ・徴収年表	情報システム管理	徴収年表	1年								

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・徴収月表			徴収月表	当該年度分が完結した日に係る特定日以後1年		
			・印紙納付調査書	監査		印紙納付調査書			
		(6)犯歴事務に関すること	犯歴の把握等に関する文書	犯歴	犯歴	犯歴票	死亡の翌年度4月1日から1年		※2
			・犯歴事項通知書 ・既決犯罪通知書 ・概算申牒関係 ・通知書 ・整理簿 ・送付書 ・欠格事由に関する照会に係る文書			犯歴事項通知書 既決犯罪通知書（送付不要分） 戸籍身分事項異動通知書 既決犯罪通知書等受領書 公職選挙法違反事件既決犯罪通知書受領書 欠格事由に関する照会に係る文書	1年		
		(7)手配事務に関すること	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書	共通	手配	手配登録簿 手配登録整理簿	3年		
			②その他手配に関する文書			収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	1年		
		(8)恩赦事務に関すること	恩赦に関する文書	犯歴	恩赦	恩赦関係書類			
			・上申書 ・通知書 ・送付書 ・カード ・名簿						
		(9)保護事務に関すること	保護に関する文書	執行	保護	保護観察者再犯通知処理簿 仮釈放者再犯通知処理簿			
			・保護観察者再犯通知簿 ・仮釈放者再犯通知簿 ・処理簿						
		(10)記録事務に関すること	①刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する重要な文書	記録	記録	閲覧に関する決定書（閲覧請求・謄写申出書を含む） 裁判書謄本・抄本交付請求書	5年		
			②刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する文書			保管期間延長記録目録 再審保存記録目録 再審保存期間延長記録目録 廃棄目録 ・特別処分記録目録 ・保存期間延長不起訴記録目録	3年		
			③刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する補助文書			競合記録に関する照会書	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年		
			④刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定等に関する文書				5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書 ・刑事参考記録等指定上申書（経過する庁の登載は不要） ・刑事参考記録等に関する指定の通知（経過する庁の登載は不要）						
			⑤その他記録に関する文書	・弁護士法２３条の２に基づく照会書 ・保管・保存記録貸出簿 ・閲覧請求・謄写申出書 ・送付書 ・受領書 ・保管・保存期間延長決定 ・廃棄関係書類 ・再審請求事件に関する通知書			弁護士法２３条の２に基づく照会 保管・保存記録貸出票（貸出関係書類含む） 行政上の共助関係綴	1年		
			(11)共助事務に関すること	①検務事務についての共助に関する重要な文書	検務その他	共助	国際捜査共助事件処理票	10年		
				②検務事務についての共助に関する補助文書			共助事件簿	3年		
				・証拠品共助事件簿 ・没収の執行に関する調査共助事件簿 ・国際共助事件処理カード			証拠品共助事件簿			
				③その他共助に関する文書			国際共助事件処理カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		
			(12)報告(検務)	①検務事務についての報告に関する文書	検務その他	報告(検務)		5年		
				②その他検務事務についての報告に関する文書			検証・検討結果報告			
				・通知 ・検証・検討結果報告 ・傍受令状の請求等に関する報告書			傍受令状の請求等に関する報告書	3年		
				①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する重要な文書	検務その他	医療観察	処遇事件処理票	5年	廃棄	
				②心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する事件審判記録等			処遇事件審判記録	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年		
				③その他心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する文書			医療観察に係る裁判書謄本			
10	医療観察に関する事項	医療観察に関すること		・抗告・再抗告申立通知書 ・抗告・再抗告決定通知書 ・抗告審決定謄本 ・求意見書 ・送付書 ・嘱託書			その他処遇事件に関する文書	1年		
11	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿	30年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ			重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 5年 5年 5年		
	(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書			通知書・周知書	5年		
	(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			協議書等 取決めにに関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後 当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		
	(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類			返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁土浦支部捜査・公判部門

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
1 個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	①対象領置物件関係	・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの訴え等の提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合等
						対象領置物件領置票	対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年		
						消去等事案管理簿	完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年		
						対象領置物件領置票整理簿			
2 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	②消去等決定等をするための決裁文書その他当該決定等に至る過程が記録された文書	・聴聞通知書 ・対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写の申出書 ・消去等決定等関係事項照会書に対する回答書 ・聴聞調書 ・報告書 ・消去等決定書 ・消去命令書	企画調査		消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年		消去等決定について、審査の申立てがなく審査申立期間を経過した場合等
3 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	
						例規（自庁）	10年		
						通知・事務連絡（自庁）	3年		
						例規（上級庁）	常用		
						例規集（自庁）			
		②立案の検討に関する調査研究文書						以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。
		③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案						
		④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡						
		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡 ・例規集						
3 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	②その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	共通	例規		1年未満	廃棄	
		①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
						個人情報保護	個人情報ファイル簿		
		②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	文書接受簿	5年		
						現金書留等受渡簿			
		③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿			文書発送簿	1年		
						文書通付簿			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	完結した日に係る特定日以後1年		
		④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿	企画調査		紛失等処理整理簿 移管・廃棄簿	30年 20年		
			・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録			廃棄の記録	5年	廃棄	
		⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		秘密文書管理簿 秘密文書等処理簿 秘密文書保管簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年 30年		
		⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料 ・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書廃棄報告書 廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄） 公文書の移管 行政文書管理規則第26条に基づく報告等	5年 完結した日に係る特定日以後5年		
		⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準の制定・改正 標準文書保存期間基準	10年 常用		
		⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿	企画調査		集中管理の実施 行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書 行政文書ファイル集中管理簿	5年 移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年		
		⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検 文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	3年 1年		
		⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
					大分類	中分類	名称（小分類）				
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3年			
4	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	①監査・監察の企画・立案等に関する文書	・監査計画	監査	監査		5年	廃棄		
			②監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告				最高検察庁事務監査			完結した日に係る特定日以後5年
				・監査調査				高等検察庁事務監査			
							・監査に関する出張報告書				自庁事務監査(行政文書監査を含む)
						・監査のフォローアップ		人事院監査			
						・監査実施通知		事務監査情報			1年
		・監査実施結果通知									
		(2)監査・監察に関すること	監査・監察に関する文書		監査	監査（会計）	法務省会計監査	5年			
							法務省国有財産監査				
		(3)会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書				
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・検査書			保管有価証券検査書				
				物品定期・交替・随時・廃止検査書							
				出納官吏定期時・交替時・廃止時・随時検査書							
				出納官吏等検査員発令簿	3年						
				行政財産等実地監査							
		②会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書	監査		出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書					
		・内部監査実施状況調査	会計その他		内部監査実施状況調査						
		④その他会計検査に関する文書					1年				
(4)その他事務検査に関する重要な経緯	①事務検査の企画・立案等に関する文書	・事務監査の実施・検査員の指名に係る文書	監査	検査	検査員指定簿						
	②事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書			徴収金に関する検査報告書						
		証拠品に関する検査報告書									
		通信傍受記録等に関する検査報告書	完結した日に係る特定日以後1年								
					徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書	1年					
					郵便切手確認・検査報告書						
					庶務事務照合検査報告書						
5	報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関すること	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告	・報告書	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策	報告（事件）	事件報告	完結した日に係る特定日以後5年	廃棄		
			・整理簿	整理簿			5年				
			②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	情報システム管理	報告（統計）	刑事統計報告表第1表	完結した日に係る特定日以後1年			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
					事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理		統計報告	1 年		
			③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書					1 年未満		
			④刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事務報告	・報告書	共通	報告（事務）	事務報告（事務細則）	1 年		
			⑤その他事務報告に関する文書				事務報告（訓令、通達等） 事務報告（第一審強化方策協議会） 事務報告（罰則の定めのある条例） 事務報告（職務事例） 附加事務引継等に関する報告書			
6	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	- 届出書（管理者用 I D 利用者届） - 許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） - 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 - 情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 - 外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 - クラウドサービス利用申請書 - クラウドサービス利用状況一覧 - 例外措置申請書 - 例外措置台帳 - 機密性 3 情報の提供等許可申請書 - 登記情報連携システム利用者 I D 管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者 I D 管理簿	3 年	廃棄	
			②自己点検に関する文書	- 自己点検の実施に係る通知 - 自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	- 官用 U S B メモリ等管理台帳 - 官用 U S B メモリ等管理簿 - 官用 B D - R 等管理簿 - 保管外部媒体管理簿 - モバイル P C 管理簿 - スマートフォン端末等管理簿				完結した日に係る特定日以後 3 年 3 年		
7	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書	- 加害者処遇状況等通知整理簿 - 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） - 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し - 加害者釈放通知希望申出書 - 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し 加害者釈放通知希望申出書 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書	1 0 年	廃棄	※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・受刑者釈放通報要請書の写し			受刑者釈放通報要請書の写し			
			②死刑執行に関する通知を実施するための文書	・整理簿 ・申出書 ・届出書 ・連絡書 ・引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後3年		
			③被害者支援を実施するための文書	・通知書	事件管理・刑事政策		被害者支援制度	3年		
			④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	・被害者支援業務日誌 ・受刑者釈放予定通報書（検） ・受刑者釈放通報書 ・加害者の処遇状況等に関する通知書 ・加害者の拘留刑に関する通知書	執行		被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書 受刑者釈放予定通報書（検） 受刑者釈放通報書 加害者の処遇状況等に関する通知書 加害者の拘留刑に関する通知書	1年		
8	行政の情報化に関する事項	その他システムに関すること	①その他システムの運用管理に関する文書	・解析用システム構成変更届	情報システム管理	システム開発・管理	解析用システム構成変更届	1年	廃棄	
			②端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿			端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿 解析用システム持出許可申請書（兼管理簿）	5年		※モバイル端末には、スマートフォン端末、タブレット端末を含む
9	検務に関する事項	(1)事件事務に関すること	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿	・審判請求処理簿	事件管理	事件	審判請求処理簿	10年	廃棄	
			②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・薬物犯罪通報・要請カード	事件管理		薬物犯罪通報・要請カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		
			③その他事件に関する文書	・少年事件審判結果通知書	特別刑事		少年事件審判結果通知書	1年		
		(2)手配事務に関すること	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書	・手配登録整理簿	共通	手配	手配登録整理簿	3年		
			②その他手配に関する文書	・通知書 ・整理簿 ・処理簿			収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	1年		
10	捜査・公判に関する事項	(1)事件の端緒に関すること	①未検挙重要事件の発生状況等を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	捜査（その他）	整理簿	1年	廃棄	
			②投書、告訴・告発の事務処理の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理・特別刑事	投書、告訴・告発	整理簿、事件簿、取扱簿	3年		
			③その他投書等に関する文書					1年		
		(2)事件の請訓、協議に関すること	事件の請訓・協議・審議の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理	事件請訓・協議整理簿	整理簿、事件簿	5年		
		(3)捜査・公判に関する報告	①捜査機関からの協議状況を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	協議報告整理簿	事件協議 事件報告整理簿	5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項			
					大分類	中分類	名称（小分類）						
	(4)捜査・公判資料の収集整備に関すること	②捜査・公判の報告（終結事件）に関する重要な文書	・整理簿、事件簿 ・報告書	事件管理・特別刑事	終結事件報告（捜査・公判）	事件報告	5 年						
		③捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書 ・整理簿、事件簿			整理簿 事件簿 主要事件報告	3 年						
		④その他捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書 ・整理簿、事件簿			事件報告 整理簿、事件簿	1 年						
			①事件の検証に関する資料	・検証結果報告 ・検察制度改革 ・捜査・公判事務改善	事件管理	捜査（資料）	検証結果 検察制度改革			3 0 年	移管（発出庁のみ） （発出庁以外は廃棄）		
			②捜査に関する資料	・捜査関係資料 ・協議資料 ・刑事資料 ・特別刑事資料	事件管理・特別刑事		捜査関係資料 精神障害者調査票 刑事資料 特別刑事資料			5 年		廃棄	
							・公安執務資料 ・刑執行状況調査 ・刑事執務資料 ・特別刑事執務資料			公安執務資料 刑執行状況調査 刑事執務資料 特別刑事執務資料 刑事政策資料			1 年
							③金融情報に関する文書			・金融情報データファイル			特別刑事
			④捜査・公判に関する統計	・統計調査資料	情報システム管理		捜査・公判（統計）			被疑事件の受理及び処理 検察官別事件受理処理月表		1 年	
			⑤公判に関する資料	・執務参考資料	事件管理		公判（資料）			高等裁判所刑事裁判速報		5 年	
	⑥刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度に関する文書		・照会書 ・回答書	刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度				3 年					
	⑦無罪等確定事件に関する文書	・報告書	無罪等確定事件報告票										
		⑧刑事施設等の巡視に関する文書	・計画書 ・結果報告書	企画調査		刑事施設等の巡視結果報告書	1 年						
		⑨その他捜査・公判資料の収集整備に関する文書	・無罪事件調 ・公訴取消状況調 ・報告書	事件管理		無罪事件調 公訴取消状況調 裁判員裁判に関する簡易な報告							
		(5)捜査・公判遂行に関すること	①裁判結果に関する文書	・裁判結果票	事件管理	公判（遂行）	裁判結果票	5 年					
			②再審請求の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿						
			③検察官上訴の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿						
			④非常上告の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿						
	⑤証人等の被害についての給付に関する文書		・証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿	捜査（その他）		証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿	3 年						
	⑥退去強制手続に関する文書		・整理簿 ・報告書			退去強制容疑者通報 退去強制整理簿							
⑦その他捜査・公判遂行に関する文書	・結果通知 ・管理簿		公判（遂行） 捜査（その他）	検察官控訴事件結果通知 代表者聴取管理簿		1 年							
(6)事件の調査・照会に関すること	①事件の調査・照会に関する文書		事件管理	事件調査・照会		5 年							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			②その他事件の調査・照会に関する文書				3年		
			・照会状況一覧				1年		
		(7)民事事件に関する事	①人事訴訟に関する文書	事件管理	公判（遂行）	人事訴訟事件	完結に係る日に係る特定日以後1年		
			②非訟事件に関する文書			非訟事件			
			③破産関係事件に関する文書			破産関係事件			
11	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿	30年	廃棄	
			・重要経済安保情報の取扱い等管理簿			重要経済安保情報取扱者名簿	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年		
			・職員の範囲を記載した書面						
			・重要経済安保情報等受領書						
			・重要経済安保情報文書等保管管理簿						
			・重要経済安保情報文書等閲覧簿						
			・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ						
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書			重要経済安保情報等受領書	当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年		
						重要経済安保情報文書等保管管理簿	5年		
						重要経済安保情報文書等閲覧簿	5年		
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る協議文書等			重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	5年		
			・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書			通知書・周知書	5年		
			・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答			協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年		
			・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			取決めに係る書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後1年		
		(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類			返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年		
			・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁下妻支部

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項											
					大分類	中分類	名称（小分類）														
1	個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	⑧性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	①対象領置物件関係	・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの訴え等の提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合に適用											
					証拠品		対象領置物件領置票	対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年													
					証拠品		消去等事案管理簿	完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年													
					対象領置物件領置票整理簿																
					証拠品		消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年													
企画調査																					
2	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄												
			②立案の検討に関する調査研究文書		共通						例規	例規（自庁）	10年								
														③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案	通知・事務連絡（自庁）	3年				
																		④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡	例規（上級庁）	常用
			②その他訓令及び通達に関すること	訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・通知 ・事務連絡 ・参考送付 ・協力依頼	共通	例規		1年未満	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。										
			3	予算及び決算に関する事項	(1)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①歳入の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・現金出納簿 ・収入金現金出納計算書 ・歳入決算報告書 ・歳入決算純計額報告書 ・歳入決算見込純計額報告書	主計	歳入	現金出納簿（収入官吏）	5年	廃棄									
										現金出納簿（分任収入官吏） 現金出納簿（収入官吏所属出納員） 現金出納簿（分任収入官吏所属出納員） 収入金現金出納計算書 歳入決算報告書 歳入決算純計額報告書 歳入決算見込純計額報告書											

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			- 徴収簿 - 歳入金調定原簿 - 不納欠損整理簿 - 徴収整理簿 - 歳入徴収額計算書 - 歳入徴収額計算書証拠書類 - 徴収額集計表 - 歳入調査決定決議書 - 歳入決算見込額報告書			徴収簿 歳入金調定原簿 不納欠損整理簿 徴収整理簿 歳入徴収額計算書 歳入徴収額計算書証拠書類 徴収額集計表 歳入調査決定決議書 歳入決算見込額報告書	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
		②歳入に関する文書	- すえ置き整理報告書 - 収納未済額繰越整理簿 - 収納未済歳入額繰越計算書 - 領収済額集計表 - 原符・領収済報告書 - 歳入決算額調 - 収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書 - 振替済通知書 - 入力取消決議書 - 過誤納額整理簿 - 徴収済額報告書 - 領収済通知書集計表 - 領収済通知書 - 領収済通知書受理内訳表 - 現金払込仕訳書 - 歳入金日計表 - 交付した適格請求書等（インボイス）の写し			すえ置き整理報告書 収納未済額繰越整理簿 収納未済歳入額繰越計算書 領収済額集計表（原符・領収済報告書を含む） 歳入決算額調 日本銀行領収済通知書 収入金等受渡簿 領収証書等用紙受払簿 収納未済歳入額及びこれに対するその後の収納状況報告書 振替済通知書 入力取消決議書 過誤納額整理簿 徴収済額報告書 領収済通知書集計表（領収済通知書を含む） 領収済通知書受理内訳表 現金払込仕訳書 歳入金日計表 適格請求書等（インボイス）写し	3年 3年（起算日は完結した日の翌年度4月1日） 3年 3年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
		③歳出の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	- 旅程表 - 旅行命令簿 - 出張管理簿 - 出張計画書 - 一覧的表示帳票 - 旅行情報データ - 債務負担額計算書 - 国の債務に関する計算書	庶務	庶務	外出管理簿 旅行情報（一覧的表示帳票）	5年		
			- 債務負担額計算書 - 国の債務に関する計算書	主計	歳出	債務負担額計算書 国の債務に関する計算書			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			- 現金出納簿 - 歳出決算純計額報告書 - 歳出決算見込純計額報告書 - タクシー乗車券受払簿 - タクシー乗車券利用簿 - 支出負担行為差引簿 - 支出決定簿 - 支出負担行為計画示達表 - 支払計画表 - 前渡資金科目整理簿 - 支出計算書（官署分） - 支出計算書（官署分）証拠書類 - 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 - 歳出決算見込額報告書	事務		現金出納簿（資金前渡官吏） 現金出納簿（資金前渡官吏所属出納品） 現金出納簿（分任資金前渡官吏） 歳出決算純計額報告書 歳出決算見込純計額報告書			
				用度		調査実施関係資料 タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿			
				主計		支出負担行為差引簿	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
						支出決定簿 支出負担行為計画示達表 支払計画表 前渡資金科目整理簿 支出計算書（官署分） 支出計算書（官署分）証拠書類 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 歳出決算見込額報告書			
		④③に掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（歳出）	- 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 予算増（減）額上申書 - 予算科目更正申請書 - 科目更正決議書 - 繰越計算書 - 繰越承認通知書 - 繰越額確定計算書 - 繰越済通知書 - 国庫金振込請求書			小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符	5年		
						予算増（減）額上申書 予算科目更正申請書 科目更正決議書 予算繰越関係書類	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
						国庫金振込請求書	3年		
	②保管金に関する事	①保管金等に関する重要な文書	- 保管有価証券受払簿 - 歳入歳出外現金出納計算書 - 現金出納簿 - 徴収金保管簿 - 現金等出納簿 - 保管有価証券提出書 - 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符	主計	保管金	保管有価証券受払簿 歳入歳出外現金出納計算書 現金出納簿（歳入歳出外現金出納官吏） 徴収金保管簿 現金出納簿（徴収金保管者） 保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 振替済通知書	5年		
		②保管金等に関する文書	- 徴収金還付・回送簿 - 徴収金領収書 - 徴収金保管依頼書	総務その他		徴収金還付・回送簿 徴収金領収書 徴収金の保管について（依頼）	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・郵送金受払月報 ・郵送金受払日計表 ・徴収金（郵送金）未済処理通知書 ・徴収金収入内訳書 ・徴収金内訳表 ・徴収金回送書 ・徴収通知書 ・徴収金仮領収証受払簿 ・徴収金預り証受払簿			- 郵送金受払月報 - 郵送金受払日計表 - 徴収金（郵送金）未済処理通知書 - 徴収金収入内訳書 - 徴収金内訳表 - 徴収金回送書 - 徴収通知書 - 徴収金仮領収証受払簿 - 徴収金預り証受払簿	3年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
				・保管金保管替通知書 ・歳入歳出外現金月計表 ・保管金払込書 ・保管金払渡（払出）決議書 ・保管票 ・保管金提出・受入通知書	主計	保管金	- 保管金保管替通知書 - 保管金振替済書 - 保管金領収証書 - 歳入歳出外現金月計表 - 保管金払込書 - 保管金払渡（払出）決議書 - 保管票 - 保管金提出・受入通知書	3年		
			③その他保管金等に関する文書	・換価代金処理表 ・徴収金預り証 ・その他保管金等に関する文書	情報システム管理		換価代金処理表	1年		
					総務その他		- 徴収金預り証 - その他保管金等に関する文書	1年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
						個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	- 文書接受簿 - 現金書留等受渡簿	5年		
			③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書受簿			- 文書発送簿 - 文書通付簿 - 文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書受簿	1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査		- 紛失等処理整理簿 - 移管・廃棄簿 - 廃棄の記録	30年		
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		- 秘密文書管理簿 - 秘密文書等処理簿 - 秘密文書保管簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録			行政文書廃棄報告書	5年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項		
					大分類	中分類	名称（小分類）					
				・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料 ・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）	完結した日に係る特定日以後5年				
				公文書の移管								
				行政文書管理規則第26条に基づく報告等								
				⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書			・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・標準文書保存期間基準	標準文書保存期間基準の制定・改正			10年	
				⑧行政文書の集中管理に関する文書			・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿	企画調査			集中管理の実施	5年
											行政文書ファイル等持出申請書	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年
											行政文書ファイル等返還請求書	
											行政文書ファイル集中管理簿	
											⑨その他の文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書
				⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等			・行政文書の管理に関するガイドライン等 ・行政文書の管理状況調査				文書管理担当者指定通知	1年
											組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告	
											秘密文書の指定期間の延長・解除通知書	
				⑪文書の管理に関する報告文書			関係府省からの通知等	5年				
							行政文書の管理状況調査	3年				
				5			監査・監察に関する事項	①監査・監察に関する重要な経緯			監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告 ・監査調査 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知
高等検察庁事務監査												
自庁事務監査(行政文書監査を含む)	5年											
人事院監査												
事務監査情報	1年											
監察	最高検察庁監察	5年										
	最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知	1年										
	監察結果報告											
	監察結果一覧											
②監査・監察に關すること	監査・監察に関する文書		監査		監査（会計）	法務省会計監査			5年			
				法務省国有財産監査								

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項					
					大分類	中分類	名称（小分類）								
		(3)会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 出納官吏定時・交替時・廃止時・随時検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書	3年							
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書			出納官吏等検査員発令簿								
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書			行政財産等実地監査								
			④その他会計検査に関する文書	・内部監査実施状況調査書			監査	出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書 内部監査実施状況調査書							
					会計その他			1年							
		(4)その他事務検査に関する重要な経緯	事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書	監査	検査	徴収金に関する検査報告書 証拠品に関する検査報告書 通信傍受記録等に関する検査報告書 徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書 郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書 I C カード検査報告書	完結した日に係る特定日以後1年 1年							
			6	公印に関する事項	(1)公印の制定・改廃等	公印の制定・改廃に関する文書	・公印簿 ・廃止公印簿 ・廃止公印引継書 ・公印届出新調に係る決裁文書	総務その他			公印	公印簿 廃止公印簿 廃止公印引継書 公印届出新調文書	常用 30年	廃棄	
			(2)公印の管守等				公印管守・実地検査に関する文書					・公印管守者引継書 ・検査結果	公印管守者引継書 公印等実地検査関係・検査結果		
			(3)その他公印に関すること		その他公印に関する文書	・公印損傷等報告書	公印損傷等報告書					1年			
			7		報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関すること	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告					・報告書	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策		
・整理簿	整理簿	5年													
②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	情報システム管理	報告（統計）	刑事統計報告表第1表			完結した日に係る特定日以後1年								
				事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理				統計報告	1年						
③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書				1年未満											
④刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事務報告	・報告書	共通	報告（事務）	事務報告(事務細則) 事務報告(訓令、通達等) 事務報告(第一審強化方策協議会) 事務報告(罰則の定めのある条例)	1年										

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。
 ※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項			
					大分類	中分類	名称（小分類）						
							事務報告(職務事例)						
8	勤務時間に関する事項	(1)超過勤務等に関すること	①超過勤務命令に関する文書	・超過勤務等命令簿 ・超過勤務等記録簿	庶務	勤務時間	超過勤務命令に関する文書	6年	廃棄				
				・他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書			他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日に係る特定日以後3年					
				・特例超過勤務通知書 ・特例超過勤務に係る分析票 ・異動者の超過勤務状況連絡票			特例超過勤務に関する文書	3年					
				・管理職員特別勤務実績簿 ・管理職員特別勤務手当整理簿 ・管理職員特別勤務報告書			管理職員特別勤務実績簿・管理職員特別勤務手当整理簿・管理職員特別勤務報告書	6年					
				③特殊勤務等に関する文書			特殊勤務実績簿						
							犯則取締等手当実績整理簿 特殊勤務報告書						
			④勤務時間報告に関する文書	死体処理手当実績整理簿 勤務時間報告書									
				勤務時間報告書									
			(2)出勤簿に関すること	出勤簿			・出勤簿	庶務			勤務時間	出勤簿	5年
				(3)休暇等に関すること			休暇等に関する文書	・休暇簿			庶務	勤務時間	休暇簿
			・休暇簿（介護休暇用）					休暇簿（介護休暇用）					指定期間の末日の翌日から3年
			・休暇簿（介護時間用）					休暇簿（介護時間用）					介護時間を取得した日から連続する3年の期間の末日の翌日から3年
		・病休者等報告書 ・計画表	病休者等報告書 年次（夏季）休暇計画表		3年								
		(4)勤務時間の割り振りに関すること	勤務時間の指定に関する文書	・A班B班指定簿 ・申告・割振り簿（フレックスタイム） ・状況届 ・状況変更届	庶務	勤務時間	申告・割振り簿（フレックスタイム）						
		(5)テレワーク・在宅勤務に関すること	テレワーク・在宅勤務に関する文書	テレワーク・在宅勤務管理表			テレワーク・在宅勤務	テレワーク・在宅勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年					
		(6)育児休業等に関すること	育児休業等に関する文書	・育児休業承認請求書			育児休業承認請求書	育児休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年					
				・育児短時間勤務承認請求書			育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務の終了した日の翌日に係る特定日以後3年					
				・育児時間承認請求書			育児時間承認請求書	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3年					

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
					大分類	中分類	名称（小分類）				
				・育児時間簿			育児時間簿	3年			
		(7)配偶者同行休業に関すること	配偶者同行休業に関する文書	・配偶者同行休業請求書	庶務	勤務時間	配偶者同行休業請求書	配偶者同行休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年			
		(8)自己啓発等休業に関すること	自己啓発等休業に関する文書	・自己啓発等休業承認請求書	庶務	勤務時間	自己啓発等休業承認請求書	自己啓発等休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年			
		(9)代休日・週休日に関すること	①代休日の指定に関する文書	・代休日指定簿	庶務	勤務時間	代休日指定簿	完結した日に係る特定日以後3年			
				・代休日の指定願 ・代休日の指定整理簿			代休日の指定願 代休日の指定整理簿				
			②週休日の振替、4時間の勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替願			週休日の振替願				
				・週休日の振替通知書 ・振替等通知簿 ・4時間の勤務時間の割振変更願 ・4時間の勤務時間の割振通知書			週休日の振替通知書 振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書				
				③休日勤務に関する文書			・休日勤務簿				休日勤務簿
			④超勤代休時間の指定に関する文書	・超勤代休時間指定簿			超勤代休時間指定簿				
		(10)早出遅出勤務に関すること	①早出遅出勤務の管理に関する文書	・早出遅出勤務管理簿	庶務	勤務時間	早出遅出勤務管理簿	早出遅出勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年			
				②早出遅出勤務の請求に関する文書			・早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務等請求書			早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年
		(11)休憩時間変更に関すること	休憩時間変更に関する文書	・休憩時間変更事由申出書	庶務	勤務時間	休憩時間変更事由申出書	3年			
		(12)その他勤務時間に関すること	その他勤務時間に関する文書	・宿直勤務日誌	庶務	勤務時間	宿直勤務日誌	1年			
・在宅当番日誌	在宅当番日誌										
・休日等勤務日誌	休日勤務日誌										
9	防災・警備に関する事項	(1)防災・防火に関すること	①防災対策等防災業務の計画等に関する文書	・防災業務計画 ・防災会議 ・防災訓練・教育	庶務	防災警備	防災業務計画	5年	廃棄		
				②自衛消防訓練に関する文書			・自衛消防訓練に係る文書				自衛消防訓練
			③防火管理者、火元責任者等の選任・指名に関する文書	・防火管理者選任に係る文書			用度	防火管理者選任			選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年
				・統括管理者選任に係る文書 ・防災管理者選任に係る文書 ・火元責任者の指名に係る文書				統括管理者選任 防災管理者選任			
				④消防用設備及び防災管理対象物点検に関する文書				・消防用設備点検に係る文書			消防用設備点検

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・防災管理対象物点検に係る文書			防災管理対象物点検			
			⑤消防立入検査に関する文書	・消防立入検査に係る文書	庶務		消防立入検査関係	1 年		
			⑥自衛消防隊編成に関する文書	・自衛消防隊編成表			自衛消防隊編成表			
			⑦その他防災・防火に関する文書	・法務省緊急連絡網体制網通信訓練 ・災害発生、被災状況報告			法務省緊急連絡網体制網通信訓練 災害発生、被災状況報告 その他防災・防火に関する文書			
		②警備に関すること	①警備に関する文書	・庁舎使用簿 ・庁舎使用に関する通知、事務連絡	総務	総務	庁舎使用簿 庁舎使用に関する通知、事務連絡	3 年		
				・警備員勤務配置簿 ・守衛勤務日誌 ・守衛勤務表 ・識別票、入庁票の管理 ・逃走防止訓練	庶務	防災警備	警備員勤務配置簿 守衛勤務日誌 守衛勤務表 識別票の管理 逃走防止訓練	1 年		
			②その他警備に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・警備に関する報告書				1 年未満		
10	庶務に関する事項	庶務手続に関すること	①安全運転管理者等の届に関する文書	・安全運転管理者等に関する届出書	庶務	庶務	安全運転管理者等に関する届出書	解任した日に係る特定日以後1 年	廃棄	
			②検察車両の協定に関する文書	・協定書			協定書	協定が終了する日に係る特定日以後1 年		
			③その他庶務に関する文書	・自動車運転付加業務命令 ・自動車運行日誌 ・公務従事車両証明書発行状況一覧表 ・公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 ・国家公務員採用試験監督派遣に関する文書			自動車運転付加業務命令 自動車運行日誌 公務従事車両証明書発行状況一覧表 公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 国家公務員採用試験監督派遣	1 年		
11	物品管理に関する事項	物品の管理に関すること	①物品管理・計算書に関する重要な文書	・物品管理計算書	用度	物品管理	物品管理計算書	5 年	廃棄	
			②物品管理簿等	・物品管理簿 ・物品供用簿			物品管理簿 物品供用簿	常用		
			③その他物品管理に関する重要な文書	・物品管理計画表 ・業務命令による外出管理簿兼 I C 乗車券使用簿 ・物品価格・品目等改定決議書			物品管理計画表 業務命令による外出管理簿兼 I C 乗車券使用簿 物品価格・品目等改定決議書			
			④物品の寄付に関する文書	・寄付受納認可書 ・物品寄付決議書			寄付受納認可書 物品寄付決議書			
			⑤物品の調達に関する文書	・物品取得措置請求書 ・物品取得通知書 ・物品払出請求書			物品取得措置請求書 物品取得通知書 物品払出請求書	3 年		
			⑥物品の保管に関する文書	・物品保管措置請求書 ・物品保管措置通知書 ・保管物品引渡通知書 ・保管物品引渡証明書 ・供用不適格品等報告書			物品保管措置請求書 物品保管措置通知書 保管物品引渡通知書 保管物品引渡証明書 供用不適格品等報告書			
			⑦物品の出納に関する文書	・郵便書留簿 ・副生物等書留簿	庶務		郵便書留簿 副生物等書留簿			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・物品受払簿 ・物品の国有財産編入決議書	用度		物品受払簿 物品の国有財産編入決議書	1 年		
			⑧物品の無償貸付等に関する文書	・物品貸付決議書 ・物品譲与決議書			物品貸付決議書 物品譲与決議書			
			⑨没収物品等の処分に関する文書	・没収物品等処分簿			没収物品等処分簿			
			⑩物品の借受・返還に関する文書	・物品借受決議書 ・物品返還決議書			物品借受決議書 物品返還決議書			
			⑪物品の分類換に関する文書	・物品分類換命令書 ・物品分類換承認申請書 ・物品分類換通知書 ・物品分類換承認書			物品分類換命令書 物品分類換承認申請書 物品分類換通知書 物品分類換承認書	1 年		
			⑫物品の管理換に関する文書	・物品管理換命令書 ・物品管理換協議書 ・物品管理換承認申請書 ・管理換物品引渡通知書 ・物品管理換承認書 ・物品管理換承認通知書			物品管理換命令書 物品管理換協議書 物品管理換承認申請書 管理換物品引渡通知書 物品管理換承認書 物品管理換承認通知書			
			⑬物品の払出、受入及び受領に関する文書	・物品払出命令書 ・物品受領命令書 ・物品受入命令書			物品払出命令書 物品受領命令書 物品受入命令書			
			⑭物品の返納に関する文書	・物品返納報告書 ・物品返納命令書			物品返納報告書 物品返納命令書			
			⑮物品の修繕又は改造に関する文書	・物品修繕・改造措置請求書 ・物品修繕・改造措置通知書			物品修繕・改造措置請求書 物品修繕・改造措置通知書			
			⑯物品の不用決定に関する文書	・物品不用決定承認申請書 ・物品不用決定承認書 ・物品不用申請書 ・物品廃棄措置請求書			物品不用決定承認申請書 物品不用決定承認書 物品不用申請書 物品廃棄措置請求書			
			⑰物品の売払又は貸付に関する文書	・物品売払・貸付措置請求書 ・物品売払・貸付措置通知書 ・物品寄託決議書			物品売払・貸付措置請求書 物品売払・貸付措置通知書 物品寄託決議書			
			⑱物品の供用に関する文書	・物品供用換申請書 ・物品供用状況管理票 ・物品全品突合検査			物品供用換申請書 物品供用状況管理票 物品全品突合検査			
			⑲その他物品の管理に関する文書	・不用物品受払簿 ・自動車用燃料受払票			不用物品受払簿 自動車用燃料受払票			
12	会計機関に関する事項	会計機関に関すること	①会計機関の発令に関する文書	・会計機関発令簿	会計その他	会計機関	会計機関発令簿	10 年	廃棄	
			②会計機関の引継等に関する文書	・支出官引継書 ・会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書	主計		会計機関引継書	3 年		
			③取引関係通知に関する文書	・取引関係通知書			取引関係通知書			
13	報告（会計）に関する事項	報告（会計）に関すること	報告（会計）に関する文書	・現金亡失等報告書 ・物品亡失、損傷等報告書 ・予算執行職員に関する報告	会計その他	報告（会計）	現金亡失等報告書 物品亡失、損傷等報告書 予算執行職員に関する報告	5 年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・会計事例報告 ・支払遅延報告書 ・経理事故発生報告書			会計事例報告 支払遅延報告書 経理事故発生報告書			
14	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関する事項	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	・届出書（管理者用 I D 利用者届） ・許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） ・情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 ・情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 ・外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 ・クラウドサービス利用申請書 ・クラウドサービス利用状況一覧 ・例外措置申請書 ・例外措置台帳 ・機密性 3 情報の提供等許可申請書 ・登記情報連携システム利用者 I D 管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者 I D 管理簿	3 年	廃棄	
			②自己点検に関する文書	・自己点検の実施に係る通知 ・自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	・外部電磁的記録媒体管理簿 ・官用 U S B メモリ等管理台帳 ・官用 U S B メモリ等管理簿 ・官用 B D - R 等管理簿 ・保管外部媒体管理簿 ・モバイル P C 管理簿 ・スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイル P C 管理簿	完結した日に係る特定日以後 3 年 3 年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む。
15	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書	・加害者処遇状況等通知整理簿 ・加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） ・加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し ・加害者釈放通知希望申出書 ・受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 ・受刑者釈放通報要請書の写し	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し 加害者釈放通知希望申出書 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 受刑者釈放通報要請書の写し	1 0 年	廃棄	
			②死刑執行に関する通知を実施するための文書	・整理簿 ・申出書 ・届出書 ・連絡書 ・引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後 3 年		
			③被害者支援を実施するための文書	・通知書	事件管理・刑事政策		被害者支援制度	3 年		
			④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	・被害者支援業務日誌			被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書	1 年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・受刑者釈放予定通報書(検) ・受刑者釈放通報書 ・加害者の処遇状況等に関する通知書 ・加害者の拘留刑に関する通知書	執行		受刑者釈放予定通報書(検) 受刑者釈放通報書 加害者の処遇状況等に関する通知書 加害者の拘留刑に関する通知書			
16	検察審査会に関する事項	(1)検察審査会による建議、勧告その他の重要な経緯	①検察審査会による建議、勧告に関する文書 ②建議・勧告に対する回答をするための決裁文書 ③検察審査会の議決及び再捜査の経緯を把握するための帳簿	・建議、勧告 ・措置結果通知 ・整理簿、事件簿 ・検審事件票 ・検察審査会議決報告書	企画調査	検察審査会	検察審査会勧告書等 検審事件整理表	5 年	廃棄	②は不起訴処分が存在しない場合の議決書謄本等が該当
		(2)その他検察審査会に関する事項	①検察審査員の選定に関する文書 ②その他検察審査会に関する文書	・照会書 ・回答書	企画調査	検察審査会	検察審査員選定に係る照会・回答書 検察審査会に関する文書	1 年		
17	図書・資料の管理に関する事項	図書・資料の管理に関する事項	①検察月報 ②検察研究特別資料 ③執務に関する図書・資料 ④図書・資料データファイル ⑤執務参考図書・資料 ⑥その他図書・資料 ⑦図書の購入希望に関する資料	・検察月報 ・検察研究特別資料 ・検察研究資料 ・検察研究叢書 ・法務研究報告書 ・検察研究調査報告書 ・検察資料 ・研修教材 ・公安教養資料 図書台帳 ・図書・資料データファイル ・職務事例データファイル ・研修資料 ・図書貸出簿 ・図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	企画調査	図書・資料	検察月報 検察研究特別資料 検察研究資料 検察研究叢書 法務研究報告書 検察研究調査報告書 検察資料 研修教材 図書台帳 研修資料 図書類貸出簿 図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	5 年 10 年 5 年 常用 3 年 1 年 1 年未満	廃棄	
18	行政の情報化に関する事項	その他システムに関する事項	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿 解析用システム持出許可申請書（兼管理簿）	5 年	廃棄	※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
19	検務に関する事項	(1)事件事務に関する事項	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿 ②訴訟費用負担請求を把握するための帳簿 ③事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・審判請求処理簿 ・訴訟費用負担請求処理簿 ・事件記録・証拠品送致票 ・起訴状通付票 ・略式命令請求通付票	事件管理 事件	事件	審判請求処理簿 訴訟費用負担請求処理簿 事件記録・証拠品送致票(甲) 事件記録・証拠品送致票(乙) 起訴状通付票 略式命令請求通付票	10 年 5 年 3 年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・交通事件即決裁判逓付票 ・少年事件送致逓付票 ・通告欠如事件記録送付簿 ・不服申立事件記録保存簿 ・出国確認留保該当者通知等整理簿 ・三即事件処分簿			交通事件即決裁判逓付票 少年事件送致逓付票 通告欠如事件記録送付簿 不服申立事件記録保存簿 保存期間延長不服申立事件記録保存簿 出国確認留保該当者通知等整理簿 三即事件処分簿			
			・没収保全カード	証拠品		没収保全カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		※1
			・追徴保全カード ・薬物犯罪通報・要請カード	事件管理		追徴保全カード 薬物犯罪通報・要請カード			
		④その他事件に関する文書	・通知書	事件			1年		
			・送付書 ・整理簿 ・索引簿 ・逓付簿 ・統計 ・不起訴処分等告知書 ・依頼書 ・回答書 ・少年事件審判結果通知書						
				特別刑事		少年事件審判結果通知書			
	②令状事務に関すること	①傍受の原記録聴取等請求を把握するための帳簿	・傍受の原記録聴取等請求処理簿	事件	令状	傍受の原記録聴取等請求処理簿	5年		
		②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての令状事務を遂行するための文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年		
			・勾留等請求逓付票			勾留等請求逓付票			
			・勾留期間延長請求逓付票			勾留期間延長請求逓付票			
			・接見禁止等請求逓付票			接見禁止等請求逓付票			
			・鑑定留置請求逓付票			鑑定留置請求逓付票			
			・勾引状交付簿			勾引状交付簿			
		③その他令状に関する文書	・傍受令状請求処理簿			傍受令状請求処理簿			
			・傍受通知等処理簿			傍受通知等処理簿			
			・傍受期間延長請求処理簿			傍受期間延長請求処理簿			
	③証拠品事務に関すること	①刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・通知期間延長請求処理簿			通知期間延長請求処理簿			
			・傍受通知対象者把握簿			傍受通知対象者把握簿			
			・整理簿				1年		
			・逓付簿 ・嘱託書 ・回答書						
			・領置票	証拠品	証拠品	領置票（没収・庁外保管領置票を含む）	完結した日の翌年度4月1日から10年		※1
			・傍受記録等管理簿						
			・捜査書類管理簿						
			・領置票整理簿			領置票整理簿	10年		
			・没収裁判処理簿						
			・没収裁判処理簿						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
						傍受記録等管理簿	完結した日の翌年度4月1日から10年		※1
						捜査書類管理簿			
		②刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る文書	・記録媒体封印・提出等処理簿			記録媒体封印・提出等処理簿	5年		
		③刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る補助文書	・特殊証拠品保管簿 ・傍受記録の聴取等申出処理簿			特殊証拠品保管簿	3年		
		④裁判の執行に関して押収された物の受入れから処分に至るまでに係る重要な文書	・裁判執行領置票 ・領置票整理簿			裁判執行領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年		※1
						裁判執行庁外保管領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年		
						領置票整理簿	10年		
		⑤没収の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年		
		⑥その他証拠品に関する文書	・整理簿 ・通付簿 ・引継書 ・嘱託書 ・回答書 ・統計 ・証拠品仮出票 ・押収物還付・交付・複写・公告 ・既済関係書類 ・再審請求事件に関する通知書 ・再審事件確定通知書 ・証拠品事務月表 ・立会封金処理表		情報システム管理	証拠品事務月表	1年		
						立会封金処理表			
		(4)執行事務に関すること	①裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する文書 ・平成10年6月18日付け次長検事依命通達による選定協議・回答 ・処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し ・特別遵守事項通知書 ・執行事務規程第14条に基づく報告 ②死刑及び自由刑の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書 ③自由刑の執行のための出国制限に関する文書 ④その他執行に関する文書	執行	執行	無期事件被告人の選定協議書・回答 無期事件処理票 死刑確定者の再審請求について 無期事件整理簿 処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し 特別遵守事項通知書 死刑執行に関する通知・報告書等 令状請求処理簿 出国の制限に関して作成され、又は取得された文書 刑執行猶予言渡し取消事由通知書 刑執行不能決定書	完結した日に係る特定日以後5年 5年 完結した日の翌年度4月1日から5年 5年 3年 1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・収容関係書類 ・再犯通知処理簿 ・自由刑執行指揮 ・執行猶予取消決定謄本 ・送達報告書 ・照会状況一覧 ・自由刑未執行関係書類 ・執行事務年表 ・執行事務月表 ・自由刑未執行状況等調査表			刑執行状況等通知書 刑の執行猶予取消関係 自由刑未執行関係書類（既済分） 執行事務年表 執行事務月表 自由刑未執行状況等調査表	完結した日に係る特定日以後1年 1年 当該年分が完結した日に係る特定日以後1年		
	(5)徴収事務に関すること	①罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する重要な文書 ②訴訟費用予納金の管理を行うための帳簿 ③罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する補助文書 ④徴収金の裁判の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書 ⑤徴収金の裁判の執行のために行う令状請求に係る文書 ⑥徴収金の裁判の執行のための出国制限に関する文書 ⑦その他徴収に関する文書	・印紙納付書 ・徴収金指揮印票 ・徴収金指揮印票（仮納付） ・訴訟費用予納金保管整理簿 ・徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 ・令状請求処理簿 ・拘置請求通付票 ・勾引状交付簿 ・出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 ・納付済証（原符） ・印紙納付済証 ・徴収・収納済通知書 ・徴収不能決定書 ・労役場留置執行終了報告書 ・訴訟費用執行免除申立 ・過料事件 ・不処罰決定	監査 徴収		印紙納付書 徴収金指揮印票 徴収金指揮印票（仮納付） 訴訟費用予納金保管整理簿 徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 令状請求処理簿 拘置請求通付票 勾引状交付簿 出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 印紙納付済証 徴収・収納済通知書（日計表含む） 徴収不能決定書 労役場留置執行終了報告書 訴訟費用執行免除申立関係書類 過料事件 不処罰決定	10年 5年 3年 1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・日計（集計）表 ・照会状況一覧 ・既済関係書類 ・未済関係書類 ・徴収年表 ・徴収月表 ・印紙納付調査書	情報システム管理		既済関係書類（徴収） 徴収年表 徴収月表 印紙納付調査書	完結した日に係る特定日以後1年 1年 当該年度分が完結した日に係る特定日以後1年		
	(6)犯歴事務に関する事	犯歴の把握等に関する文書	・犯歴票 ・犯歴事項通知書 ・既決犯罪通知書 ・被疑申牒関係 ・通知書 ・整理簿 ・送付書 ・欠格事由に関する照会に係る文書	犯歴	犯歴	犯歴票 犯歴事項通知書 既決犯罪通知書（送付不要分） 戸籍身分事項異動通知書 既決犯罪通知書兼受領書 欠格事由に関する照会に係る文書	死亡の翌年度4月1日から1年 1年		※2
	(7)手配事務に関する事	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書 ②その他手配に関する文書	・手配登録簿 ・手配登録整理簿 ・通知書 ・整理簿 ・処理簿	共通	手配	手配登録簿 手配登録整理簿 収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	3年 1年		
	(8)恩赦事務に関する事	恩赦に関する文書	・上申書 ・通知書 ・送付書 ・カード ・名簿	犯歴	恩赦	恩赦関係書類	1年		
	(9)保護事務に関する事	保護に関する文書	・保護観察者再犯通知簿 ・仮釈放者再犯通知簿 ・処理簿	執行	保護	保護観察者再犯通知処理簿 仮釈放者再犯通知処理簿	1年		
	(10)記録事務に関する事	①刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する重要な文書 ②刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する文書 ③刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する補助文書	・閲覧に関する決定書 ・裁判書謄本・抄本交付請求書 ・保管期間延長記録目録 ・再審保存記録目録 ・再審保存期間延長記録目録 ・廃棄目録 ・特別処分記録目録 ・保存期間延長不起訴記録目録 ・競合記録に関する照会書	記録	記録	閲覧に関する決定書（閲覧請求・謄写申出書を含む） 裁判書謄本・抄本交付請求書 保管期間延長記録目録 再審保存記録目録 再審保存期間延長記録目録 廃棄目録（保管記録等廃棄完了報告書含む） 特別処分記録目録 保存期間延長不起訴記録目録 競合記録に関する照会書	5年 3年		
							当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項								
					大分類	中分類	名称（小分類）											
			④刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定等に関する文書	・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書 ・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書 ・刑事参考記録等指定上申書（経過する庁の登載は不要） ・刑事参考記録等に関する指定の通知（経過する庁の登載は不要）				5年										
			⑥その他記録に関する文書	・弁護士法23条の2に基づく照会書 ・保管・保存記録貸出簿 ・閲覧請求・謄写申出書 ・送付書 ・受領書 ・保管・保存期間延長決定 ・廃棄関係書類 ・再審請求事件に関する通知書				弁護士法23条の2に基づく照会 保管・保存記録貸出票（貸出関係書類含む） 行政上の共助関係綴			1年							
			(1)共助事務に関すること	①検務事務についての共助に関する重要な文書				・国際捜査共助事件処理票			検務その他	共助	国際捜査共助事件処理票	10年				
				②検務事務についての共助に関する補助文書				・共助事件簿					共助事件簿	3年				
								・証拠品共助事件簿					証拠品共助事件簿	完結した日の翌年度4月1日から3年				
								・没収の執行に関する調査共助事件簿					没収の執行に関する調査共助事件簿			国際共助事件処理カード		
			③その他共助に関する文書	・執行指揮嘱託書 ・通知書				執行指揮嘱託書			1年	※1						
			(2)報告(検務)	①検務事務についての報告に関する文書							検務その他	報告（検務）		5年				
				②その他検務事務についての報告に関する文書				・通知 ・検証・検討結果報告			共通		検証・検討結果報告	3年				
								・傍受令状の請求等に関する報告書			企画調査		傍受令状の請求等に関する報告書					
			20	医療観察に関する事項				医療観察に関すること			①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する重要な文書	・処遇事件処理票	検務その他	医療観察	処遇事件処理票	5年	廃棄	
			②心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する事件審判記録等	・処遇事件審判記録 ・医療観察に係る裁判書謄本				処遇事件審判記録			当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年							
③その他心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する文書	・抗告・再抗告申立通知書 ・抗告・再抗告決定通知書 ・抗告審決定謄本 ・求意見書	その他処遇事件に関する文書	1年															

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・送付書 ・嘱託書						
21	捜査・公判に関する事項	(1)事件の端緒に関すること	①未検挙重要事件の発生状況等を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	捜査（その他）	整理簿	1年	廃棄	
			②投書、告訴・告発の事務処理の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	特別刑事	投書、告訴・告発	整理簿、事件簿、取扱簿	3年		
			③その他投書等に関する文書					1年		
		(2)事件の請訓、協議に関すること	事件の請訓・協議・審議の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理	事件請訓・協議整理簿	整理簿、事件簿	5年		
		(3)捜査・公判に関する報告	①捜査機関からの協議状況を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	協議報告整理簿	事件協議	5年		
							事件報告整理簿			
			②捜査・公判の報告（終結事件）に関する重要な文書	・整理簿、事件簿 ・報告書	事件管理・特別刑事	終結事件報告（捜査・公判）	事件報告	5年		
							整理簿 事件簿			
			③捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書			主要事件報告	3年		
				・整理簿、事件簿			指定事件報告 事件報告整理簿、事件簿			
			④その他捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書			事件報告	1年		
				・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			
		(4)捜査・公判資料の収集整備に関すること	①事件の検証に関する資料	・検証結果報告	事件管理	捜査（資料）	検証結果	30年	移管（発出庁のみ） （発出庁以外は廃棄）	
				・検察制度改革 ・捜査・公判事務改善			検察制度改革			
			②捜査に関する資料	・捜査関係資料 ・協議資料 ・刑事資料 ・特別刑事資料 ・公安執務資料 ・刑執行状況調査 ・刑事執務資料 ・特別刑事執務資料	事件管理・特別刑事		捜査関係資料	5年		
							精神障害者調査票 刑事資料 特別刑事資料			
							公安執務資料 刑執行状況調査 刑事執務資料 特別刑事執務資料	1年		
							刑事政策資料			
			③金融情報に関する文書	・金融情報データファイル	特別刑事			常用		
			④捜査・公判に関する統計	・統計調査資料	情報システム管理	捜査・公判（統計）	被疑事件の受理及び処理 検察官別事件受理処理月表	1年		
			⑤公判に関する資料	・執務参考資料	事件管理	公判（資料）	高等裁判所刑事裁判速報	5年		
			⑥刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度に関する文書	・照会書 ・回答書			刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度	3年		
			⑦無罪等確定事件に関する文書	・報告書			無罪等確定事件報告票			
			⑧刑事施設等の巡視に関する文書	・計画書 ・結果報告書	企画調査		刑事施設等の巡視結果報告書	1年		
			⑨その他捜査・公判資料の収集整備に関する文書	・無罪事件調 ・公訴取消状況調	事件管理		無罪事件調 公訴取消状況調			
		(5)捜査・公判遂行に関すること	①裁判結果に関する文書	・裁判結果票	事件管理	公判（遂行）	裁判結果票	5年		
			②再審請求の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			③検察官上訴の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			
			④非常上告の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿			
			⑤証人等の被害についての給付に関する文書	・証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿			証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿	3年		
			⑥退去強制手続に関する文書	・整理簿 ・報告書			捜査（その他） 退去強制容疑者通報 退去強制整理簿			
			⑦その他捜査・公判遂行に関する文書	・結果通知 ・管理簿			公判（遂行） 検察官控訴事件結果通知 捜査（その他） 代表者聴取管理簿	1年		
		(6)事件の調査・照会に関すること	①事件の調査・照会に関する文書		事件管理	事件調査・照会		5年		
			②その他事件の調査・照会に関する文書					3年		
				・照会状況一覧				1年		
		(7)民事事件に関すること	①人事訴訟に関する文書		事件管理	公判（遂行）	人事訴訟事件	完結した日に係る特定日以後1年		
			②非訟事件に関する文書				非訟事件	1年		
			③破産関係事件に関する文書				破産関係事件	1年		
22	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報	重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年 当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 当該帳簿に記載された重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後5年 5年 5年 5年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書			通知書・周知書	5年		
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書			協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め			取決めに関する書類 返却に関する書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後 返却日に係る特定日以後1年		
		(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類						

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁日立支部

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項						
				大分類	中分類	名称（小分類）									
1 個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	①対象領置物件関係	・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの訴え等の提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合に適用						
						対象領置物件領置票	対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年								
						消去等事案管理簿	完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年								
						対象領置物件領置票整理簿									
②消去等決定等をするための決裁文書 その他当該決定等に至る過程が記録された文書	・聴聞通知書 ・対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写の申出書 ・消去等決定等関係事項照会書に対する回答書 ・聴聞調書 ・報告書 ・消去等決定書 ・消去命令書	企画調査	消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年											
2 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。						
							②立案の検討に関する調査研究文書			共通	例規	例規（自庁）	10年		
													通知・事務連絡（自庁）	3年	
														例規（上級庁）	常用
															例規集（自庁）
		③制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案 ・通達案	共通	例規	例規集（自庁）	1年未満	廃棄							
		④その他決裁文書	・通知 ・事務連絡												
		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	・訓令 ・通達 ・通知 ・事務連絡 ・例規集												
			訓令及び通達に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書						・通知 ・事務連絡 ・参考送付 ・協力依頼						
									共通	例規	例規集（自庁）	1年未満	廃棄		
3 予算及び決算に関する事項	(1)歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯	①歳入の決算報告書並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・現金出納簿 ・収入金現金出納計算書 ・歳入決算報告書 ・歳入決算純計額報告書	主計	歳入	現金出納簿（収入官吏） 現金出納簿（分任収入官吏） 現金出納簿（収入官吏所属出納員） 現金出納簿（分任収入官吏所属出納員） 収入金現金出納計算書 歳入決算報告書 歳入決算純計額報告書	5年	廃棄							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				- 現金出納簿 - 歳出決算純計額報告書 - 歳出決算見込純計額報告書 - タクシー乗車券受払簿 - タクシー乗車券利用簿 - 支出負担行為差引簿 - 支出決定簿 - 支出負担行為計画示達表 - 支払計画表 - 前渡資金科目整理簿 - 支出計算書（官署分） - 支出計算書（官署分）証拠書類 - 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 - 歳出決算見込額報告書	事務		現金出納簿（資金前渡官吏） 現金出納簿（資金前渡官吏所属出納員） 現金出納簿（分任資金前渡官吏） 歳出決算純計額報告書 歳出決算見込純計額報告書			
					用度		調査実施関係資料 タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿			
					主計		支出負担行為差引簿 支出決定簿 支出負担行為計画示達表 支払計画表 前渡資金科目整理簿 支出計算書（官署分） 支出計算書（官署分）証拠書類 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 歳出決算見込額報告書	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
			④③に掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（歳出）	- 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 予算増（減）額上申書 - 予算科目更正申請書 - 科目更正決議書 - 繰越計算書 - 繰越承認通知書 - 繰越額確定計算書 - 繰越済通知書 - 国庫金振込請求書			小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 予算増（減）額上申書 予算科目更正申請書 科目更正決議書 予算繰越関係書類	5年 5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
							国庫金振込請求書	3年		
		②保管金に関する事	①保管金等に関する重要な文書	- 保管有価証券受払簿 - 歳入歳出外現金出納計算書 - 現金出納簿 - 徴収金保管簿 - 現金等出納簿 - 保管有価証券提出書 - 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 徴収金還付・回送簿 - 徴収金領収書 - 徴収金保管依頼書	主計	保管金	保管有価証券受払簿 歳入歳出外現金出納計算書 現金出納簿（歳入歳出外現金出納官吏） 徴収金保管簿 現金出納簿（徴収金保管者） 保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 振替済通知書	5年		
			②保管金等に関する文書		総務その他		徴収金還付・回送簿 徴収金領収書 徴収金の保管について（依頼）	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・郵送金受払月報 ・郵送金受払日計表 ・徴収金（郵送金）未済処理通知書 ・徴収金収入内訳書 ・徴収金内訳表 ・徴収金回送書 ・徴収通知書 ・徴収金仮領収証受払簿 ・徴収金預り証受払簿			- 郵送金受払月報 - 郵送金受払日計表 - 徴収金（郵送金）未済処理通知書 - 徴収金収入内訳書 - 徴収金内訳表 - 徴収金回送書 - 徴収通知書 - 徴収金仮領収証受払簿 - 徴収金預り証受払簿	3年(起算日は完結した日の翌年度4月1日)		
				・保管金保管替通知書 ・歳入歳出外現金月計表 ・保管金払込書 ・保管金払渡（払出）決議書 ・保管票 ・保管金提出・受入通知書	主計	保管金	- 保管金保管替通知書 - 保管金振替済書 - 保管金領収証書 - 歳入歳出外現金月計表 - 保管金払込書 - 保管金払渡（払出）決議書 - 保管票 - 保管金提出・受入通知書	3年		
			③その他保管金等に関する文書	・換価代金処理表 ・徴収金預り証 ・その他保管金等に関する文書	情報システム管理		換価代金処理表	1年		
					総務その他		- 徴収金預り証 - その他保管金等に関する文書	1年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
						個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	- 文書接受簿 - 現金書留等受渡簿	5年		
			③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			- 文書発送簿 - 文書通付簿 - 文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査		- 紛失等処理整理簿 - 移管・廃棄簿 - 廃棄の記録	30年		
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		- 秘密文書管理簿 - 秘密文書等処理簿 - 秘密文書保管簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
								30年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録			行政文書廃棄報告書	5 年		
				・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料			廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）			
				・移管に係る決裁文書及びその資料			公文書の移管	完結した日に係る特定日以後 5 年		
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・行政文書管理規則第 2 6 条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書管理規則第 2 6 条に基づく報告等			
				・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書			標準文書保存期間基準の制定・改正	1 0 年		
				・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準	常用		
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書	企画調査		集中管理の実施	5 年		
				・行政文書ファイル集中管理簿			行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書			
				・行政文書ファイル集中管理簿			行政文書ファイル集中管理簿	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後 5 年		
			⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検	3 年		
				・行政文書の管理に関するガイドライン等			文書管理担当者指定通知 組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告			
				・行政文書の管理状況調査			秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	1 年		
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5 年		
			⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3 年		
5	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告 ・監査調査 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知	監査	監査	最高検察庁事務監査	完結した日に係る特定日以後 5 年	廃棄	
							高等検察庁事務監査			
							自庁事務監査(行政文書監査を含む) 人事院監査	5 年		
							事務監査情報	1 年		
						監察	最高検察庁監察 最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知 監察結果報告 監察結果一覧	5 年		
								1 年		
		(2)監査・監察にすること	監査・監察に関する文書		監査	監査（会計）	法務省会計監査	5 年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
							法務省国有財産監査			
		③会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 出納官吏定時・交替時・廃止時・随時検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書	3年		
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書			出納官吏等検査員発令簿			
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書 ・内部監査実施状況調査書	監査		行政財産等実地監査 出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書 内部監査実施状況調査書	1年		
			④その他会計検査に関する文書		会計その他					
		④その他事務検査に関する重要な経緯	事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書	監査	検査	徴収金に関する検査報告書 証拠品に関する検査報告書 通信傍受記録等に関する検査報告書 徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書 郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書	完結した日に係る特定日以後1年 1年		
6	公印に関する事項	(1)公印の制定・改廃等	公印の制定・改廃に関する文書	・公印簿 ・廃止公印簿 ・廃止公印引継書 ・公印届出新調に係る決裁文書	総務その他	公印	公印簿 廃止公印簿 廃止公印引継書 公印届出新調文書	常用 30年	廃棄	
		(2)公印の管守等	公印管守・実地検査に関する文書	・公印管守者引継書 ・検査結果			公印管守者引継書 公印等実地検査関係・検査結果	3年		
		(3)その他公印に関すること	その他公印に関する文書	・公印損傷等報告書			公印損傷等報告書	1年		
7	報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関すること	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告	・報告書 ・整理簿	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策	報告（事件）	事件報告 整理簿	完結した日に係る特定日以後5年 5年	廃棄	
			②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	情報システム管理	報告（統計）	刑事統計報告表第1表 統計報告	完結した日に係る特定日以後1年 1年		
			③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書		事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理			1年未満		
			④刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事務報告	・報告書	共通	報告（事務）	事務報告（事務細則） 事務報告（訓令、通達等） 事務報告（第一審強化方策協議会） 事務報告（罰則の定めのある条例）	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
							事務報告（職務事例）							
8	勤務時間に関する事項	(1)超過勤務等に関すること	①超過勤務命令に関する文書	・超過勤務等命令簿 ・超過勤務等記録簿	庶務	勤務時間	超過勤務命令に関する文書	6年	廃棄					
				・他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書			他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日に係る特定日以後3年						
				・特例超過勤務通知書 ・特例超過勤務に係る分析票 ・異動者の超過勤務状況連絡票			特例超過勤務に関する文書 異動者の超過勤務状況連絡票	3年						
			②管理職員特別勤務手当に関する文書	・管理職員特別勤務実績簿 ・管理職員特別勤務手当整理簿 ・管理職員特別勤務報告書			管理職員特別勤務実績簿・管理職員特別勤務手当整理簿・管理職員特別勤務報告書	6年						
				③特殊勤務等に関する文書			・特殊勤務実績簿 ・犯則取締等手当実績整理簿 ・特殊勤務報告書 ・死体処理手当実績整理簿	特殊勤務実績簿 犯則取締等手当実績整理簿 特殊勤務報告書 死体処理手当実績整理簿						
			④勤務時間報告に関する文書				・勤務時間報告書	勤務時間報告書						
							(2)出勤簿に関すること	出勤簿				・出勤簿	庶務	勤務時間
			(3)休暇等に関すること	休暇等に関する文書				・休暇簿			庶務	勤務時間	休暇簿	完結した日に係る特定日以後3年
								・休暇簿（介護休暇用）					休暇簿（介護休暇用）	指定期間の末日の翌日から3年
								・休暇簿（介護時間用）					休暇簿（介護時間用）	介護時間を取得した日から連続する3年の期間の末日の翌日から3年
		・病休者等報告書 ・計画表			病休者等報告書 年次（夏季）休暇計画表	3年								
		(4)勤務時間の割り振りに関すること	勤務時間の指定に関する文書	・A班B班指定簿 ・申告・割振り簿（フレックスタイム） ・状況届 ・状況変更届	庶務	勤務時間	申告・割振り簿（フレックスタイム）							
		(5)テレワーク・在宅勤務に関すること	テレワーク・在宅勤務に関する文書	テレワーク・在宅勤務管理表			テレワーク・在宅勤務	テレワーク・在宅勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年						
		(6)育児休業等に関すること	育児休業等に関する文書		・育児休業承認請求書		育児休業承認請求書	育児休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年						
					・育児短時間勤務承認請求書		育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務の終了した日の翌日に係る特定日以後3年						
					・育児時間承認請求書		育児時間承認請求書	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3年						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
					大分類	中分類	名称（小分類）				
				・育児時間簿			育児時間簿	3年			
		(7)配偶者同行休業に関すること	配偶者同行休業に関する文書	・配偶者同行休業請求書	庶務	勤務時間	配偶者同行休業請求書	配偶者同行休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年			
		(8)自己啓発等休業に関すること	自己啓発等休業に関する文書	・自己啓発等休業承認請求書	庶務	勤務時間	自己啓発等休業承認請求書	自己啓発等休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年			
		(9)代休日・週休日に関すること	①代休日の指定に関する文書	・代休日指定簿	庶務	勤務時間	代休日指定簿	完結した日に係る特定日以後3年			
				・代休日の指定願 ・代休日の指定整理簿			代休日の指定願 代休日の指定整理簿				
			②週休日の振替、4時間の勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替願			週休日の振替願				
				・週休日の振替通知書 ・振替等通知簿 ・4時間の勤務時間の割振変更願 ・4時間の勤務時間の割振通知書			週休日の振替通知書 振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書				
				③休日勤務に関する文書			休日勤務簿				休日勤務簿
			④超勤代休時間の指定に関する文書	・超勤代休時間指定簿			超勤代休時間指定簿	1年未満			
			⑤その他代休日・週休日に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・週休日等勤務届 ・振替日等勤務届							
		(10)早出遅出勤務に関すること	①早出遅出勤務の管理に関する文書	・早出遅出勤務管理簿	庶務	勤務時間	早出遅出勤務管理簿	早出遅出勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年			
			②早出遅出勤務の請求に関する文書	・早出遅出勤務等請求書			早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年			
		(11)休憩時間変更に関すること	休憩時間変更に関する文書	・休憩時間変更事由申出書	庶務	勤務時間	休憩時間変更事由申出書	3年			
		(12)その他勤務時間に関すること	その他勤務時間に関する文書	・宿直勤務日誌 ・在宅当番日誌 ・休日等勤務日誌	庶務	勤務時間	宿直勤務日誌 在宅当番日誌 休日勤務日誌	1年			
9	防災・警備に関する事項	(1)防災・防火に関すること	①自衛消防訓練に関する文書	・自衛消防訓練に係る文書	庶務	防災警備	自衛消防訓練	5年	廃棄		
				③防火管理者、火元責任者等の選任・指名に関する文書			・防火管理者選任に係る文書	防火管理者選任			選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年
							・統括管理者選任に係る文書 ・防災管理者選任に係る文書 ・火元責任者の指名に係る文書	統括管理者選任 防災管理者選任			
							④消防用設備及び防災管理対象物点検に関する文書	・消防用設備点検に係る文書 ・防災管理対象物点検に係る文書			消防用設備点検 防災管理対象物点検
			⑤消防立入検査に関する文書	・消防立入検査に係る文書	庶務		消防立入検査関係	1年			

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑥自衛消防隊編成に関する文書	・自衛消防隊編成表			自衛消防隊編成表			
			⑦その他防災・防火に関する文書	・法務省緊急連絡網体制網通信訓練 ・災害発生、被災状況報告			法務省緊急連絡網体制網通信訓練 災害発生、被災状況報告 その他防災・防火に関する文書			
		②警備に関すること	①警備に関する文書	・庁舎使用簿 ・庁舎使用に関する通知、事務連絡	総務	総務	庁舎使用簿 庁舎使用に関する通知、事務連絡	3年		
				・警備員勤務配置簿 ・守衛勤務日誌 ・守衛勤務表 ・識別票、入庁票の管理 ・逃走防止訓練	庶務	防災警備	警備員勤務配置簿 守衛勤務日誌 守衛勤務表 識別票の管理 逃走防止訓練	1年		
			②その他警備に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・警備に関する報告書				1年未満		
10	庶務に関する事項	庶務手続に関すること	①安全運転管理者等の届に関する文書	・安全運転管理者等に関する届出書	庶務	庶務	安全運転管理者等に関する届出書	解任した日に係る特定日以後1年	廃棄	
			②検察車両の協定に関する文書	・協定書			協定書	協定が終了する日に係る特定日以後1年		
			③その他庶務に関する文書	・自動車運転付加業務命令 ・自動車運行日誌 ・公務従事車両証明書発行状況一覧表 ・公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 ・国家公務員採用試験監督派遣に関する文書			自動車運転付加業務命令 自動車運行日誌 公務従事車両証明書発行状況一覧表 公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 国家公務員採用試験監督派遣	1年		
11	物品管理に関する事項	物品の管理に関すること	①物品管理・計算書に関する重要な文書	・物品管理計算書	用度	物品管理	物品管理計算書	5年	廃棄	
			②物品管理簿等	・物品管理簿 ・物品供用簿			物品管理簿 物品供用簿	常用		
			③その他物品管理に関する重要な文書	・物品管理計画表 ・業務命令による外出管理簿兼IC乗車券使用簿 ・物品価格・品目等改定決議書			物品管理計画表 業務命令による外出管理簿兼IC乗車券使用簿 物品価格・品目等改定決議書			
			④物品の寄付に関する文書	・寄付受納認可書 ・物品寄付決議書			寄付受納認可書 物品寄付決議書			
			⑤物品の調達に関する文書	・物品取得措置請求書 ・物品取得通知書 ・物品払出請求書			物品取得措置請求書 物品取得通知書 物品払出請求書	3年		
			⑥物品の保管に関する文書	・物品保管措置請求書 ・物品保管措置通知書 ・保管物品引渡通知書 ・保管物品引渡証明書 ・供用不適格品等報告書			物品保管措置請求書 物品保管措置通知書 保管物品引渡通知書 保管物品引渡証明書 供用不適格品等報告書			
			⑦物品の出納に関する文書	・郵便書留簿 ・副生物等書留簿 ・物品受払簿 ・物品の国有財産編入決議書	庶務		郵便書留簿 副生物等書留簿 物品受払簿 物品の国有財産編入決議書			
					用度					

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑧物品の無償貸付等に関する文書	・物品貸付決議書 ・物品譲与決議書			物品貸付決議書 物品譲与決議書			
			⑨没収物品等の処分に関する文書	・没収物品等処分簿			没収物品等処分簿			
			⑩物品の借受・返還に関する文書	・物品借受決議書 ・物品返還決議書			物品借受決議書 物品返還決議書			
			⑪物品の分類換に関する文書	・物品分類換命令書 ・物品分類換承認申請書 ・物品分類換通知書 ・物品分類換承認書			物品分類換命令書 物品分類換承認申請書 物品分類換通知書 物品分類換承認書	1年		
			⑫物品の管理換に関する文書	・物品管理換命令書 ・物品管理換協議書 ・物品管理換承認申請書 ・管理換物品引渡通知書 ・物品管理換承認書 ・物品管理換承認通知書			物品管理換命令書 物品管理換協議書 物品管理換承認申請書 管理換物品引渡通知書 物品管理換承認書 物品管理換承認通知書			
			⑬物品の払出、受入及び受領に関する文書	・物品払出命令書 ・物品受領命令書 ・物品受入命令書			物品払出命令書 物品受領命令書 物品受入命令書			
			⑭物品の返納に関する文書	・物品返納報告書 ・物品返納命令書			物品返納報告書 物品返納命令書			
			⑮物品の修繕又は改造に関する文書	・物品修繕・改造措置請求書 ・物品修繕・改造措置通知書			物品修繕・改造措置請求書 物品修繕・改造措置通知書			
			⑯物品の不用決定に関する文書	・物品不用決定承認申請書 ・物品不用決定承認書 ・物品不用申請書 ・物品廃棄措置請求書			物品不用決定承認申請書 物品不用決定承認書 物品不用申請書 物品廃棄措置請求書			
			⑰物品の売払又は貸付に関する文書	・物品売払・貸付措置請求書 ・物品売払・貸付措置通知書 ・物品寄託決議書			物品売払・貸付措置請求書 物品売払・貸付措置通知書 物品寄託決議書			
			⑱物品の供用に関する文書	・物品供用換申請書 ・物品供用状況管理票 ・物品全品突合検査			物品供用換申請書 物品供用状況管理票 物品全品突合検査			
			⑲その他物品の管理に関する文書	・不用物品受払簿 ・自動車用燃料受払票			不用物品受払簿 自動車用燃料受払票			
12	会計機関に関する事項	会計機関に関すること	①会計機関の発令に関する文書	・会計機関発令簿	会計その他	会計機関	会計機関発令簿	10年	廃棄	
			②会計機関の引継等に関する文書	・支出官引継書 ・会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書	主計		会計機関引継書	3年		
			③取引関係通知に関する文書	・取引関係通知書			取引関係通知書			
13	報告（会計）に関する事項	報告（会計）に関すること	報告（会計）に関する文書	・現金亡失等報告書 ・物品亡失、損傷等報告書 ・予算執行職員に関する報告 ・会計事例報告 ・支払遅延報告書	会計その他	報告（会計）	現金亡失等報告書 物品亡失、損傷等報告書 予算執行職員に関する報告 会計事例報告 支払遅延報告書	5年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・経理事故発生報告書			経理事故発生報告書			
14	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	- 届出書（管理者用ＩＤ利用者届） - 許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） - 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 - 情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 - 外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 - クラウドサービス利用申請書 - クラウドサービス利用状況一覧 - 例外措置申請書 - 例外措置台帳 - 機密性３情報の提供等許可申請書 - 登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿	3年	廃棄	
			②自己点検に関する文書	- 自己点検の実施に係る通知 - 自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	- 外部電磁的記録媒体管理簿 - 官用USBメモリ等管理台帳 - 官用USBメモリ等管理簿 - 官用BD-R等管理簿 - 保管外部媒体管理簿 - モバイルPC管理簿 - スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイルPC管理簿	完結した日に係る特定日以後3年 3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む。
15	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書	- 加害者処遇状況等通知整理簿 - 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） - 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し - 加害者釈放通知希望申出書 - 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 - 受刑者釈放通報要請書の写し	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し 加害者釈放通知希望申出書 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 受刑者釈放通報要請書の写し	10年	廃棄	
			②死刑執行に関する通知を実施するための文書	- 整理簿 - 申出書 - 届出書 - 連絡書 - 引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後3年		
			③被害者支援を実施するための文書	通知書	事件管理・刑事政策		被害者支援制度	3年		
			④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	- 被害者支援業務日誌 - 受刑者釈放予定通報書（検） - 受刑者釈放通報書	執行		被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書 受刑者釈放予定通報書（検） 受刑者釈放通報書	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・被害者の処遇状況等に関する通知書 ・被害者の拘留刑に関する通知書			被害者の処遇状況等に関する通知書 被害者の拘留刑に関する通知書			
16	検察審査会に関する事項	(1)検察審査会による建議、勧告その他の重要な経緯	①検察審査会による建議、勧告に関する文書 ②建議・勧告に対する回答をするための決裁文書 ③検察審査会の議決及び再捜査の経緯を把握するための帳簿	・建議、勧告 ・措置結果通知 ・整理簿、事件簿 ・検審事件票 ・検察審査会議決報告書	企画調査	検察審査会	検察審査会勧告書等 検審事件整理表	5年	廃棄	②は不起訴処分が存在しない場合の議決書謄本等が該当
		②その他検察審査会に関する事項	①検察審査員の選定に関する文書 ②その他検察審査会に関する文書	・照会書 ・回答書	企画調査	検察審査会	検察審査員選定に係る照会・回答書 検察審査会に関する文書	1年		
17	図書・資料の管理に関する事項	図書・資料の管理に関する事項	①検察月報 ②検察研究特別資料 ③執務に関する図書・資料 ④図書・資料データファイル ⑤執務参考図書・資料 ⑥その他図書・資料 ⑦図書の購入希望に関する資料	・検察月報 ・検察研究特別資料 ・検察研究資料 ・検察研究叢書 ・法務研究報告書 ・検察研究調査報告書 ・検察資料 ・研修教材 ・公安教養資料 ・図書台帳 ・図書・資料データファイル ・職務事例データファイル ・研修資料 ・図書貸出簿 ・図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	企画調査	図書・資料	検察月報 検察研究特別資料 検察研究資料 検察研究叢書 法務研究報告書 検察研究調査報告書 検察資料 研修教材 図書台帳 研修資料 図書類貸出簿 図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	5年 10年 5年 常用 3年 1年 1年未満	廃棄	
18	行政の情報化に関する事項	その他システムに関する事項	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿 解析用システム持出許可申請書(兼管理簿)	5年	廃棄	※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
19	検務に関する事項	(1)事件事務に関する事項	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿 ②訴訟費用負担請求を把握するための帳簿 ③事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・審判請求処理簿 ・訴訟費用負担請求処理簿 ・事件記録・証拠品送致票 ・起訴状通付票 ・略式命令請求通付票 ・交通事件即決裁判通付票 ・少年事件送致通付票	事件管理 事件	事件	審判請求処理簿 訴訟費用負担請求処理簿 事件記録・証拠品送致票(甲) 事件記録・証拠品送致票(乙) 起訴状通付票 略式命令請求通付票 交通事件即決裁判通付票 少年事件送致通付票	10年 5年 3年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・ 通告欠如事件記録送付簿 ・ 不服申立事件記録保存簿 ・ 出国確認留保該当者通知等整理簿 ・ 三即事件処分簿 ・ 没収保全カード ・ 追徴保全カード ・ 薬物犯罪通報・要請カード			通告欠如事件記録送付簿 不服申立事件記録保存簿 保存期間延長不服申立事件記録保存簿 出国確認留保該当者通知等整理簿 三即事件処分簿			
				証拠品		没収保全カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		※1
				事件管理		追徴保全カード 薬物犯罪通報・要請カード			
		④その他事件に関する文書	・ 通知書 ・ 送付書 ・ 整理簿 ・ 索引簿 ・ 通付簿 ・ 統計 ・ 不起訴処分等告知書 ・ 依頼書 ・ 回答書 ・ 少年事件審判結果通知書	事件			1年		
				特別刑事		少年事件審判結果通知書			
	②令状事務に関すること	①傍受の原記録聴取等請求を把握するための帳簿	・ 傍受の原記録聴取等請求処理簿	事件	令状	傍受の原記録聴取等請求処理簿	5年		
		②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての令状事務を遂行するための文書	・ 令状請求処理簿 ・ 勾留等請求通付票 ・ 勾留期間延長請求通付票 ・ 接見禁止等請求通付票 ・ 鑑定留置請求通付票 ・ 勾引状交付簿 ・ 傍受令状請求処理簿 ・ 傍受通知等処理簿 ・ 傍受期間延長請求処理簿 ・ 通知期間延長請求処理簿 ・ 傍受通知対象者把握簿			令状請求処理簿 勾留等請求通付票 勾留期間延長請求通付票 接見禁止等請求通付票 鑑定留置請求通付票 勾引状交付簿 傍受令状請求処理簿 傍受通知等処理簿 傍受期間延長請求処理簿 通知期間延長請求処理簿 傍受通知対象者把握簿	3年		
		③その他令状に関する文書	・ 整理簿 ・ 通付簿 ・ 嘱託書 ・ 回答書				1年		
	③証拠品事務に関すること	①刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・ 領置票 ・ 傍受記録等管理簿 ・ 捜査書類管理簿 ・ 領置票整理簿 ・ 没収裁判処理簿 ・ 没収裁判処理簿	証拠品	証拠品	領置票（没収・庁外保管領置票を含む） 領置票整理簿 傍受記録等管理簿 捜査書類管理簿	完結した日の翌年度4月1日から10年 10年 完結した日の翌年度4月1日から10年		※1 ※1

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
		②刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る文書	・記録媒体封印・提出等処理簿	証拠品		記録媒体封印・提出等処理簿	5年	※1	
		③刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る補助文書	・特殊証拠品保管簿 ・傍受記録の聴取等申出処理簿			特殊証拠品保管簿 傍受記録の聴取等申出処理簿	3年		
		④裁判の執行に関して押収された物の受入れから処分に至るまでに係る重要な文書	・裁判執行領置票 ・領置票整理簿			裁判執行領置票 裁判執行庁外保管領置票 領置票整理簿	完結した日の翌年度4月1日から10年 完結した日の翌年度4月1日から10年 10年		
		⑤没収の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年		
		⑥その他証拠品に関する文書	・整理簿 ・連付簿 ・引継書 ・嘱託書 ・回答書 ・統計 ・証拠品仮出票 ・押収物還付・交付・複写・公告 ・既済関係書類 ・再審請求事件に関する通知書 ・再審事件確定通知書 ・証拠品事務月表 ・立会封金処理表			証拠品仮出票 押収物還付・交付・複写・公告 既済関係書類 証拠品事務月表 立会封金処理表	1年 当該年分が完結した日に係る特定日以後1年		
		(4)執行事務に関する事	①裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する文書	執行	執行	無期事件被告人の選定協議書・回答 無期事件処理票 死刑確定者の再審請求について 無期事件整理簿	完結した日に係る特定日以後5年 5年		
			・処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し ・特別遵守事項通知書 ・執行事務規程第14条に基づく報告			処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し 特別遵守事項通知書 死刑執行に関する通知・報告書等	完結した日の翌年度4月1日から5年 5年		
		②死刑及び自由刑の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年		
		③自由刑の執行のための出国制限に関する文書	・出国の制限に関して作成され、又は取得された文書			出国の制限に関して作成され、又は取得された文書	1年		
		④その他執行に関する文書	・刑執行猶予言渡し取消通知書 ・刑執行不能決定書 ・収容関係書類 ・再犯通知処理簿			刑執行猶予言渡し取消事由通知書 刑執行不能決定書 刑執行状況等通知書	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・自由刑執行指揮 ・執行猶予取消決定謄本 ・送達報告書 ・照会状況一覧 ・自由刑未執行関係書類 ・執行事務年表 ・執行事務月表 ・自由刑未執行状況等調査表	情報システム管理		刑の執行猶予取消関係 自由刑未執行関係書類（既済分） 執行事務年表 執行事務月表 自由刑未執行状況等調査表	完結した日に係る特定日以後1年 1年 当該年分が完結した日に係る特定日以後1年		
	(5)徴収事務に関すること	①罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する重要な文書 ②訴訟費用予納金の管理を行うための帳簿 ③罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する補助文書 ④徴収金の裁判の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書 ⑤徴収金の裁判の執行のために行う令状請求に係る文書 ⑥徴収金の裁判の執行のための出国制限に関する文書 ⑦その他徴収に関する文書	・印紙納付書 ・徴収金指揮印票 ・徴収金指揮印票（仮納付） ・訴訟費用予納金保管整理簿 ・徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 ・令状請求処理簿 ・拘置請求連付票 ・勾引状交付簿 ・出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 ・納付済証（原符） ・印紙納付済証 ・徴収・収納済通知書 ・徴収不能決定書 ・労役場留置執行終了報告書 ・訴訟費用執行免除申立 ・過料事件 ・不処罰決定 ・日計（集計）表 ・照会状況一覧 ・既済関係書類	監査 徴収	徴収	印紙納付書 徴収金指揮印票 徴収金指揮印票（仮納付） 訴訟費用予納金保管整理簿 徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 令状請求処理簿 拘置請求連付票 勾引状交付簿 出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 印紙納付済証 徴収・収納済通知書（日計表含む） 徴収不能決定書 労役場留置執行終了報告書 訴訟費用執行免除申立関係書類 過料事件 不処罰決定 既済関係書類（徴収）	10年 5年 3年 3年 1年 完結した日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・未済関係書類 ・徴収年表 ・徴収月表 ・印紙納付調査書	情報システム管理		徴収年表 徴収月表 印紙納付調査書	1 年 当該年度分が完結した日に係る特定日以後 1 年		
	(6)犯歴事務に関する事	犯歴の把握等に関する文書	・犯歴票 ・犯歴事項通知書 ・既決犯罪通知書 ・縦断申渡関係通知書 ・整理簿 ・送付書 ・欠格事由に関する照会に係る文書	犯歴	犯歴	犯歴票 犯歴事項通知書 既決犯罪通知書（送付不要分） 戸籍身分事項異動通知書 既決犯罪通知書兼受領書 欠格事由に関する照会に係る文書	死亡の翌年度 4 月 1 日から 1 年 1 年		※ 2
	(7)手配事務に関する事	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書 ②その他手配に関する文書	・手配登録簿 ・手配登録整理簿 ・通知書 ・整理簿 ・処理簿	共通	手配	手配登録簿 手配登録整理簿 収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	3 年 1 年		
	(8)恩赦事務に関する事	恩赦に関する文書	・上申書 ・通知書 ・送付書 ・カード ・名簿	犯歴	恩赦	恩赦関係書類	1 年		
	(9)保護事務に関する事	保護に関する文書	・保護観察者再犯通知簿 ・仮釈放者再犯通知簿 ・処理簿	執行	保護	保護観察者再犯通知処理簿 仮釈放者再犯通知処理簿	1 年		
	(10)記録事務に関する事	①刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する重要な文書 ②刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する文書 ③刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する補助文書 ④刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定等に関する文書	・閲覧に関する決定書 ・裁判書謄本・抄本交付請求書 ・保管期間延長記録目録 ・再審保存記録目録 ・再審保存期間延長記録目録 ・廃棄目録 ・特別処分記録目録 ・保存期間延長不起訴記録目録 ・競合記録に関する照会書 ・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書	記録	記録	閲覧に関する決定書（閲覧請求・謄写申出書を含む） 裁判書謄本・抄本交付請求書 保管期間延長記録目録 再審保存記録目録 再審保存期間延長記録目録 廃棄目録（保管記録等廃棄完了報告書含む） 特別処分記録目録 保存期間延長不起訴記録目録 競合記録に関する照会書	5 年 3 年 5 年	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後 1 年	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書 ・刑事参考記録等指定上申書（経過する庁の登載は不要） ・刑事参考記録等に関する指定の通知（経過する庁の登載は不要）						
		⑥その他記録に関する文書	・弁護士法23条の2に基づく照会書 ・保管・保存記録貸出簿 ・閲覧請求・謄写申出書 ・送付書 ・受領書 ・保管・保存期間延長決定 ・廃棄関係書類 ・再審請求事件に関する通知書			弁護士法23条の2に基づく照会 保管・保存記録貸出票（貸出関係書類含む） 行政上の共助関係綴	1年		
	II 共助事務に関する事	①検務事務についての共助に関する重要な文書	・国際捜査共助事件処理票	検務その他	共助	国際捜査共助事件処理票	10年		
		②検務事務についての共助に関する補助文書	・共助事件簿 ・証拠品共助事件簿 ・没収の執行に関する調査共助事件簿 ・国際共助事件処理カード			共助事件簿 証拠品共助事件簿 没収の執行に関する調査共助事件簿 国際共助事件処理カード	3年		
		③その他共助に関する文書	・執行指揮嘱託書 ・通知書			執行指揮嘱託書	1年		※1
	II 報告（検務）	①検務事務についての報告に関する文書		検務その他	報告（検務）		5年		
		②その他検務事務についての報告に関する文書	・通知 ・検証・検討結果報告 ・傍受令状の請求等に関する報告書	共通		検証・検討結果報告			
				企画調査		傍受令状の請求等に関する報告書	3年		
20	医療観察に関する事項	医療観察に関する事	①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する重要な文書 ②心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する事件審判記録等 ③その他心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する文書	検務その他	医療観察	処遇事件処理票 処遇事件審判記録 医療観察に係る裁判書謄本 その他処遇事件に関する文書	5年 当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年 1年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項								
					大分類	中分類	名称（小分類）											
21	捜査・公判に関する事項	(1)事件の端緒に関すること	①未検挙重要事件の発生状況等を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	捜査（その他）	整理簿	1 年	廃棄									
			②投書、告訴・告発の事務処理の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	特別刑事	投書、告訴・告発	整理簿、事件簿、取扱簿	3 年										
			③その他投書等に関する文書					1 年										
		(2)事件の請訓、協議に関すること	事件の請訓・協議・審議の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理	事件請訓・協議整理簿	整理簿、事件簿	5 年										
		(3)捜査・公判に関する報告	①捜査機関からの協議状況を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	協議報告整理簿	事件協議	事件報告整理簿	5 年									
									②捜査・公判の報告（終結事件）に関する重要な文書		・整理簿、事件簿 ・報告書	事件管理・特別刑事	終結事件報告（捜査・公判）	事件報告	5 年			
															③捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書 ・整理簿、事件簿	主要事件報告	3 年
																		④その他捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書
		(4)捜査・公判資料の収集整備に関すること	①事件の検証に関する資料	・検証結果報告 ・検察制度改革 ・捜査・公判事務改善	事件管理	捜査（資料）	検証結果	3 0 年	移管（発出庁のみ） （発出庁以外は廃棄）									
					②捜査に関する資料	・捜査関係資料 ・協議資料 ・刑事資料 ・特別刑事資料 ・公安執務資料 ・刑執行状況調査 ・刑事執務資料 ・特別刑事執務資料	事件管理・特別刑事				捜査関係資料	5 年	廃棄					
			③金融情報に関する文書	・金融情報データファイル					特別刑事						常用			
															④捜査・公判に関する統計	・統計調査資料	情報システム管理	捜査・公判（統計）
			⑤公判に関する資料	・執務参考資料	事件管理	公判（資料）	高等裁判所刑事裁判速報	5 年										
			⑥刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度に関する文書	・照会書 ・回答書				刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度 無罪等確定事件報告票	3 年									
			⑦無罪等確定事件に関する文書	・報告書					刑事施設等の巡視結果報告書		1 年							
		(5)捜査・公判遂行に関すること	①裁判結果に関する文書	・裁判結果票	事件管理	公判（遂行）	裁判結果票	5 年										
								②再審請求の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿		整理簿、事件簿							
								③検察官上訴の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿		整理簿、事件簿							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
			④非常上告の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿	3 年						
			⑤証人等の被害についての給付に関する文書	・証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿			証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿							
			⑥退去強制手続に関する文書	・整理簿 ・報告書			捜査（その他） 退去強制容疑者通報 退去強制整理簿							
			⑦その他捜査・公判遂行に関する文書	・結果通知 ・管理簿			公判（遂行） 検察官控訴事件結果通知	1 年						
							捜査（その他） 代表者聴取管理簿							
		(6)事件の調査・照会に関すること	①事件の調査・照会に関する文書		事件管理	事件調査・照会		5 年						
			②その他事件の調査・照会に関する文書					3 年						
				・照会状況一覧							1 年			
		(7)民事事件に関すること	①人事訴訟に関する文書		事件管理	公判（遂行）	人事訴訟事件	完結した日に係る特定日以後 1 年						
			②非訟事件に関する文書				非訟事件	1 年						
			③破産関係事件に関する文書				破産関係事件	1 年						
		22	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報			重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年 5年 5年 5年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書		通知書・周知書	5年							
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め		協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後							
	取決めに係る書類				当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後									
(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類		返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年									

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁龍ヶ崎支部

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項															
					大分類	中分類	名称（小分類）																		
1	個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	①対象領置物件関係	・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの訴え等の提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合に適用															
							対象領置物件領置票	対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年																	
							消去等事案管理簿	完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年																	
							対象領置物件領置票整理簿																		
		②消去等決定等をするための決裁文書 その他当該決定等に至る過程が記録された文書	・聴聞通知書 ・対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写の申出書 ・消去等決定等関係事項照会書に対する回答書 ・聴聞調書 ・報告書 ・消去等決定書 ・消去命令書	企画調査	消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年																			
2	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。															
											②立案の検討に関する調査研究文書	共通	例規	例規（自庁）	10年	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書									
																	③制定又は改廃のための決裁文書	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年				
																						④その他決裁文書	共通	例規（上級庁）	常用
			(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
									共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年													
													共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年									
																	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年					
																					⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）			
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年																
										共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
														共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年								
																		⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	例規集（自庁）						
(2)その他訓令及び通達に関すること	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																				
						共通	例規	通知・事務連絡（自庁																	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			- 現金出納簿 - 歳出決算純計額報告書 - 歳出決算見込純計額報告書 - タクシー乗車券受払簿 - タクシー乗車券利用簿 - 支出負担行為差引簿 - 支出決定簿 - 支出負担行為計画示達表 - 支払計画表 - 前渡資金科目整理簿 - 支出計算書（官署分） - 支出計算書（官署分）証拠書類 - 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 - 歳出決算見込額報告書	事務		現金出納簿（資金前渡官吏） 現金出納簿（資金前渡官吏所属出納員） 現金出納簿（分任資金前渡官吏） 歳出決算純計額報告書 歳出決算見込純計額報告書			
				用度		調査実施関係資料 タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿			
				主計		支出負担行為差引簿 支出決定簿 支出負担行為計画示達表 支払計画表 前渡資金科目整理簿 支出計算書（官署分） 支出計算書（官署分）証拠書類 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 歳出決算見込額報告書	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
		④③に掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（歳出）	- 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 予算増（減）額上申書 - 予算科目更正申請書 - 科目更正決議書 - 繰越計算書 - 繰越承認通知書 - 繰越額確定計算書 - 繰越済通知書 - 国庫金振込請求書			小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 予算増（減）額上申書 予算科目更正申請書 科目更正決議書 予算繰越関係書類 国庫金振込請求書	5年 5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
	②保管金に関する事	①保管金等に関する重要な文書	- 保管有価証券受払簿 - 歳入歳出外現金出納計算書 - 現金出納簿 - 徴収金保管簿 - 現金等出納簿 - 保管有価証券提出書 - 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 徴収金還付・回送簿 - 徴収金領収書 - 徴収金保管依頼書	主計	保管金	保管有価証券受払簿 歳入歳出外現金出納計算書 現金出納簿（歳入歳出外現金出納官吏） 徴収金保管簿 現金出納簿（徴収金保管者） 保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 振替済通知書	5年		
		②保管金等に関する文書		総務その他		徴収金還付・回送簿 徴収金領収書 徴収金の保管について（依頼）	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・郵送金受払月報 ・郵送金受払日計表 ・徴収金（郵送金）未済処理通知書 ・徴収金収入内訳書 ・徴収金内訳表 ・徴収金回送書 ・徴収通知書 ・徴収金仮領収証受払簿 ・徴収金預り証受払簿			- 郵送金受払月報 - 郵送金受払日計表 - 徴収金（郵送金）未済処理通知書 - 徴収金収入内訳書 - 徴収金内訳表 - 徴収金回送書 - 徴収通知書 - 徴収金仮領収証受払簿 - 徴収金預り証受払簿	3年(起算日は完結した日の翌年度4月1日)		
				・保管金保管替通知書 ・歳入歳出外現金月計表 ・保管金払込書 ・保管金払渡（払出）決議書 ・保管票 ・保管金提出・受入通知書	主計	保管金	- 保管金保管替通知書 - 保管金振替済書 - 保管金領収証書 - 歳入歳出外現金月計表 - 保管金払込書 - 保管金払渡（払出）決議書 - 保管票 - 保管金提出・受入通知書	3年		
			③その他保管金等に関する文書	・換価代金処理表 ・徴収金預り証 ・その他保管金等に関する文書	情報システム管理		換価代金処理表	1年		
					総務その他		- 徴収金預り証 - その他保管金等に関する文書	1年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
						個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	- 文書接受簿 - 現金書留等受渡簿	5年		
			③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			- 文書発送簿 - 文書通付簿 - 文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査		- 紛失等処理整理簿 - 移管・廃棄簿 - 廃棄の記録	30年		
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		- 秘密文書管理簿 - 秘密文書等処理簿 - 秘密文書保管簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
								30年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録			行政文書廃棄報告書	5 年		
				・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料			廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）			
				・移管に係る決裁文書及びその資料			公文書の移管	完結した日に係る特定日以後 5 年		
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・行政文書管理規則第 2 6 条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書管理規則第 2 6 条に基づく報告等			
				・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書			標準文書保存期間基準の制定・改正	1 0 年		
				・標準文書保存期間基準			標準文書保存期間基準	常用		
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書	企画調査		集中管理の実施	5 年		
				・行政文書ファイル集中管理簿			行政文書ファイル等持出申請書 行政文書ファイル等返還請求書			
							行政文書ファイル集中管理簿	移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後 5 年		
			⑨その他文書の管理等に関する文書	・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書			行政文書の点検	3 年		
							文書管理担当者指定通知			
							組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告			
5	監査・監察に関する事項	(1)監査・監察に関する重要な経緯	監査・監察の実施、結果に関する文書	・行政文書の管理に関するガイドライン等	監査	監査	秘密文書の指定期間の延長・解除通知書 行政文書の管理	1 年		
				・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5 年		
				・行政文書の管理状況調査			行政文書の管理状況調査	3 年		
			監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告	監査	監査	最高検察庁事務監査	完結した日に係る特定日以後 5 年	廃棄	
				・監査調査			高等検察庁事務監査			
				・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知			自庁事務監査(行政文書監査を含む) 人事院監査	5 年		
			監査・監察に関する文書		監査	監察	事務監査情報	1 年		
							最高検察庁監察 最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知 監察結果報告 監察結果一覧	5 年		
								1 年		
		(2)監査・監察にすること	監査・監察に関する文書		監査	監査（会計）	法務省会計監査	5 年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
							法務省国有財産監査			
		③会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 出納官吏定時・交替時・廃止時・随時検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書	3年		
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書			出納官吏等検査員発令簿			
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書 ・内部監査実施状況調査書	監査		行政財産等実地監査 出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書 内部監査実施状況調査書	1年		
			④その他会計検査に関する文書		会計その他					
		④その他事務検査に関する重要な経緯	事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書	監査	検査	徴収金に関する検査報告書 証拠品に関する検査報告書 通信傍受記録等に関する検査報告書 徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書 郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書	完結した日に係る特定日以後1年 1年		
6	公印に関する事項	(1)公印の制定・改廃等	公印の制定・改廃に関する文書	・公印簿 ・廃止公印簿 ・廃止公印引継書 ・公印届出新調に係る決裁文書	総務その他	公印	公印簿 廃止公印簿 廃止公印引継書 公印届出新調文書	常用 30年	廃棄	
		(2)公印の管守等	公印管守・実地検査に関する文書	・公印管守者引継書 ・検査結果			公印管守者引継書 公印等実地検査関係・検査結果	3年		
		(3)その他公印に関すること	その他公印に関する文書	・公印損傷等報告書			公印損傷等報告書	1年		
7	報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関すること	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告	・報告書 ・整理簿	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策	報告（事件）	事件報告 整理簿	完結した日に係る特定日以後5年 5年	廃棄	
			②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	情報システム管理	報告（統計）	刑事統計報告表第1表 統計報告	完結した日に係る特定日以後1年 1年		
			③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書		事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理			1年未満		
			④刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事務報告	・報告書	共通	報告（事務）	事務報告（事務細則） 事務報告（訓令、通達等） 事務報告（第一審強化方策協議会） 事務報告（罰則の定めのある条例）	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
							事務報告(職務事例)							
8	勤務時間に関する事項	(1)超過勤務等に関すること	①超過勤務命令に関する文書	・超過勤務等命令簿 ・超過勤務等記録簿	庶務	勤務時間	超過勤務命令に関する文書	6年	廃棄					
				・他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書			他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日に係る特定日以後3年						
				・特例超過勤務通知書 ・特例超過勤務に係る分析票 ・異動者の超過勤務状況連絡票			特例超過勤務に関する文書	3年						
				②管理職員特別勤務手当に関する文書			管理職員特別勤務実績簿 ・管理職員特別勤務手当整理簿 ・管理職員特別勤務報告書	6年						
							③特殊勤務等に関する文書				特殊勤務実績簿			
											犯則取締等手当実績整理簿 特殊勤務報告書 死体処理手当実績整理簿			
				④勤務時間報告に関する文書			勤務時間報告書	勤務時間報告書						
				(2)出勤簿に関すること			出勤簿	・出勤簿			庶務	勤務時間	出勤簿	5年
							(3)休暇等に関すること	休暇等に関する文書			・休暇簿	庶務	勤務時間	休暇簿
			・休暇簿（介護休暇用）								休暇簿（介護休暇用）			指定期間の末日の翌日から3年
			・休暇簿（介護時間用）	休暇簿（介護時間用）							介護時間を取得した日から連続する3年の期間の末日の翌日から3年			
			・病休者等報告書 ・計画表	病休者等報告書 年次（夏季）休暇計画表							3年			
			(4)勤務時間の割り振りに関すること	勤務時間の指定に関する文書			・A班B班指定簿 ・申告・割振り簿（フレックスタイム） ・状況届 ・状況変更届	庶務			勤務時間	申告・割振り簿（フレックスタイム）		
			(5)テレワーク・在宅勤務に関すること	テレワーク・在宅勤務に関する文書			テレワーク・在宅勤務管理表					テレワーク・在宅勤務	テレワーク・在宅勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年	
			(6)育児休業等に関すること	育児休業等に関する文書			・育児休業承認請求書					育児休業承認請求書	育児休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年	
							・育児短時間勤務承認請求書					育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務の終了した日の翌日に係る特定日以後3年	
							・育児時間承認請求書					育児時間承認請求書	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3年	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。
 ※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・育児時間簿			育児時間簿	3年		
		(7)配偶者同行休業に関すること	配偶者同行休業に関する文書	・配偶者同行休業請求書	庶務	勤務時間	配偶者同行休業請求書	配偶者同行休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
		(8)自己啓発等休業に関すること	自己啓発等休業に関する文書	・自己啓発等休業承認請求書	庶務	勤務時間	自己啓発等休業承認請求書	自己啓発等休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
		(9)代休日・週休日に関すること	①代休日の指定に関する文書	・代休日指定簿	庶務	勤務時間	代休日指定簿	完結した日に係る特定日以後3年		
				・代休日の指定願 ・代休日の指定整理簿			代休日の指定願 代休日の指定整理簿			
			②週休日の振替、4時間の勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替願			週休日の振替願	週休日の振替通知書 振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書		
				・週休日の振替通知書			週休日の振替通知書			
				・振替等通知簿 ・4時間の勤務時間の割振変更願 ・4時間の勤務時間の割振通知書			振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書			
			③休日勤務に関する文書	・休日勤務簿			休日勤務簿	3年		
		④超勤代休時間の指定に関する文書	・超勤代休時間指定簿	超勤代休時間指定簿	1年未満					
		⑤その他代休日・週休日に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・週休日等勤務届 ・振替日等勤務届							
		(10)早出遅出勤務に関すること	①早出遅出勤務の管理に関する文書	・早出遅出勤務管理簿	庶務	勤務時間	早出遅出勤務管理簿	早出遅出勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年		
			②早出遅出勤務の請求に関する文書	・早出遅出勤務等請求書			早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年		
		(11)休憩時間変更に関すること	休憩時間変更に関する文書	・休憩時間変更事由申出書	庶務	勤務時間	休憩時間変更事由申出書	3年		
		(12)その他勤務時間に関すること	その他勤務時間に関する文書	・宿直勤務日誌 ・在宅当番日誌 ・休日等勤務日誌	庶務	勤務時間	宿直勤務日誌 在宅当番日誌 休日勤務日誌	1年		
9	防災・警備に関する事項	(1)防災・防火に関すること	①自衛消防訓練に関する文書	庶務	防災警備	自衛消防訓練	5年	廃棄		
			③防火管理者、火元責任者等の選任・指名に関する文書			防火管理者選任	選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年			
						・統括管理者選任に係る文書 ・防災管理者選任に係る文書 ・火元責任者の指名に係る文書	統括管理者選任 防災管理者選任			
			④消防用設備及び防災管理対象物点検に関する文書	用度		火気取締責任者指名	選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年			
						消防用設備点検	3年			
			⑤消防立入検査に関する文書	庶務		消防立入検査関係	1年			

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑥自衛消防隊編成に関する文書	・自衛消防隊編成表			自衛消防隊編成表			
			⑦その他防災・防火に関する文書	・法務省緊急連絡網体制網通信訓練 ・災害発生、被災状況報告			法務省緊急連絡網体制網通信訓練 災害発生、被災状況報告 その他防災・防火に関する文書			
		②警備に関する事	①警備に関する文書	・庁舎使用簿 ・庁舎使用に関する通知、事務連絡	総務	総務	庁舎使用簿 庁舎使用に関する通知、事務連絡	3年		
				・警備員勤務配置簿 ・守衛勤務日誌 ・守衛勤務表 ・識別票、入庁票の管理 ・逃走防止訓練	庶務	防災警備	警備員勤務配置簿 守衛勤務日誌 守衛勤務表 識別票の管理 逃走防止訓練	1年		
			②その他警備に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・警備に関する報告書				1年未満		
10	庶務に関する事項	庶務手続に関する事	①安全運転管理者等の届に関する文書	・安全運転管理者等に関する届出書	庶務	庶務	安全運転管理者等に関する届出書	解任した日に係る特定日以後1年	廃棄	
			②検察車両の協定に関する文書	・協定書			協定書	協定が終了する日に係る特定日以後1年		
			③その他庶務に関する文書	・自動車運転付加業務命令 ・自動車運行日誌 ・公務従事車両証明書発行状況一覧表 ・公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 ・国家公務員採用試験監督派遣に関する文書			自動車運転付加業務命令 自動車運行日誌 公務従事車両証明書発行状況一覧表 公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 国家公務員採用試験監督派遣	1年		
11	物品管理に関する事項	物品の管理に関する事	①物品管理・計算書に関する重要な文書	・物品管理計算書	用度	物品管理	物品管理計算書	5年	廃棄	
			②物品管理簿等	・物品管理簿 ・物品供用簿			物品管理簿 物品供用簿	常用		
			③その他物品管理に関する重要な文書	・物品管理計画表 ・業務命令による外出管理簿兼IC乗車券使用簿 ・物品価格・品目等改定決議書			物品管理計画表 業務命令による外出管理簿兼IC乗車券使用簿 物品価格・品目等改定決議書			
			④物品の寄付に関する文書	・寄付受納認可書 ・物品寄付決議書			寄付受納認可書 物品寄付決議書			
			⑤物品の調達に関する文書	・物品取得措置請求書 ・物品取得通知書 ・物品払出請求書			物品取得措置請求書 物品取得通知書 物品払出請求書	3年		
			⑥物品の保管に関する文書	・物品保管措置請求書 ・物品保管措置通知書 ・保管物品引渡通知書 ・保管物品引渡証明書 ・供用不適格品等報告書			物品保管措置請求書 物品保管措置通知書 保管物品引渡通知書 保管物品引渡証明書 供用不適格品等報告書			
			⑦物品の出納に関する文書	・郵便書留簿 ・副生物等書留簿 ・物品受払簿 ・物品の国有財産編入決議書	庶務		郵便書留簿 副生物等書留簿 物品受払簿 物品の国有財産編入決議書			
					用度					

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑧物品の無償貸付等に関する文書	・物品貸付決議書 ・物品譲与決議書			物品貸付決議書	1 年		
			⑨没収物品等の処分に関する文書	・没収物品等処分簿			物品譲与決議書 没収物品等処分簿			
			⑩物品の借受・返還に関する文書	・物品借受決議書 ・物品返還決議書			物品借受決議書 物品返還決議書			
			⑪物品の分類換に関する文書	・物品分類換命令書 ・物品分類換承認申請書 ・物品分類換通知書 ・物品分類換承認書			物品分類換命令書 物品分類換承認申請書 物品分類換通知書 物品分類換承認書			
			⑫物品の管理換に関する文書	・物品管理換命令書 ・物品管理換協議書 ・物品管理換承認申請書 ・管理換物品引渡通知書 ・物品管理換承認書 ・物品管理換承認通知書			物品管理換命令書 物品管理換協議書 物品管理換承認申請書 管理換物品引渡通知書 物品管理換承認書 物品管理換承認通知書			
			⑬物品の払出、受入及び受領に関する文書	・物品払出命令書 ・物品受領命令書 ・物品受入命令書			物品払出命令書 物品受領命令書 物品受入命令書			
			⑭物品の返納に関する文書	・物品返納報告書 ・物品返納命令書			物品返納報告書 物品返納命令書			
			⑮物品の修繕又は改造に関する文書	・物品修繕・改造措置請求書 ・物品修繕・改造措置通知書			物品修繕・改造措置請求書 物品修繕・改造措置通知書			
			⑯物品の不用決定に関する文書	・物品不用決定承認申請書 ・物品不用決定承認書 ・物品不用申請書 ・物品廃棄措置請求書			物品不用決定承認申請書 物品不用決定承認書 物品不用申請書 物品廃棄措置請求書			
			⑰物品の売払又は貸付に関する文書	・物品売払・貸付措置請求書 ・物品売払・貸付措置通知書 ・物品寄託決議書			物品売払・貸付措置請求書 物品売払・貸付措置通知書 物品寄託決議書			
			⑱物品の供用に関する文書	・物品供用換申請書 ・物品供用状況管理票 ・物品全品突合検査			物品供用換申請書 物品供用状況管理票 物品全品突合検査			
			⑲その他物品の管理に関する文書	・不用物品受払簿 ・自動車用燃料受払票			不用物品受払簿 自動車用燃料受払票			
12	会計機関に関する事項	会計機関に関すること	①会計機関の発令に関する文書	・会計機関発令簿	会計その他	会計機関	会計機関発令簿	10 年	廃棄	
			②会計機関の引継等に関する文書	・支出官引継書 ・会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書	主計		会計機関引継書	3 年		
			③取引関係通知に関する文書	・取引関係通知書			取引関係通知書			
13	報告（会計）に関する事項	報告（会計）に関すること	報告（会計）に関する文書	・現金亡失等報告書 ・物品亡失、損傷等報告書 ・予算執行職員に関する報告 ・会計事例報告 ・支払遅延報告書	会計その他	報告（会計）	現金亡失等報告書 物品亡失、損傷等報告書 予算執行職員に関する報告 会計事例報告 支払遅延報告書	5 年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・経理事故発生報告書			経理事故発生報告書			
14	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	- 届出書（管理者用ＩＤ利用者届） - 許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） - 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 - 情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 - 外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 - クラウドサービス利用申請書 - クラウドサービス利用状況一覧 - 例外措置申請書 - 例外措置台帳 - 機密性３情報の提供等許可申請書 - 登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿	3年	廃棄	
			②自己点検に関する文書	- 自己点検の実施に係る通知 - 自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	- 外部電磁的記録媒体管理簿 - 官用ＵＳＢメモリ等管理台帳 - 官用ＵＳＢメモリ等管理簿 - 官用ＢＤ－Ｒ等管理簿 - 保管外部媒体管理簿 - モバイルＰＣ管理簿 - スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイルＰＣ管理簿	完結した日に係る特定日以後3年 3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む
15	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書	- 加害者処遇状況等通知整理簿 - 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） - 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し - 加害者釈放通知希望申出書 - 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 - 受刑者釈放通報要請書の写し	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し 加害者釈放通知希望申出書 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 受刑者釈放通報要請書の写し	10年	廃棄	
			②死刑執行に関する通知を実施するための文書	- 整理簿 - 申出書 - 届出書 - 連絡書 - 引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後3年		
			③被害者支援を実施するための文書	通知書	事件管理・刑事政策		被害者支援制度	3年		
			④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	- 被害者支援業務日誌 - 受刑者釈放予定通報書（検） - 受刑者釈放通報書	執行		被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書 受刑者釈放予定通報書（検） 受刑者釈放通報書	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・被害者の処遇状況等に関する通知書 ・被害者の拘留刑に関する通知書			被害者の処遇状況等に関する通知書 被害者の拘留刑に関する通知書			
16	検察審査会に関する事項	(1)検察審査会による建議、勧告その他の重要な経緯	①検察審査会による建議、勧告に関する文書 ②建議・勧告に対する回答をするための決裁文書 ③検察審査会の議決及び再捜査の経緯を把握するための帳簿	・建議、勧告 ・措置結果通知 ・整理簿、事件簿 ・検審事件票 ・検察審査会議決報告書	企画調査	検察審査会	検察審査会勧告書等 検審事件整理表	5年	廃棄	②は不起訴処分が存在しない場合の議決書謄本等が該当
		②その他検察審査会に関する事項	①検察審査員の選定に関する文書 ②その他検察審査会に関する文書	・照会書 ・回答書	企画調査	検察審査会	検察審査員選定に係る照会・回答書 検察審査会に関する文書	1年		
17	図書・資料の管理に関する事項	図書・資料の管理に関する事項	①検察月報 ②検察研究特別資料 ③執務に関する図書・資料 ④図書・資料データファイル ⑤執務参考図書・資料 ⑥その他図書・資料 ⑦図書の購入希望に関する資料	・検察月報 ・検察研究特別資料 ・検察研究資料 ・検察研究叢書 ・法務研究報告書 ・検察研究調査報告書 ・検察資料 ・研修教材 ・公安教養資料 ・図書台帳 ・図書・資料データファイル ・職務事例データファイル ・研修資料 ・図書貸出簿 ・図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	企画調査	図書・資料	検察月報 検察研究特別資料 検察研究資料 検察研究叢書 法務研究報告書 検察研究調査報告書 検察資料 研修教材 図書台帳 研修資料 図書類貸出簿 図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	5年 10年 5年 常用 3年 1年 1年未満	廃棄	
18	行政の情報化に関する事項	その他システムに関する事項	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿 解析用システム持出許可申請書(兼管理簿)	5年	廃棄	※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
19	検務に関する事項	(1)事件事務に関する事項	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿 ②訴訟費用負担請求を把握するための帳簿 ③事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・審判請求処理簿 ・訴訟費用負担請求処理簿 ・事件記録・証拠品送致票 ・起訴状通付票 ・略式命令請求通付票 ・交通事件即決裁判通付票 ・少年事件送致通付票	事件管理 事件	事件	審判請求処理簿 訴訟費用負担請求処理簿 事件記録・証拠品送致票(甲) 事件記録・証拠品送致票(乙) 起訴状通付票 略式命令請求通付票 交通事件即決裁判通付票 少年事件送致通付票	10年 5年 3年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・ 通告欠如事件記録送付簿 ・ 不服申立事件記録保存簿 ・ 出国確認留保該当者通知等整理簿 ・ 三即事件処分簿 ・ 没収保全カード ・ 追徴保全カード ・ 薬物犯罪通報・要請カード	証拠品		通告欠如事件記録送付簿 不服申立事件記録保存簿 保存期間延長不服申立事件記録保存簿 出国確認留保該当者通知等整理簿 三即事件処分簿			
				事件管理		没収保全カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		※1
						追徴保全カード			
						薬物犯罪通報・要請カード			
		④その他事件に関する文書	・ 通知書 ・ 送付書 ・ 整理簿 ・ 索引簿 ・ 通付簿 ・ 統計 ・ 不起訴処分等告知書 ・ 依頼書 ・ 回答書 ・ 少年事件審判結果通知書	事件			1年		
				特別刑事		少年事件審判結果通知書			
	②令状事務に関すること	①傍受の原記録聴取等請求を把握するための帳簿	・ 傍受の原記録聴取等請求処理簿	事件	令状	傍受の原記録聴取等請求処理簿	5年		
		②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての令状事務を遂行するための文書	・ 令状請求処理簿 ・ 勾留等請求通付票 ・ 勾留期間延長請求通付票 ・ 接見禁止等請求通付票 ・ 鑑定留置請求通付票 ・ 勾引状交付簿 ・ 傍受令状請求処理簿 ・ 傍受通知等処理簿 ・ 傍受期間延長請求処理簿 ・ 通知期間延長請求処理簿 ・ 傍受通知対象者把握簿			令状請求処理簿 勾留等請求通付票 勾留期間延長請求通付票 接見禁止等請求通付票 鑑定留置請求通付票 勾引状交付簿 傍受令状請求処理簿 傍受通知等処理簿 傍受期間延長請求処理簿 通知期間延長請求処理簿 傍受通知対象者把握簿	3年		
		③その他令状に関する文書	・ 整理簿 ・ 通付簿 ・ 嘱託書 ・ 回答書				1年		
	③証拠品事務に関すること	①刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・ 領置票 ・ 傍受記録等管理簿 ・ 捜査書類管理簿 ・ 領置票整理簿 ・ 没収裁判処理簿 ・ 没収裁判処理簿	証拠品	証拠品	領置票（没収・庁外保管領置票を含む） 領置票整理簿 傍受記録等管理簿 捜査書類管理簿	完結した日の翌年度4月1日から10年 10年 完結した日の翌年度4月1日から10年		※1 ※1

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項		
				大分類	中分類	名称（小分類）					
		②刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る文書	・記録媒体封印・提出等処理簿	証拠品		記録媒体封印・提出等処理簿	5年		※1		
		③刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに係る補助文書	・特殊証拠品保管簿 ・傍受記録の聴取等申出処理簿			特殊証拠品保管簿	3年				
		④裁判の執行に関して押収された物の受入れから処分に至るまでに係る重要な文書	・裁判執行領置票 ・領置票整理簿			裁判執行領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年				
						裁判執行庁外保管領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年				
						領置票整理簿	10年				
		⑤没収の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年				
		⑥その他証拠品に関する文書	・整理簿 ・連付簿 ・引継書 ・嘱託書 ・回答書 ・統計 ・証拠品仮出票 ・押収物還付・交付・複写・公告 ・既済関係書類 ・再審請求事件に関する通知書 ・再審事件確定通知書 ・証拠品事務月表 ・立会封金処理表			情報システム管理	証拠品仮出票 押収物還付・交付・複写・公告 既済関係書類			1年	
										証拠品事務月表	当該年分が完結した日に係る特定日以後1年
										立会封金処理表	
		(4)執行事務に関すること	①裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する文書			・平成10年6月18日付け次長検事依命通達による選定協議・回答 ・処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し ・特別遵守事項通知書 ・執行事務規程第14条に基づく報告	執行			執行	無期事件被告人の選定協議書・回答
無期事件処理票 死刑確定者の再審請求について											
無期事件整理簿	5年										
処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し	完結した日の翌年度4月1日から5年										
特別遵守事項通知書											
死刑執行に関する通知・報告書等	5年										
令状請求処理簿	3年										
出国の制限に関して作成され、又は取得された文書											
②死刑及び自由刑の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿										
								令状請求処理簿	3年		
③自由刑の執行のための出国制限に関する文書	・出国の制限に関して作成され、又は取得された文書			出国の制限に関して作成され、又は取得された文書							
④その他執行に関する文書	・刑執行猶予言渡し取消通知書 ・刑執行不能決定書 ・収容関係書類 ・再犯通知処理簿			刑執行猶予言渡し取消事由通知書	1年						
				刑執行不能決定書							
				刑執行状況等通知書							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・自由刑執行指揮 ・執行猶予取消決定謄本 ・送達報告書 ・照会状況一覧 ・自由刑未執行関係書類 ・執行事務年表 ・執行事務月表 ・自由刑未執行状況等調査表	情報システム管理		刑の執行猶予取消関係 自由刑未執行関係書類（既済分） 執行事務年表 執行事務月表 自由刑未執行状況等調査表	完結した日に係る特定日以後1年 1年 当該年分が完結した日に係る特定日以後1年		
	(5)徴収事務に関すること	①罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する重要な文書 ②訴訟費用予納金の管理を行うための帳簿 ③罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する補助文書 ④徴収金の裁判の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書 ⑤徴収金の裁判の執行のために行う令状請求に係る文書 ⑥徴収金の裁判の執行のための出国制限に関する文書 ⑦その他徴収に関する文書	・印紙納付書 ・徴収金指揮印票 ・徴収金指揮印票（仮納付） ・訴訟費用予納金保管整理簿 ・徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 ・令状請求処理簿 ・拘置請求連付票 ・勾引状交付簿 ・出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 ・納付済証（原符） ・印紙納付済証 ・徴収・収納済通知書 ・徴収不能決定書 ・労役場留置執行終了報告書 ・訴訟費用執行免除申立 ・過料事件 ・不処罰決定 ・日計（集計）表 ・照会状況一覧 ・既済関係書類	監査 徴収	徴収	印紙納付書 徴収金指揮印票 徴収金指揮印票（仮納付） 訴訟費用予納金保管整理簿 徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 令状請求処理簿 拘置請求連付票 勾引状交付簿 出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 印紙納付済証 徴収・収納済通知書（日計表含む） 徴収不能決定書 労役場留置執行終了報告書 訴訟費用執行免除申立関係書類 過料事件 不処罰決定 既済関係書類（徴収）	10年 5年 3年 3年 1年 完結した日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・未済関係書類 ・徴収年表 ・徴収月表 ・印紙納付調査書	情報システム管理		徴収年表 徴収月表 印紙納付調査書	1 年 当該年度分が完結した日に係る特定日以後 1 年		
	(6)犯歴事務に関する事	犯歴の把握等に関する文書	・犯歴票 ・犯歴事項通知書 ・既決犯罪通知書 ・縦断申渡関係通知書 ・整理簿 ・送付書 ・欠格事由に関する照会に係る文書	犯歴	犯歴	犯歴票 犯歴事項通知書 既決犯罪通知書（送付不要分） 戸籍身分事項異動通知書 既決犯罪通知書兼受領書 欠格事由に関する照会に係る文書	死亡の翌年度 4 月 1 日から 1 年 1 年		※ 2
	(7)手配事務に関する事	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書 ②その他手配に関する文書	・手配登録簿 ・手配登録整理簿 ・通知書 ・整理簿 ・処理簿	共通	手配	手配登録簿 手配登録整理簿 収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	3 年 1 年		
	(8)恩赦事務に関する事	恩赦に関する文書	・上申書 ・通知書 ・送付書 ・カード ・名簿	犯歴	恩赦	恩赦関係書類	1 年		
	(9)保護事務に関する事	保護に関する文書	・保護観察者再犯通知簿 ・仮釈放者再犯通知簿 ・処理簿	執行	保護	保護観察者再犯通知処理簿 仮釈放者再犯通知処理簿	1 年		
	(10)記録事務に関する事	①刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する重要な文書 ②刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する文書 ③刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する補助文書 ④刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定等に関する文書	・閲覧に関する決定書 ・裁判書謄本・抄本交付請求書 ・保管期間延長記録目録 ・再審保存記録目録 ・再審保存期間延長記録目録 ・廃棄目録 ・特別処分記録目録 ・保存期間延長不起訴記録目録 ・競合記録に関する照会書 ・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書	記録	記録	閲覧に関する決定書（閲覧請求・謄写申出書を含む） 裁判書謄本・抄本交付請求書 保管期間延長記録目録 再審保存記録目録 再審保存期間延長記録目録 廃棄目録（保管記録等廃棄完了報告書含む） 特別処分記録目録 保存期間延長不起訴記録目録 競合記録に関する照会書	5 年 3 年 5 年	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後 1 年	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書 ・刑事参考記録等指定上申書（経過する庁の登載は不要） ・刑事参考記録等に関する指定の通知（経過する庁の登載は不要）						
		⑥その他記録に関する文書	・弁護士法23条の2に基づく照会書 ・保管・保存記録貸出簿 ・閲覧請求・謄写申出書 ・送付書 ・受領書 ・保管・保存期間延長決定 ・廃棄関係書類 ・再審請求事件に関する通知書			弁護士法23条の2に基づく照会 保管・保存記録貸出票（貸出関係書類含む） 行政上の共助関係綴	1年		
	II 共助事務に関する事	①検務事務についての共助に関する重要な文書	・国際捜査共助事件処理票	検務その他	共助	国際捜査共助事件処理票	10年		
		②検務事務についての共助に関する補助文書	・共助事件簿 ・証拠品共助事件簿 ・没収の執行に関する調査共助事件簿 ・国際共助事件処理カード			共助事件簿 証拠品共助事件簿 没収の執行に関する調査共助事件簿 国際共助事件処理カード	3年		
		③その他共助に関する文書	・執行指揮嘱託書 ・通知書			執行指揮嘱託書	1年		※1
	II 報告（検務）	①検務事務についての報告に関する文書		検務その他	報告（検務）		5年		
		②その他検務事務についての報告に関する文書	・通知 ・検証・検討結果報告 ・傍受令状の請求等に関する報告書	共通		検証・検討結果報告			
				企画調査		傍受令状の請求等に関する報告書	3年		
20	医療観察に関する事項	医療観察に関する事	①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する重要な文書 ②心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する事件審判記録等 ③その他心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する文書	検務その他	医療観察	処遇事件処理票 処遇事件審判記録 医療観察に係る裁判書謄本 その他処遇事件に関する文書	5年 当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年 1年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項									
					大分類	中分類	名称（小分類）												
21	捜査・公判に関する事項	(1)事件の端緒に関すること	①未検挙重要事件の発生状況等を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	捜査（その他）	整理簿	1 年	廃棄										
			②投書、告訴・告発の事務処理の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	特別刑事	投書、告訴・告発	整理簿、事件簿、取扱簿	3 年											
			③その他投書等に関する文書					1 年											
		(2)事件の請訓、協議に関すること	事件の請訓・協議・審議の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理	事件請訓・協議整理簿	整理簿、事件簿	5 年											
		(3)捜査・公判に関する報告	①捜査機関からの協議状況を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	協議報告整理簿	事件協議	事件報告整理簿	5 年										
									②捜査・公判の報告（終結事件）に関する重要な文書		・整理簿、事件簿 ・報告書	事件管理・特別刑事	終結事件報告（捜査・公判）	事件報告	5 年				
															③捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書	主要事件報告	3 年	
																		④その他捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書	・報告書
		(4)捜査・公判資料の収集整備に関すること	①事件の検証に関する資料	・検証結果報告 ・検察制度改革 ・捜査・公判事務改善	事件管理	捜査（資料）	検証結果	検察制度改革	3 0 年		移管（発出庁のみ） （発出庁以外は廃棄）								
									②捜査に関する資料			・捜査関係資料 ・協議資料 ・刑事資料 ・特別刑事資料 ・公安執務資料 ・刑執行状況調査 ・刑事執務資料 ・特別刑事執務資料	事件管理・特別刑事	捜査関係資料	精神障害者調査票 刑事資料 特別刑事資料 公安執務資料 刑執行状況調査 刑事執務資料 特別刑事執務資料 刑事政策資料	5 年	廃棄		
											③金融情報に関する文書					・金融情報データファイル		特別刑事	
																	④捜査・公判に関する統計		
									⑤公判に関する資料		・執務参考資料	事件管理	公判（資料）	高等裁判所刑事裁判速報	5 年				
															⑥刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度に関する文書	・照会書 ・回答書	企画調査	刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度	3 年
									⑦無罪等確定事件に関する文書		・報告書	無罪等確定事件報告票	刑事施設等の巡視結果報告書	1 年					
		⑧刑事施設等の巡視に関する文書	・計画書 ・結果報告書	事件管理	無罪事件調	公訴取消状況調	5 年												
								(5)捜査・公判遂行に関すること	①裁判結果に関する文書		・裁判結果票	事件管理	公判（遂行）	裁判結果票	整理簿、事件簿	整理簿、事件簿			
		②再審請求の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	整理簿、事件簿															
					③検察官上訴の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	整理簿、事件簿												

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
			④非常上告の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿	3 年						
			⑤証人等の被害についての給付に関する文書	・証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿			証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿							
			⑥退去強制手続に関する文書	・整理簿 ・報告書			捜査（その他） 退去強制容疑者通報 退去強制整理簿							
			⑦その他捜査・公判遂行に関する文書	・結果通知 ・管理簿			公判（遂行） 検察官控訴事件結果通知	1 年						
							捜査（その他） 代表者聴取管理簿							
		(6)事件の調査・照会に関すること	①事件の調査・照会に関する文書		事件管理	事件調査・照会		5 年						
			②その他事件の調査・照会に関する文書					3 年						
				・照会状況一覧							1 年			
		(7)民事事件に関すること	①人事訴訟に関する文書		事件管理	公判（遂行）	人事訴訟事件	完結した日に係る特定日以後 1 年						
			②非訟事件に関する文書				非訟事件	1 年						
			③破産関係事件に関する文書				破産関係事件	1 年						
		22	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報			重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年 5年 5年 5年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書		通知書・周知書	5年							
		(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め		協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後							
	取決めに係る書類				当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後									
(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類		返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年									

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

水戸地方検察庁標準文書保存期間基準（令和8年度）

2026年4月1日

水戸地方検察庁麻生支部

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項													
				大分類	中分類	名称（小分類）																
1 個人（法人）の権利義務の得喪及びその経緯	性的姿態撮影等処罰法に基づく消去等決定等に関する重要な経緯	①対象領置物件関係	・対象領置物件領置票 ・対象領置物件仮出票 ・還付請書 ・押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等事案管理簿 ・対象領置票整理簿	証拠品	消去等措置手続	対象領置物件領置票	対象領置物件領置票が完結した日に係る特定日以後10年	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	消去等決定について、当該決定の取消しの訴え等の提起がなく、これらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過した場合に適用													
						対象領置物件領置票	対象物件領置票が完結した日に係る特定日以後5年															
						消去等事案管理簿	完結した日に係る特定日（1月1日）以後5年															
						対象領置物件領置票整理簿																
②消去等決定等をするための決裁文書 その他当該決定等に至る過程が記録された文書	・聴聞通知書 ・対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写の申出書 ・消去等決定等関係事項照会書に対する回答書 ・聴聞調書 ・報告書 ・消去等決定書 ・消去命令書	企画調査	消去等決定（又は消去命令）	消去等決定等その他の処分がされる日に係る特定日以後5年																		
2 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	①長期にわたり（恒常的に）利用する可能性がある文書	・法令・訓令・通知等の過去の内容を蓄積したもの ・関係法令・通知一覧（本体だけを集めたもの）	共通	例規	例規等資料の写し	常用	廃棄	※延長保存中の例規から抜き出した例規については、保存期間を「例規を抜き出した年度の翌年度の末日まで」とする。													
							②立案の検討に関する調査研究文書			共通	例規	例規（自庁）	10年									
													通知・事務連絡（自庁）	3年								
														例規（上級庁）	常用							
															例規集（自庁）							
		③制定又は改廃のための決裁文書	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用															
								④その他決裁文書	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年										
													⑤上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年					
																		⑥上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年
⑧上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						⑨上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
⑩上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						⑪上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
⑫上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						⑬上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
⑭上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						⑮上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
⑯上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						⑰上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
⑱上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						⑲上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
⑳上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉑上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉒上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉓上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉔上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉕上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉖上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉗上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉘上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉙上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉚上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉛上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉜上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉝上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㉞上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㉟上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊱上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊲上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊳上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊴上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊵上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊶上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊷上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊸上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊹上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊺上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊻上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊼上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊽上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊾上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年	常用																	
						㊿上級庁発出に係る訓令・通達等	共通	例規	通知・事務連絡（自庁）	3年												
㊿上級庁発出に係る訓																						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			- 現金出納簿 - 歳出決算純計額報告書 - 歳出決算見込純計額報告書 - タクシー乗車券受払簿 - タクシー乗車券利用簿 - 支出負担行為差引簿 - 支出決定簿 - 支出負担行為計画示達表 - 支払計画表 - 前渡資金科目整理簿 - 支出計算書（官署分） - 支出計算書（官署分）証拠書類 - 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 - 歳出決算見込額報告書	事務		現金出納簿（資金前渡官吏） 現金出納簿（資金前渡官吏所属出納員） 現金出納簿（分任資金前渡官吏） 歳出決算純計額報告書 歳出決算見込純計額報告書			
				用度		調査実施関係資料 タクシー乗車券受払簿 タクシー乗車券利用簿			
				主計		支出負担行為差引簿 支出決定簿 支出負担行為計画示達表 支払計画表 前渡資金科目整理簿 支出計算書（官署分） 支出計算書（官署分）証拠書類 前渡資金出納計算書及び同証拠書類 歳出決算見込額報告書	5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
		④③に掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書（歳出）	- 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 予算増（減）額上申書 - 予算科目更正申請書 - 科目更正決議書 - 繰越計算書 - 繰越承認通知書 - 繰越額確定計算書 - 繰越済通知書 - 国庫金振込請求書			小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 予算増（減）額上申書 予算科目更正申請書 科目更正決議書 予算繰越関係書類 国庫金振込請求書	5年 5年（起算日は、当該年度の翌年度7月1日）		
	②保管金に関する事	①保管金等に関する重要な文書	- 保管有価証券受払簿 - 歳入歳出外現金出納計算書 - 現金出納簿 - 徴収金保管簿 - 現金等出納簿 - 保管有価証券提出書 - 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） - 小切手帳原符 - 国庫金振替書原符 - 徴収金還付・回送簿 - 徴収金領収書 - 徴収金保管依頼書	主計	保管金	保管有価証券受払簿 歳入歳出外現金出納計算書 現金出納簿（歳入歳出外現金出納官吏） 徴収金保管簿 現金出納簿（徴収金保管者） 保管有価証券提出書 小切手・国庫金振替書整理簿（小切手等検査簿） 小切手帳原符 国庫金振替書原符 振替済通知書	5年		
		②保管金等に関する文書		総務その他		徴収金還付・回送簿 徴収金領収書 徴収金の保管について（依頼）	3年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。
 ※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・郵送金受払月報 ・郵送金受払日計表 ・徴収金（郵送金）未済処理通知書 ・徴収金収入内訳書 ・徴収金内訳表 ・徴収金回送書 ・徴収通知書 ・徴収金仮領収証受払簿 ・徴収金預り証受払簿			- 郵送金受払月報 - 郵送金受払日計表 - 徴収金（郵送金）未済処理通知書 - 徴収金収入内訳書 - 徴収金内訳表 - 徴収金回送書 - 徴収通知書 - 徴収金仮領収証受払簿 - 徴収金預り証受払簿	3年(起算日は完結した日の翌年度4月1日)		
				・保管金保管替通知書 ・歳入歳出外現金月計表 ・保管金払込書 ・保管金払渡（払出）決議書 ・保管票 ・保管金提出・受入通知書	主計	保管金	- 保管金保管替通知書 - 保管金振替済書 - 保管金領収証書 - 歳入歳出外現金月計表 - 保管金払込書 - 保管金払渡（払出）決議書 - 保管票 - 保管金提出・受入通知書	3年		
			③その他保管金等に関する文書	・換価代金処理表 ・徴収金預り証 ・その他保管金等に関する文書	情報システム管理		換価代金処理表	1年		
					総務その他		- 徴収金預り証 - その他保管金等に関する文書	1年（起算日は完結した日の翌年度4月1日）		
4	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿 ・個人情報ファイル簿	企画調査	文書	行政文書ファイル管理簿	常用	廃棄	
						個人情報保護	個人情報ファイル簿			
			②取得した文書の管理を行うための帳簿	・文書接受簿 ・現金書留等受渡簿	庶務	文書	- 文書接受簿 - 現金書留等受渡簿	5年		
			③発送した文書を把握するための帳簿	・文書発送簿 ・文書通付簿 ・文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿			- 文書発送簿 - 文書通付簿 - 文書使送簿 ・捜査・裁判執行関係事項照会書発受簿	1年		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	・紛失等処理整理簿 ・移管・廃棄簿 ・行政文書管理規則第22条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	企画調査		- 紛失等処理整理簿 - 移管・廃棄簿 - 廃棄の記録	30年		
			⑤秘密文書の保存等に関する文書	・秘密文書管理簿 ・秘密文書等処理簿 ・秘密文書保管簿	共通		- 秘密文書管理簿 - 秘密文書等処理簿 - 秘密文書保管簿	当該年度分が完結した日に係る特定日以後5年		
								30年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項					
					大分類	中分類	名称（小分類）								
			⑥文書の廃棄等に関する文書	・廃棄目録 ・廃棄報告書 ・レコードスケジュール付与及び廃棄に係る決裁文書及びその資料 ・移管に係る決裁文書及びその資料 ・行政文書管理規則第26条に基づく報告書 ・内閣府に対する紛失等に関する連絡			行政文書廃棄報告書	5年							
			⑦行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書	・標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 ・標準文書保存期間基準			廃棄協議等（レコードスケジュール付与状況、延長、廃棄）	完結した日に係る特定日以後5年							
							公文書の移管								
			⑧行政文書の集中管理に関する文書	・行政文書の集中管理の方針に係る決裁文書 ・集中管理に関する協議書 ・集中管理に関する通知書 ・行政文書ファイル等受領書 ・行政文書ファイル等持出申請書 ・行政文書ファイル等返還請求書 ・行政文書ファイル集中管理簿	企画調査		行政文書管理規則第26条に基づく報告等	標準文書保存期間基準の制定・改正	標準文書保存期間基準	常用					
							集中管理の実施				5年				
			行政文書ファイル等持出申請書				行政文書ファイル等返還請求書								
			行政文書ファイル集中管理簿									移管等により集中管理ファイルが存在しなくなった日の特定日以後5年			
			⑨その他文書の管理等に関する文書				・行政文書点検の実施通知、結果報告等 ・文書管理担当者指定通知 ・組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告 ・秘密文書の指定期間の延長・解除通知書							行政文書の点検	3年
														文書管理担当者指定通知	
											組織新設・改廃に伴う行政文書ファイル等の引継ぎに関する報告				
			⑩文書の管理に関する関係府省からの通知等	・行政文書の管理に関するガイドライン等			関係府省からの通知等	5年							
							行政文書の管理状況調査		3年						
⑪文書の管理に関する報告文書	・行政文書の管理状況調査														
5	監査・監察に関する事項	①監査・監察に関する重要な経緯	監査・監察の実施、結果に関する文書	・監査結果報告 ・監査調査 ・監査に関する出張報告書 ・監査のフォローアップ ・監査実施通知 ・監査実施結果通知	監査	監査	最高検察庁事務監査	完結した日に係る特定日以後5年	廃棄						
							高等検察庁事務監査								
							自庁事務監査(行政文書監査を含む)	5年							
							人事院監査								
							事務監査情報	1年							
						監察	最高検察庁監察	5年							
							最高検察庁監察指導部に対する報告・結果通知								
							監察結果報告								
							監察結果一覧				1年				
		②監査・監察に関すること	監査・監察に関する文書		監査	監査（会計）	法務省会計監査	5年							

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
							法務省国有財産監査			
		③会計検査に関する重要な経緯	①会計検査の報告に関する文書	・会計実地検査報告書 ・検査書	会計その他	検査（会計）	会計実地検査報告書 保管有価証券検査書 出納官吏定時・交替時・廃止時・随時検査書 物品定期・交替・随時・廃止検査書	3年		
			②会計検査の企画・立案等に関する文書	・会計検査の実施・検査員の指名に係る文書			出納官吏等検査員発令簿			
			③会計検査の実施、結果に関する文書	・検査結果報告書 ・内部監査実施状況調査書	監査		行政財産等実地監査 出納官吏の帳簿及び金庫に関する検査報告書 内部監査実施状況調査書	1年		
			④その他会計検査に関する文書		会計その他					
		④その他事務検査に関する重要な経緯	事務検査の実施結果に関する文書	・検査結果報告書	監査	検査	徴収金に関する検査報告書 証拠品に関する検査報告書 通信傍受記録等に関する検査報告書 徴収金保管者の帳簿及び金庫に関する検査報告書 郵便切手確認・検査報告書 庶務事務照合検査報告書	完結した日に係る特定日以後1年 1年		
6	公印に関する事項	(1)公印の制定・改廃等	公印の制定・改廃に関する文書	・公印簿 ・廃止公印簿 ・廃止公印引継書 ・公印届出新調に係る決裁文書	総務その他	公印	公印簿 廃止公印簿 廃止公印引継書 公印届出新調文書	常用 30年	廃棄	
		(2)公印の管守等	公印管守・実地検査に関する文書	・公印管守者引継書 ・検査結果			公印管守者引継書 公印等実地検査関係・検査結果	3年		
		(3)その他公印に関すること	その他公印に関する文書	・公印損傷等報告書			公印損傷等報告書	1年		
7	報告に関する事項	訓令、通達等に基づく報告に関すること	①刑事関係報告規程別冊の事件報告及び通達による三長官報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事件報告	・報告書 ・整理簿	企画調査・事件管理・特別刑事・刑事政策	報告（事件）	事件報告 整理簿	完結した日に係る特定日以後5年 5年	廃棄	
			②刑事統計調査規程の統計報告並びに刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の統計報告	・報告書	情報システム管理	報告（統計）	刑事統計報告表第1表 統計報告	完結した日に係る特定日以後1年 1年		
			③その他統計報告に関する事務のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書		事件管理・特別刑事・企画調査・情報システム管理			1年未満		
			④刑事局長通達及び最高検察庁総務部長通知の事務報告	・報告書	共通	報告（事務）	事務報告（事務細則） 事務報告（訓令、通達等） 事務報告（第一審強化方策協議会） 事務報告（罰則の定めのある条例）	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
							事務報告（職務事例）							
8	勤務時間に関する事項	(1)超過勤務等に関すること	①超過勤務命令に関する文書	・超過勤務等命令簿 ・超過勤務等記録簿	庶務	勤務時間	超過勤務命令に関する文書	6 年	廃棄					
				・他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書			他律的業務の比重が高い部署の指定に関する文書	周知に係る部署が他律的部署でなくなった日に係る特定日以後3 年						
				・特例超過勤務通知書 ・特例超過勤務に係る分析票 ・異動者の超過勤務状況連絡票			特例超過勤務に関する文書	3 年						
				②管理職員特別勤務手当に関する文書			管理職員特別勤務実績簿 ・管理職員特別勤務手当整理簿 ・管理職員特別勤務報告書	6 年						
							③特殊勤務等に関する文書				特殊勤務実績簿			
											犯則取締等手当実績整理簿 特殊勤務報告書 死体処理手当実績整理簿			
				④勤務時間報告に関する文書			勤務時間報告書							
				(2)出勤簿に関すること			出勤簿	・出勤簿			庶務	勤務時間	出勤簿	5 年
							(3)休暇等に関すること	休暇等に関する文書					・休暇簿	庶務
			・休暇簿（介護休暇用）		休暇簿（介護休暇用）	指定期間の末日の翌日から3 年								
			・休暇簿（介護時間用）	休暇簿（介護時間用）	介護時間を取得した日から連続する3 年の期間の末日の翌日から3 年									
			・病休者等報告書 ・計画表	病休者等報告書 年次（夏季）休暇計画表	3 年									
			(4)勤務時間の割り振りに関すること	勤務時間の指定に関する文書	・A班B班指定簿 ・申告・割振り簿（フレックスタイム） ・状況届 ・状況変更届	庶務	勤務時間	申告・割振り簿（フレックスタイム）						
			(5)テレワーク・在宅勤務に関すること	テレワーク・在宅勤務に関する文書	テレワーク・在宅勤務管理表			テレワーク・在宅勤務			テレワーク・在宅勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3 年			
			(6)育児休業等に関すること	育児休業等に関する文書	・育児休業承認請求書			育児休業承認請求書			育児休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3 年			
					・育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務承認請求書	育児短時間勤務の終了した日の翌日に係る特定日以後3 年							
					・育児時間承認請求書	育児時間承認請求書	育児時間の終了した日の翌日に係る特定日以後3 年							

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・育児時間簿			育児時間簿	3年		
		(7)配偶者同行休業に関すること	配偶者同行休業に関する文書	・配偶者同行休業請求書	庶務	勤務時間	配偶者同行休業請求書	配偶者同行休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
		(8)自己啓発等休業に関すること	自己啓発等休業に関する文書	・自己啓発等休業承認請求書	庶務	勤務時間	自己啓発等休業承認請求書	自己啓発等休業の終了した日の翌日に係る特定日以後3年		
		(9)代休日・週休日に関すること	①代休日の指定に関する文書	・代休日指定簿	庶務	勤務時間	代休日指定簿	完結した日に係る特定日以後3年		
				・代休日の指定願 ・代休日の指定整理簿			代休日の指定願 代休日の指定整理簿			
			②週休日の振替、4時間の勤務時間の割り振りに関する文書	・週休日の振替願			週休日の振替願	週休日の振替通知書 振替等通知簿 4時間の勤務時間の割振変更願 4時間の勤務時間の割振通知書		
				・週休日の振替通知書 ・振替等通知簿 ・4時間の勤務時間の割振変更願 ・4時間の勤務時間の割振通知書						
				③休日勤務に関する文書			・休日勤務簿			
			④超勤代休時間の指定に関する文書	・超勤代休時間指定簿			超勤代休時間指定簿			
		⑤その他代休日・週休日に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・週休日等勤務届 ・振替日等勤務届		1年未満					
		(10)早出遅出勤務に関すること	①早出遅出勤務の管理に関する文書	・早出遅出勤務管理簿	庶務	勤務時間	早出遅出勤務管理簿	早出遅出勤務の期間が終了した日に係る特定日以後3年		
			②早出遅出勤務の請求に関する文書	・早出遅出勤務等請求書			早出遅出勤務等請求書	早出遅出勤務によらなくなった日に係る特定日以後3年		
		(11)休憩時間変更に関すること	休憩時間変更に関する文書	・休憩時間変更事由申出書	庶務	勤務時間	休憩時間変更事由申出書	3年		
(12)その他勤務時間に関すること	その他勤務時間に関する文書	・宿直勤務日誌 ・在宅当番日誌 ・休日等勤務日誌	庶務	勤務時間	宿直勤務日誌 在宅当番日誌 休日勤務日誌	1年				
9	防災・警備に関する事項	(1)防災・防火に関すること	①自衛消防訓練に関する文書	庶務	防災警備	自衛消防訓練	5年	廃棄		
			③防火管理者、火元責任者等の選任・指名に関する文書			防火管理者選任	選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年			
						・統括管理者選任に係る文書 ・防災管理者選任に係る文書 ・火元責任者の指名に係る文書	統括管理者選任 防災管理者選任			
			④消防用設備及び防災管理対象物点検に関する文書	用度		火気取締責任者指名	選任・指名が解除された日に係る特定日以後1年			
						消防用設備点検	3年			
			⑤消防立入検査に関する文書	庶務		消防立入検査関係	1年			

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑥自衛消防隊編成に関する文書	・自衛消防隊編成表			自衛消防隊編成表			
			⑦その他防災・防火に関する文書	・法務省緊急連絡網体制網通信訓練 ・災害発生、被災状況報告			法務省緊急連絡網体制網通信訓練 災害発生、被災状況報告 その他防災・防火に関する文書			
		②警備に関すること	①警備に関する文書	・庁舎使用簿 ・庁舎使用に関する通知、事務連絡	総務	総務	庁舎使用簿 庁舎使用に関する通知、事務連絡	3年		
				・警備員勤務配置簿 ・守衛勤務日誌 ・守衛勤務表 ・識別票、入庁票の管理 ・逃走防止訓練	庶務	防災警備	警備員勤務配置簿 守衛勤務日誌 守衛勤務表 識別票の管理 逃走防止訓練	1年		
			②その他警備に関する文書のうち、その後の事務に具体的な影響を与えない文書	・警備に関する報告書				1年未満		
10	庶務に関する事項	庶務手続に関すること	①安全運転管理者等の届に関する文書	・安全運転管理者等に関する届出書	庶務	庶務	安全運転管理者等に関する届出書	解任した日に係る特定日以後1年	廃棄	
			②検察車両の協定に関する文書	・協定書			協定書	協定が終了する日に係る特定日以後1年		
			③その他庶務に関する文書	・自動車運転付加業務命令 ・自動車運行日誌 ・公務従事車両証明書発行状況一覧表 ・公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 ・国家公務員採用試験監督派遣に関する文書			自動車運転付加業務命令 自動車運行日誌 公務従事車両証明書発行状況一覧表 公務用カードに関する申請、照会、回答、返却 国家公務員採用試験監督派遣	1年		
11	物品管理に関する事項	物品の管理に関すること	①物品管理・計算書に関する重要な文書	・物品管理計算書	用度	物品管理	物品管理計算書	5年	廃棄	
			②物品管理簿等	・物品管理簿 ・物品供用簿			物品管理簿 物品供用簿	常用		
			③その他物品管理に関する重要な文書	・物品管理計画表 ・業務命令による外出管理簿兼IC乗車券使用簿 ・物品価格・品目等改定決議書			物品管理計画表 業務命令による外出管理簿兼IC乗車券使用簿 物品価格・品目等改定決議書			
			④物品の寄付に関する文書	・寄付受納認可書 ・物品寄付決議書			寄付受納認可書 物品寄付決議書			
			⑤物品の調達に関する文書	・物品取得措置請求書 ・物品取得通知書 ・物品払出請求書			物品取得措置請求書 物品取得通知書 物品払出請求書	3年		
			⑥物品の保管に関する文書	・物品保管措置請求書 ・物品保管措置通知書 ・保管物品引渡通知書 ・保管物品引渡証明書 ・供用不適格品等報告書			物品保管措置請求書 物品保管措置通知書 保管物品引渡通知書 保管物品引渡証明書 供用不適格品等報告書			
			⑦物品の出納に関する文書	・郵便書留簿 ・副生物等書留簿 ・物品受払簿 ・物品の国有財産編入決議書	庶務		郵便書留簿 副生物等書留簿 物品受払簿 物品の国有財産編入決議書			
					用度					

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
			⑧物品の無償貸付等に関する文書	・物品貸付決議書 ・物品譲与決議書			物品貸付決議書 物品譲与決議書			
			⑨没収物品等の処分に関する文書	・没収物品等処分簿			没収物品等処分簿			
			⑩物品の借受・返還に関する文書	・物品借受決議書 ・物品返還決議書			物品借受決議書 物品返還決議書			
			⑪物品の分類換に関する文書	・物品分類換命令書 ・物品分類換承認申請書 ・物品分類換通知書 ・物品分類換承認書			物品分類換命令書 物品分類換承認申請書 物品分類換通知書 物品分類換承認書	1年		
			⑫物品の管理換に関する文書	・物品管理換命令書 ・物品管理換協議書 ・物品管理換承認申請書 ・管理換物品引渡通知書 ・物品管理換承認書 ・物品管理換承認通知書			物品管理換命令書 物品管理換協議書 物品管理換承認申請書 管理換物品引渡通知書 物品管理換承認書 物品管理換承認通知書			
			⑬物品の払出、受入及び受領に関する文書	・物品払出命令書 ・物品受領命令書 ・物品受入命令書			物品払出命令書 物品受領命令書 物品受入命令書			
			⑭物品の返納に関する文書	・物品返納報告書 ・物品返納命令書			物品返納報告書 物品返納命令書			
			⑮物品の修繕又は改造に関する文書	・物品修繕・改造措置請求書 ・物品修繕・改造措置通知書			物品修繕・改造措置請求書 物品修繕・改造措置通知書			
			⑯物品の不用決定に関する文書	・物品不用決定承認申請書 ・物品不用決定承認書 ・物品不用申請書 ・物品廃棄措置請求書			物品不用決定承認申請書 物品不用決定承認書 物品不用申請書 物品廃棄措置請求書			
			⑰物品の売払又は貸付に関する文書	・物品売払・貸付措置請求書 ・物品売払・貸付措置通知書 ・物品寄託決議書			物品売払・貸付措置請求書 物品売払・貸付措置通知書 物品寄託決議書			
			⑱物品の供用に関する文書	・物品供用換申請書 ・物品供用状況管理票 ・物品全品突合検査			物品供用換申請書 物品供用状況管理票 物品全品突合検査			
			⑲その他物品の管理に関する文書	・不用物品受払簿 ・自動車用燃料受払票			不用物品受払簿 自動車用燃料受払票			
12	会計機関に関する事項	会計機関に関すること	①会計機関の発令に関する文書	・会計機関発令簿	会計その他	会計機関	会計機関発令簿	10年	廃棄	
			②会計機関の引継等に関する文書	・支出官引継書 ・会計機関（歳入徴収官、物品管理官、資金前渡官吏等）引継書	主計		会計機関引継書	3年		
			③取引関係通知に関する文書	・取引関係通知書			取引関係通知書			
13	報告（会計）に関する事項	報告（会計）に関すること	報告（会計）に関する文書	・現金亡失等報告書 ・物品亡失、損傷等報告書 ・予算執行職員に関する報告 ・会計事例報告 ・支払遅延報告書	会計その他	報告（会計）	現金亡失等報告書 物品亡失、損傷等報告書 予算執行職員に関する報告 会計事例報告 支払遅延報告書	5年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・経理事故発生報告書			経理事故発生報告書			
14	情報セキュリティに関する事項	情報セキュリティに関すること	①情報セキュリティ対策に係る届出等の文書	- 届出書（管理者用ＩＤ利用者届） - 許可申請書（法務省管理以外の外部電磁的記録媒体の利用許可申請書） - 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書 - 情報セキュリティインシデントの可能性に係る連絡票 - 外部電磁的記録媒体等登録・削除申請書 - クラウドサービス利用申請書 - クラウドサービス利用状況一覧 - 例外措置申請書 - 例外措置台帳 - 機密性３情報の提供等許可申請書 - 登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿	情報システム管理	情報セキュリティ	情報セキュリティ対策に関する届出書・許可申請書 情報セキュリティインシデント（の可能性）発生報告書等 登記情報連携システム利用者ＩＤ管理簿	3年	廃棄	
			②自己点検に関する文書	- 自己点検の実施に係る通知 - 自己点検票			情報セキュリティ対策に関する自己点検			
			③外部電磁的記録媒体等を管理する帳簿	- 外部電磁的記録媒体管理簿 - 官用USBメモリ等管理台帳 - 官用USBメモリ等管理簿 - 官用BD-R等管理簿 - 保管外部媒体管理簿 - モバイルPC管理簿 - スマートフォン端末等管理簿			外部電磁的記録媒体管理簿 モバイルPC管理簿	完結した日に係る特定日以後3年 3年		※利用者等の把握にとどまる文書 ※モバイル端末にはスマートフォン端末を含む。
15	被害者支援に関する事項	被害者支援に関する重要な経緯	①加害者処遇状況等通知に関する文書	- 加害者処遇状況等通知整理簿 - 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） - 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し - 加害者釈放通知希望申出書 - 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 - 受刑者釈放通報要請書の写し	執行	被害者支援	加害者処遇状況等通知整理簿 加害者処遇状況等通知希望申出書（甲） 加害者処遇状況等通知に関する連絡書（甲）（丁）の写し 加害者釈放通知希望申出書 受刑者釈放予定通知希望の申出引継書 受刑者釈放通報要請書の写し	10年	廃棄	
			②死刑執行に関する通知を実施するための文書	- 整理簿 - 申出書 - 届出書 - 連絡書 - 引継書			被害者等に対する死刑執行に関する通知制度	当該年分が完結（通知手続終了）した日に係る特定日以後3年		
			③被害者支援を実施するための文書	通知書	事件管理・刑事政策		被害者支援制度	3年		
			④その他被害者支援及び被害者等通知を実施するための文書	- 被害者支援業務日誌 - 受刑者釈放予定通報書（検） - 受刑者釈放通報書	執行		被害者支援業務日誌 被害者支援等結果報告書 受刑者釈放予定通報書（検） 受刑者釈放通報書	1年		

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
					大分類	中分類	名称（小分類）			
				・被害者の処遇状況等に関する通知書 ・被害者の拘留刑に関する通知書			被害者の処遇状況等に関する通知書 被害者の拘留刑に関する通知書			
16	検察審査会に関する事項	(1)検察審査会による建議、勧告その他の重要な経緯	①検察審査会による建議、勧告に関する文書 ②建議・勧告に対する回答をするための決裁文書 ③検察審査会の議決及び再捜査の経緯を把握するための帳簿	・建議、勧告 ・措置結果通知 ・整理簿、事件簿 ・検審事件票 ・検察審査会議決報告書	企画調査	検察審査会	検察審査会勧告書等 検審事件整理表	5年	廃棄	②は不起訴処分が存在しない場合の議決書謄本等が該当
		②その他検察審査会に関する事項	①検察審査員の選定に関する文書 ②その他検察審査会に関する文書	・照会書 ・回答書	企画調査	検察審査会	検察審査員選定に係る照会・回答書 検察審査会に関する文書	1年		
17	図書・資料の管理に関する事項	図書・資料の管理に関する事項	①検察月報 ②検察研究特別資料 ③執務に関する図書・資料 ④図書・資料データファイル ⑤執務参考図書・資料 ⑥その他図書・資料 ⑦図書の購入希望に関する資料	・検察月報 ・検察研究特別資料 ・検察研究資料 ・検察研究叢書 ・法務研究報告書 ・検察研究調査報告書 ・検察資料 ・研修教材 ・公安教養資料 ・図書台帳 ・図書・資料データファイル ・職務事例データファイル ・研修資料 ・図書貸出簿 ・図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	企画調査	図書・資料	検察月報 検察研究特別資料 検察研究資料 検察研究叢書 法務研究報告書 検察研究調査報告書 検察資料 研修教材 図書台帳 研修資料 図書類貸出簿 図書類廃棄申請書 ・庁用図書類購入申出書	5年 10年 5年 常用 3年 1年 1年未満	廃棄	
18	行政の情報化に関する事項	その他システムに関する事項	端末持ち出しに関する文書	・端末持出等許可申請書 ・端末持出等許可に係る終了報告 ・モバイル端末管理簿	情報システム管理	システム開発・管理	端末の持ち出し等許可に関する文書 モバイル端末の持出等許可申請管理簿 スマートフォン端末等の持出許可申請管理簿 解析用システム持出許可申請書(兼管理簿)	5年	廃棄	※モバイル端末にはスマートフォン端末、タブレット端末を含む
19	検務に関する事項	(1)事件事務に関する事項	①審判請求、不服申立の経緯を把握するための帳簿 ②訴訟費用負担請求を把握するための帳簿 ③事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての事件事務を遂行するための補助文書	・審判請求処理簿 ・訴訟費用負担請求処理簿 ・事件記録・証拠品送致票 ・起訴状通付票 ・略式命令請求通付票 ・交通事件即決裁判通付票 ・少年事件送致通付票	事件管理 事件	事件	審判請求処理簿 訴訟費用負担請求処理簿 事件記録・証拠品送致票(甲) 事件記録・証拠品送致票(乙) 起訴状通付票 略式命令請求通付票 交通事件即決裁判通付票 少年事件送致通付票	10年 5年 3年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・ 通告欠如事件記録送付簿 ・ 不服申立事件記録保存簿 ・ 出国確認留保該当者通知等整理簿 ・ 三即事件処分簿 ・ 没収保全カード ・ 追徴保全カード ・ 薬物犯罪通報・要請カード			通告欠如事件記録送付簿 不服申立事件記録保存簿 保存期間延長不服申立事件記録保存簿 出国確認留保該当者通知等整理簿 三即事件処分簿			
				証拠品		没収保全カード	完結した日の翌年度4月1日から3年		※1
				事件管理		追徴保全カード 薬物犯罪通報・要請カード			
		④その他事件に関する文書	・ 通知書 ・ 送付書 ・ 整理簿 ・ 索引簿 ・ 通付簿 ・ 統計 ・ 不起訴処分等告知書 ・ 依頼書 ・ 回答書 ・ 少年事件審判結果通知書	事件			1年		
				特別刑事		少年事件審判結果通知書			
	②令状事務に関すること	①傍受の原記録聴取等請求を把握するための帳簿	・ 傍受の原記録聴取等請求処理簿	事件	令状	傍受の原記録聴取等請求処理簿	5年		
		②事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等についての令状事務を遂行するための文書	・ 令状請求処理簿 ・ 勾留等請求通付票 ・ 勾留期間延長請求通付票 ・ 接見禁止等請求通付票 ・ 鑑定留置請求通付票 ・ 勾引状交付簿 ・ 傍受令状請求処理簿 ・ 傍受通知等処理簿 ・ 傍受期間延長請求処理簿 ・ 通知期間延長請求処理簿 ・ 傍受通知対象者把握簿			令状請求処理簿 勾留等請求通付票 勾留期間延長請求通付票 接見禁止等請求通付票 鑑定留置請求通付票 勾引状交付簿 傍受令状請求処理簿 傍受通知等処理簿 傍受期間延長請求処理簿 通知期間延長請求処理簿 傍受通知対象者把握簿	3年		
		③その他令状に関する文書	・ 整理簿 ・ 通付簿 ・ 嘱託書 ・ 回答書				1年		
	③証拠品事務に関すること	①刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでに重要な文書	・ 領置票 ・ 傍受記録等管理簿 ・ 捜査書類管理簿 ・ 領置票整理簿 ・ 没収裁判処理簿 ・ 没収裁判処理簿	証拠品	証拠品	領置票（没収・庁外保管領置票を含む） 領置票整理簿 傍受記録等管理簿 捜査書類管理簿	完結した日の翌年度4月1日から10年 10年 完結した日の翌年度4月1日から10年		※1 ※1

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項							
				大分類	中分類	名称（小分類）										
		②刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでにに関する文書	・記録媒体封印・提出等処理簿	証拠品		記録媒体封印・提出等処理簿	5年		※1							
		③刑事事件について押収された物及びその換価代金の受入れから処分に至るまでにに関する補助文書	・特殊証拠品保管簿 ・傍受記録の聴取等申出処理簿			特殊証拠品保管簿	3年									
		④裁判の執行に関して押収された物の受入れから処分に至るまでにに関する重要な文書	・裁判執行領置票 ・領置票整理簿			裁判執行領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年									
						裁判執行庁外保管領置票	完結した日の翌年度4月1日から10年									
						領置票整理簿	10年									
		⑤没収の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書	・令状請求処理簿			令状請求処理簿	3年									
		⑥その他証拠品に関する文書	・整理簿 ・連付簿 ・引継書 ・嘱託書 ・回答書 ・統計 ・証拠品仮出票 ・押収物還付・交付・複写・公告 ・既済関係書類 ・再審請求事件に関する通知書 ・再審事件確定通知書 ・証拠品事務月表 ・立会封金処理表			情報システム管理	証拠品仮出票 押収物還付・交付・複写・公告 既済関係書類			1年						
										証拠品事務月表	当該年分が完結した日に係る特定日以後1年					
										立会封金処理表						
										(4)執行事務に関すること	①裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する文書	・平成10年6月18日付け次長検事依命通達による選定協議・回答 ・処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し ・特別遵守事項通知書 ・執行事務規程第14条に基づく報告	執行	執行	無期事件被告人の選定協議書・回答	完結した日に係る特定日以後5年
															無期事件処理票 死刑確定者の再審請求について	
		無期事件整理簿	5年													
											処遇上の参考事項通知書及び処遇上の参考事項調査票の写し 特別遵守事項通知書	完結した日の翌年度4月1日から5年				
											死刑執行に関する通知・報告書等	5年				
											令状請求処理簿	3年				
		③自由刑の執行のための出国制限に関する文書	・出国の制限に関して作成され、又は取得された文書								出国の制限に関して作成され、又は取得された文書					
		④その他執行に関する文書	・刑執行猶予言渡し取消通知書 ・刑執行不能決定書 ・収容関係書類 ・再犯通知処理簿								刑執行猶予言渡し取消事由通知書	1年				
										刑執行不能決定書						
										刑執行状況等通知書						

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・自由刑執行指揮 ・執行猶予取消決定謄本 ・送達報告書 ・照会状況一覧 ・自由刑未執行関係書類 ・執行事務年表 ・執行事務月表 ・自由刑未執行状況等調査表	情報システム管理		刑の執行猶予取消関係 自由刑未執行関係書類（既済分） 執行事務年表 執行事務月表 自由刑未執行状況等調査表	完結した日に係る特定日以後1年 1年 当該年分が完結した日に係る特定日以後1年		
	(5)徴収事務に関すること	①罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する重要な文書 ②訴訟費用予納金の管理を行うための帳簿 ③罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条第1項の費用又は民事訴訟法第303条第1項の納付金の裁判の執行に関する補助文書 ④徴収金の裁判の執行に関する調査のために行う令状請求に係る文書 ⑤徴収金の裁判の執行のために行う令状請求に係る文書 ⑥徴収金の裁判の執行のための出国制限に関する文書 ⑦その他徴収に関する文書	・印紙納付書 ・徴収金指揮印票 ・徴収金指揮印票（仮納付） ・訴訟費用予納金保管整理簿 ・徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 ・令状請求処理簿 ・拘置請求連付票 ・勾引状交付簿 ・出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 ・納付済証（原符） ・印紙納付済証 ・徴収・収納済通知書 ・徴収不能決定書 ・労役場留置執行終了報告書 ・訴訟費用執行免除申立 ・過料事件 ・不処罰決定 ・日計（集計）表 ・照会状況一覧 ・既済関係書類	監査 徴収	徴収	印紙納付書 徴収金指揮印票 徴収金指揮印票（仮納付） 訴訟費用予納金保管整理簿 徴収・収納済通知書等用紙等受払簿 令状請求処理簿 拘置請求連付票 勾引状交付簿 出国の制限(拘置を含む。)に関して作成され、又は取得された文書 印紙納付済証 徴収・収納済通知書（日計表含む） 徴収不能決定書 労役場留置執行終了報告書 訴訟費用執行免除申立関係書類 過料事件 不処罰決定 既済関係書類（徴収）	10年 5年 3年 3年 1年 完結した日に係る特定日以後1年		

※1 完結した日に係る特定日(1月1日)以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日(1月1日)以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・未済関係書類 ・徴収年表 ・徴収月表 ・印紙納付調査書	情報システム管理		徴収年表 徴収月表 印紙納付調査書	1 年 当該年度分が完結した日に係る特定日以後 1 年		
	(6)犯歴事務に関する事	犯歴の把握等に関する文書	・犯歴票 ・犯歴事項通知書 ・既決犯罪通知書 ・縦断申渡関係通知書 ・整理簿 ・送付書 ・欠格事由に関する照会に係る文書	犯歴	犯歴	犯歴票 犯歴事項通知書 既決犯罪通知書（送付不要分） 戸籍身分事項異動通知書 既決犯罪通知書兼受領書 欠格事由に関する照会に係る文書	死亡の翌年度 4 月 1 日から 1 年 1 年		※ 2
	(7)手配事務に関する事	①自由刑とん刑者等の手配登録等に関する文書 ②その他手配に関する文書	・手配登録簿 ・手配登録整理簿 ・通知書 ・整理簿 ・処理簿	共通	手配	手配登録簿 手配登録整理簿 収容状発付命令・取消書（既済分） 逃亡被告人等手配登録・解除通知書（既済分）	3 年 1 年		
	(8)恩赦事務に関する事	恩赦に関する文書	・上申書 ・通知書 ・送付書 ・カード ・名簿	犯歴	恩赦	恩赦関係書類	1 年		
	(9)保護事務に関する事	保護に関する文書	・保護観察者再犯通知簿 ・仮釈放者再犯通知簿 ・処理簿	執行	保護	保護観察者再犯通知処理簿 仮釈放者再犯通知処理簿	1 年		
	(10)記録事務に関する事	①刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する重要な文書 ②刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する文書 ③刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する補助文書 ④刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定等に関する文書	・閲覧に関する決定書 ・裁判書謄本・抄本交付請求書 ・保管期間延長記録目録 ・再審保存記録目録 ・再審保存期間延長記録目録 ・廃棄目録 ・特別処分記録目録 ・保存期間延長不起訴記録目録 ・競合記録に関する照会書 ・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定相当事件報告書	記録	記録	閲覧に関する決定書（閲覧請求・謄写申出書を含む） 裁判書謄本・抄本交付請求書 保管期間延長記録目録 再審保存記録目録 再審保存期間延長記録目録 廃棄目録（保管記録等廃棄完了報告書含む） 特別処分記録目録 保存期間延長不起訴記録目録 競合記録に関する照会書	5 年 3 年 5 年	当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後 1 年	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項
				大分類	中分類	名称（小分類）			
			・刑事参考記録・刑事参考不起訴記録指定要望申出事件検討結果報告書 ・刑事参考記録等指定上申書（経過する庁の登載は不要） ・刑事参考記録等に関する指定の通知（経過する庁の登載は不要）						
		⑥その他記録に関する文書	・弁護士法23条の2に基づく照会書 ・保管・保存記録貸出簿 ・閲覧請求・謄写申出書 ・送付書 ・受領書 ・保管・保存期間延長決定 ・廃棄関係書類 ・再審請求事件に関する通知書			弁護士法23条の2に基づく照会 保管・保存記録貸出票（貸出関係書類含む） 行政上の共助関係綴	1年		
	II 共助事務に関する事	①検務事務についての共助に関する重要な文書	・国際捜査共助事件処理票	検務その他	共助	国際捜査共助事件処理票	10年		
		②検務事務についての共助に関する補助文書	・共助事件簿 ・証拠品共助事件簿 ・没収の執行に関する調査共助事件簿 ・国際共助事件処理カード			共助事件簿 証拠品共助事件簿 没収の執行に関する調査共助事件簿 国際共助事件処理カード	3年		
		③その他共助に関する文書	・執行指揮嘱託書 ・通知書			執行指揮嘱託書	1年		※1
	II 報告（検務）	①検務事務についての報告に関する文書		検務その他	報告（検務）		5年		
		②その他検務事務についての報告に関する文書	・通知 ・検証・検討結果報告 ・傍受令状の請求等に関する報告書	共通		検証・検討結果報告			
				企画調査		傍受令状の請求等に関する報告書	3年		
20	医療観察に関する事項	医療観察に関する事	①心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する重要な文書 ②心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する事件審判記録等 ③その他心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件に関する文書	検務その他	医療観察	処遇事件処理票 処遇事件審判記録 医療観察に係る裁判書謄本 その他処遇事件に関する文書	5年 当該記録の廃棄命令の日に係る特定日以後1年 1年	廃棄	

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項								
					大分類	中分類	名称（小分類）											
21	捜査・公判に関する事項	(1)事件の端緒に関すること	①未検挙重要事件の発生状況等を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	捜査（その他）	整理簿	1 年	廃棄									
			②投書、告訴・告発の事務処理の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	特別刑事	投書、告訴・告発	整理簿、事件簿、取扱簿	3 年										
			③その他投書等に関する文書					1 年										
		(2)事件の請訓、協議に関すること	事件の請訓・協議・審議の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿	事件管理	事件請訓・協議整理簿	整理簿、事件簿	5 年										
		(3)捜査・公判に関する報告	①捜査機関からの協議状況を把握するための帳簿	・整理簿	事件管理	協議報告整理簿	事件協議	事件報告 整理簿	5 年									
				②捜査・公判の報告（終結事件）に関する重要な文書					・整理簿、事件簿 ・報告書		事件管理・特別刑事	終結事件報告（捜査・公判）	事件報告	5 年				
				③捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書					・報告書						主要事件報告	3 年		
				④その他捜査・公判の報告（終結事件）に関する文書					・報告書								指定事件報告 事件報告 整理簿、事件簿	1 年
		(4)捜査・公判資料の収集整備に関すること	①事件の検証に関する資料	・検証結果報告 ・検察制度改革 ・捜査・公判事務改善	事件管理	捜査（資料）	検証結果 検察制度改革	3 0 年	移管（発出庁のみ） （発出庁以外は廃棄）									
		②捜査に関する資料	・捜査関係資料 ・協議資料 ・刑事資料 ・特別刑事資料 ・公安執務資料 ・刑執行状況調査 ・刑事執務資料 ・特別刑事執務資料	事件管理・特別刑事	捜査・公判（統計）	被疑事件の受理及び処理 検察官別事件受理処理月表	捜査関係資料	5 年	廃棄									
							精神障害者調査票 刑事資料 特別刑事資料 公安執務資料 刑執行状況調査 刑事執務資料 特別刑事執務資料 刑事政策資料	1 年										
								常用										
							④捜査・公判に関する統計	・統計調査資料			情報システム管理	被疑事件の受理及び処理 検察官別事件受理処理月表	1 年					
							⑤公判に関する資料	・執務参考資料			事件管理	公判（資料）	高等裁判所刑事裁判速報	5 年				
							⑥刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度に関する文書	・照会書 ・回答書					刑事裁判の充実・迅速化及び裁判員制度	3 年				
							⑦無罪等確定事件に関する文書	・報告書					無罪等確定事件報告票					
							⑧刑事施設等の巡視に関する文書	・計画書 ・結果報告書			企画調査	刑事施設等の巡視結果報告書	1 年					
							⑨その他捜査・公判資料の収集整備に関する文書	・無罪事件調 ・公訴取消状況調			事件管理	無罪事件調 公訴取消状況調						
		(5)捜査・公判遂行に関すること	①裁判結果に関する文書	・裁判結果票	事件管理	公判（遂行）	裁判結果票	5 年										
			②再審請求の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿											
③検察官上訴の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿		整理簿、事件簿															

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項				
					大分類	中分類	名称（小分類）							
			④非常上告の経緯を把握するための帳簿	・整理簿、事件簿			整理簿、事件簿	3 年						
			⑤証人等の被害についての給付に関する文書	・証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿			証人等の被害についての給付に関する法律による給付原簿							
			⑥退去強制手続に関する文書	・整理簿 ・報告書			捜査（その他） 退去強制容疑者通報 退去強制整理簿							
			⑦その他捜査・公判遂行に関する文書	・結果通知 ・管理簿			公判（遂行） 検察官控訴事件結果通知	1 年						
							捜査（その他） 代表者聴取管理簿							
		(6)事件の調査・照会に関すること	①事件の調査・照会に関する文書		事件管理	事件調査・照会		5 年						
			②その他事件の調査・照会に関する文書					3 年						
				・照会状況一覧							1 年			
		(7)民事事件に関すること	①人事訴訟に関する文書		事件管理	公判（遂行）	人事訴訟事件	完結した日に係る特定日以後 1 年						
			②非訟事件に関する文書				非訟事件	1 年						
			③破産関係事件に関する文書				破産関係事件	1 年						
		22	重要経済安保情報の管理等に関する事項	(1)重要経済安保情報の管理	重要経済安保情報の保管等の状況が記録された帳簿	・重要経済安保情報文書等管理簿 ・重要経済安保情報取扱者名簿 ・職員の範囲を記載した書面 ・重要経済安保情報等受領書 ・重要経済安保情報文書等保管管理簿 ・重要経済安保情報文書等閲覧簿 ・重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機で取り扱う場合における当該記録の可搬記録媒体への書き出しログ及び印刷ログ	共通	重要経済安保情報			重要経済安保情報文書等管理簿 重要経済安保情報取扱者名簿 重要経済安保情報等受領書 重要経済安保情報文書等保管管理簿 重要経済安保情報文書等閲覧簿 重要経済安保情報書き出しログ及び印刷ログ	30年 5年 5年 5年	廃棄	
		(2)重要経済安保情報の指定等	重要経済安保情報の指定、有効期間の延長、解除及び満了に係る文書	・重要経済安保情報の指定等に係る通知又は周知文書		通知書・周知書	5年							
(3)他の行政機関等への重要経済安保情報の提供等	他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供等に係る協議文書等	・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議書 ・他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供に係る行政機関の長同士の協議に対する回答 ・他の行政機関における重要経済安保情報の保護に係る取決め		協議書等	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後									
				取決めに係る書類	当該取決めに係る重要経済安保情報の指定の有効期間満了の日又は指定の解除の日に係る特定日以後									
(4)重要経済安保情報文書等の交付	返却を前提とした重要経済安保情報文書等の交付に係る書類	・検察庁重要経済安保情報保護規程第23条第2項に規定する返却時期に係る書類		返却に関する書類	返却日に係る特定日以後1年									

※1 完結した日に係る特定日（1月1日）以後〇〇年とすることができる。

※2 死亡した日に係る特定日（1月1日）以後1年とすることができる。